

# 平成 30 年度（2018 年度）

## 独立行政法人国民生活センター

### 業務実績等報告書

令和元年(2019 年)6月

独立行政法人 国民生活センター

1

業務実績等報告書総括表

		年度評価					項目別 調査№.	頁数	備考
		平成 30 年 度	令和 元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度			
<b>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>									
1. 広報事業	(1) 国民への情報提供	B					【1】	3	
	(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供	B					【2】	11	
2. 情報収集・分析事業	(1) P10-NEET 等の刷新、利用承認	B	O				【3】	17	
	(2) 関係機関への情報提供及び情報交換	B					【4】	23	
3. 相談事業	(1) 苦情相談	B					【5】	29	
	(2) 国民への情報提供	B					【6】	39	
	(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	B					【7】	43	
	(4) 関係行政機関等に対する改善要望	B					【8】	47	
	(5) 消費生活相談員の待遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上	B					【9】	49	
4. 商品テスト事業	(1) 商品テストの実施	B					【10】	51	
	(2) 国民への情報提供	B					【11】	57	
	(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	B					【12】	59	
	(4) 関係行政機関等に対する改善要望	A					【13】	67	
5. 教育研修事業	(1) 実務能力向上のための研修	B					【14】	71	
	(2) 消費者教育推進のための研修	A					【15】	77	
	(3) 試験業務	B					【16】	83	
	(4) 調査研究及び海外の消費者行政的情報収集・提供	A					【17】	87	
	(5) 教育研修の合理化と経費の節減	B					【18】	91	
6. 裁判外紛争解決手続(ADR)事業	(1) ADR の適切な実施及び利用しやすい ADR の改善	B					【19】	93	
	(2) ADR 結果の相談業務等への活用推進	B					【20】	97	
	(3) 和解内容の履行確保	B					【21】	99	
	(4) 消費者裁判手続特例法への対応	B					【22】	101	
	(5) 国民への情報提供	B					【23】	103	
7. 特定適格消費者団体立担保支援事業	(1) 特定適格消費者団体との連携、協力	B					【24】	105	
	(2) 立担保期限の遵守	—					【25】	107	
	(3) 立担保事業の適切な管理、求償	—					【26】	108	
<b>第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>									
1. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減	B						【27】	109	
2. 総人件費の削減	B						【28】	113	
3. 適正な給与水準の維持	B						【29】	115	

4. 適正な入札・契約の実施	C					【30】	117	
5. 保有資産の有効活用	B					【31】	121	
6. 自己収入の拡大・経費の節減	B					【32】	125	
<b>第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</b>								
<b>第 4 短期借入金の限度額</b>								
<b>第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画</b>								
<b>第 6 重要な財産の処分等に関する計画</b>								
<b>第 7 剰余金の使途</b>								
<b>第 8 その他業務運営に関する事項</b>								
1. 市場化テストの実施	B					【38】	131	
2. 情報セキュリティ対策	B					【39】	133	
3. 内部統制の充実・強化	B					【40】	135	
4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組	B					【41】	137	
<b>第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>								
1. 施設及び整備に関する計画	—					【42】	139	
2. 人事に関する計画	B					【43】	140	
3. 中期目標期間を超える債務負担	—					【44】	141	
4. 積立金の処分に関する事項	B					【45】	142	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「O」を付す。  
難易度を「高」と設定している項目については各評語の下線を引く。

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【1】			
1. 広報事業	(1) 国民への情報提供		
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号3(2)⑩、6(1) ④		
当該項目の重要度・難易度	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条 「消費者基本法」第25条	関連する政策評価・行政事業 行政事業レビューシート 事業番号0010 レビュー

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績)	①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞（在京6紙、ネット掲載含む）掲載回数	—	68回	63回					予算額（千円）	199,432			
テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）放送回数	—	53回	40回					決算額（千円）	187,020			
ウェブ版国民生活の読者アンケート結果	5段階評価中平均4以上	4.5	4.5					経常費用（千円）	186,168			
「くらしの豆知識」の購入者アンケート結果	5段階評価中平均4以上	—	4.7					経常損益（千円）	16,087			
記者説明会開催回数	—	19回	19回					行政サービス実施コスト（千円）	164,581			
地方紙掲載回数（ネット掲載を含む）	—	216回	493回					従事人員数	13			
ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数	—	5,550,235件	5,825,883件									
ウェブ版「国民生活」を印刷した簡易冊子版の配布部数	—	1,195部	1,245部									

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

「くらしの豆知識」販売部数	—	245,970部	198,409部									
録音図書「ディジーくらしの豆知識」作成部数	—	1,200部	1,270部									
相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数	—	24回	29回									
消費者庁が行った注意喚起情報の紹介件数	—	571件	666件									
他省庁が行った注意喚起情報の紹介件数	—	1,190件	969件									
災害等関連情報の提供件数	—	—	17件									

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
① 報道機関等を通じた情報提供	① 報道機関等を通じた情報提供	① 報道機関等を通じた情報提供	<指標> ① 新聞（在京6紙、ネット掲載含む）掲載回数（平成28年度実績：68回） ② テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）放送回数（平成28年度実績：53回） ③ ウェブ版「国民生活」読者へのアンケート結果（5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.5））	<主要な業務実績> ① 報道機関等を通じた情報提供 イ、 記者説明会情報提供関係部署との公表に関する打ち合わせを定期的に開催し、公表案件のスケジュールや案件の調整を図り、効果的な記者説明会の運営を行った。 また、迅速に情報提供すべき事案や社会的関心の高い事案（架空請求の新たな手口やラグビーワールドカップのチケット購入トラブル等）については、記者説明会の開催にこだわらずウェブサイトで迅速な公表を行い記者への通知を行うなど臨機応変に対応した。 ロ、 ウェブサイト上での公表 毎回記者説明会終了と同時に遅滞なくウェブサイトに情報を公開した。 また、記者説明会を開催しないウェブサイト	<評定と根拠> 評定：B 記者説明会の開催、ウェブサイト、SNS、ウェブ版「国民生活」、「くらしの豆知識」の発行等による情報提供を行った。 公表した情報については、新聞に63回、テレビ・ラジオに40回、地方紙（ネット掲載含む）に493回取り上げられた。 また、11月14日からはTwitterを新たに開設し、Facebookと併せてSNSでの情報発信も強化した。Facebookでは110回、Twitterでは52回の情報発信を行った。 ウェブ版「国民生活」は読者満足度4.5、「くらしの豆知識」	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>成28年度実績：68回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）放送回数（平成28年度実績：53回）</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>国民への情報提供を広く行う手段として、新聞やテレビ・ラジオなどのマスメディアによる報道を通じた広報が極めて有効であるが、当該報道に接した読者や視聴者の数を正確に捉えることは困難であることから、新聞（在京6紙、ネット掲載を含む）の掲載回数、テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）の放送回数を目標とし、達成水準は設定しないこととする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記者説明会開催回数（平成28年度実績：19回）</li> <li>・地方紙掲載回数（ネット掲載を含む）（平成28年度実績：216回）</li> </ul>	<p>イ. 記者説明会によるマスメディアを通じた広報</p> <p>国民への情報提供を広く迅速に行う手段として、新聞やテレビ・ラジオなどのマスメディアによる報道を通じた広報が極めて有効であることから、機動的に記者会見を開催し、情報提供の充実を図る。</p> <p>ロ. ウェブサイト上での公表</p> <p>マスメディアを通じた広報に加え、ウェブサイト上で迅速かつ的確な公表を行い、情報提供の充実を図る。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞（在京6紙、ネット掲載を含む）掲載回数（平成28年度実績：68回）</li> <li>・テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）放送回数（平成28年度実績：53回）</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記者説明会開催回数（平成28年度実績：19回）</li> <li>・地方紙掲載回数（ネット掲載を含む）（平成28年度実績：216回）</li> </ul>	<p>・「くらしの豆知識」購入者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上</p> <p>&lt;関連指標&gt;</p> <p>①・記者説明会開催回数（平成28年度実績：19回）</p> <p>・地方紙掲載回数（ネット掲載を含む）（平成28年度実績：216回）</p> <p>②・ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数（平成28年度実績：5,550,235件）</p> <p>・ウェブ版「国民生活」を印刷した簡易冊子版の配布部数（平成28年度実績：1,195部）</p> <p>・「くらしの豆知識」販売部数（平成28年度実績：245,970部）</p> <p>録音図書「ディジー版くらしの豆知識」作成部数（平成28年度実績：1,200部）</p> <p>・相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数（平成28年度実績：24回）</p> <p>③・消費者庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：571件）</p> <p>・他省庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：1,190件）</p> <p>④・災害等関連情報の提供件数</p>	<p>での公表（ホームページ公表）や定期公表物の掲載を着実に行った。</p> <p>※詳細は【資料1、2】参照</p> <p><b>【課題と対応】</b></p> <p>新規掲載、テレビ・ラジオの放送等については、報道機関に取り上げてもらえるよう時宜に応じた情報提供に努める。</p>

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p><b>(2) ウェブサイト、出版物等による情報提供</b></p> <p>相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報を活用して、ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活の諸問題に係る情報を適時適切に提供する。</p> <p>イ. ウェブサイト</p> <p>消費者問題に関する専門的情報を編集したウェブ版「国民生活」をウェブサイトへ掲載する。</p> <p>また、高齢者・障害者等に最新の消費者被害状況を迅速に伝えることを目的とする「見守り新鮮情報」のメールマガジン「見守り新鮮情報」の発行及びウェブサイトへの掲載などによって、高齢者・障害者等を含めたよりない国民や全国の消費生活センター等に必要な情報が行き渡るよう取り組む。</p> <p>ロ. 出版物等</p> <p>ウェブ版「国民生活」の印刷版（簡易冊子版）を作成し、消費生活センター等へ配布する。</p> <p>また、消費者トラブル対策に役立つ情報をコンパクトにまとめた冊子「くらしの豆知識」を年1回発行・販売し、購入者から5段階中平均4以上の評価を得る。併せて、視覚障害者向け録音図書「ディジー版くらしの豆知識」を作成・配布する。</p> <p>また、消費者トラブル対策に役立つ情報をコンパクトにまとめた冊子「くらしの豆知識」を年1回発行・販売し、購入者から5段階中平均4以上の評価を得る。併せて、視覚障害者向け録音図書「ディジー版くらしの豆知識」を作成・配布する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ版「国民生活」読者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平</li> </ul>	<p><b>② ウェブサイト、出版物等による情報提供</b></p> <p>イ. ウェブサイト</p> <p>・ホームページ</p> <p>ホームページのリニューアルを行い、11月から新デザインのホームページを公開した。リニューアルでは、主にスマートフォンでも閲覧しやすいように改良するとともに、主要な情報が探しやすいうようにデザインや配置等を改善した。</p> <p>・ウェ็บ版「国民生活」</p> <p>消費者問題の専門情報として毎月1回ウェブ版「国民生活」のコンテンツを作成し、ホームページへ掲載した。</p> <p>また、読者等へのアンケート調査結果から、取り上げて欲しいテーマ等についての意見や要望を紙面に反映した。</p> <p>（連載記事：4本・特集・単発記事：24本）</p> <p>さらに、メールマガジン「見守り新鮮情報」の発行及びウェブサイトへの掲載などにより、広く国民や全国の消費生活センター等に必要な情報が行き渡るよう取り組んだ。</p> <p><b>ロ. 出版物等</b></p> <p>・ウェブ版「国民生活」</p> <p>消費者問題の専門情報として毎月1回ウェブ版「国民生活」のコンテンツを作成し、ホームページへ掲載するとともに、同コンテンツの簡易冊子を関係各所に配布した。</p> <p>また、簡易冊子版を送付している消費生活センター及び消費者団体を対象とした読者アンケートを実施し、満足度について5段階評価で「4.5」を得た。</p> <p>※詳細は【資料3】参照</p> <p>・「くらしの豆知識」</p> <p>2019年版「くらしの豆知識」を発行した。また、2019年版「くらしの豆知識」のディジタル版を作成し、全国の消費生活センター及び点字図書館等へ配布した。</p> <p>さらに、国民生活センターを通じた注文実績のある2019年版の購入者にアンケートを実施し、満足度については5段階評価で「4.7」を得た。</p> <p>※詳細は【資料4】参照</p> <p>・ ウェブサイトについて、障がい者に配慮した</p>

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>均4.5)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「くらしの豆知識」購入者へのアンケート結果5段階評価中平均4以上</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>毎月発行するウェブ版「国民生活」を着実にウェブサイトへ掲載し、重要なテーマに関する特集を組むなど時宜に応じた編集の工夫を行い、その内容の有用性につき広く国民への周知を図るとともに、特集記事等の内容に対し読者の満足度を測る項目をアンケートに盛り込み、5段階評価で平均4以上の読者評価が得られることを目標とする。「くらしの豆知識」についても、アンケートにおいて購入者の満足度を測る項目を盛り込み、5段階評価で平均4以上の購入者評価が得られることを目標とする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数（平成28年度実績：5,550,235件）</li> <li>・ウェブ版「国民生活」を印刷した簡易冊子版の配布部数（平成28年度実績：245,970部）</li> <li>・録音図書「ディジタル版くらしの豆知識」作成部数（平成28年度実績：1,200部）</li> <li>・相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数（平成28年度実績：24回）</li> </ul>	<p>販売推進（無料の視覚障害者向け録音図書「ディジタル版くらしの豆知識」の配布推進を含む。）に取り組む。</p> <p>さらに、ウェブ版「国民生活」読者、及び「くらしの豆知識」購入者よりアンケートで5段階中平均4以上の評価を得る。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ版「国民生活」読者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.5）</li> <li>・「くらしの豆知識」購入者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数（平成28年度実績：5,550,235件）</li> <li>・ウェブ版「国民生活」を印刷した簡易冊子版の配布部数（平成28年度実績：1,195部）</li> <li>・「くらしの豆知識」販売部数（平成28年度実績：245,970部）</li> <li>・録音図書「ディジタル版くらしの豆知識」作成部数（平成28年度実績：1,200部）</li> <li>・相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数（平成28年度実績：24回）</li> </ul>	<p>ホームページを提供するためのウェブアクセシビリティ対応を実施した。</p> <p>また、FacebookやTwitterによる情報発信を積極的に行なった。特にTwitterでは、テキスト情報だけではなく動画による注意喚起の掲載も行った。</p> <p>Facebookでの発信：110回 Twitter(11/14より開設)：52回</p>		
---	--	---	--	--

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>継：1,195部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「くらしの豆知識」販売部数（平成28年度実績：245,970部）</li> <li>・録音図書「ディジタル版くらしの豆知識」作成部数（平成28年度実績：1,200部）</li> <li>・相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数（平成28年度実績：24回）</li> </ul> <p><b>③ 消費者庁が行う注意喚起への協力</b></p> <p>消費者庁が行う注意喚起等について、可能な限りの媒体を利用して消費者に情報提供する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：571件）</li> <li>・他省庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：1,190件）</li> </ul> <p><b>④ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供</b></p> <p>消費者基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国民の消費生</p>	<p>成28年度実績：24回）</p> <p><b>③ 消費者庁が行う注意喚起への協力</b></p> <p>消費者庁が行う注意喚起等について、ウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：571件）</li> <li>・他省庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：1,190件）</li> </ul> <p><b>④ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供</b></p> <p>災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応</p>	<p><b>③ 消費者庁が行う注意喚起への協力</b></p> <p>消費者庁が行う注意喚起等について、ウェブサイト等を利用して消費者に情報提供とともに、それらをSNSで情報提供するために必要な整備を行う。</p> <p><b>④ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供</b></p> <p>災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応</p>	<p><b>③ 消費者庁が行う注意喚起への協力</b></p> <p>「中央省庁からの情報」コーナーで、消費者庁の注意情報を紹介し、メールマガジン（生活ニュースネットマガジン）でも周知した。</p> <p>また、政府広報ヘーマ提案を行い、消費者庁と共に3テーマの内容を、テキスト情報、ラジオ番組、テキスト広告で情報提供した。</p> <p><b>④ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供</b></p> <p>平成30年6月18日に大阪府北部で発生した地震、7月の「平成30年7月豪雨」、9月6日の「平成30年北海道胆振東部地震」、平成31年2月21日に北海道胆振東部で発生した地震、豚コレラ等の災害等の発生において、関連する情報や消費者被害の防止のための</p>	
--	--	---	--	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>活において「消費者による必要以上の購入等による生活必需品等の品不足」、「福島第一原発事故による風評被害」が発生したことを指摘して「災害時の消費生活に関する情報提供」の充実を求めているほか、重大事故を始めとする消費者事故の発生時において「消費者への注意喚起等の必要な措置」を求めていた。これらを踏まえ、災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応で設置した特設電話相談や都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話相談等により収集した情報を、ウェブサイト等を通じて適時適切に提供する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等関連情報の提供件数</li> </ul>	<p>で設置した特設電話相談や都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話相談等により収集した情報を、ウェブサイト等を通じて適時適切に提供する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等関連情報の提供件数</li> </ul>	<p>情報をウェブサイトの目立つ位置に掲載する等を行った。</p>		
--	--	---	-----------------------------------	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【2】	
1. 広報事業	(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号4(2)②、6(1) ④
当該項目の重要度・難易度	—

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
「見守り新鮮情報」メールマガジン登録者数	—	21,873人	22,696人						予算額（千円）	199,432				
情報提供を実施した支援機関数	—	—	53機関						決算額（千円）	187,020				
「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数	—	28回	29回						経常費用（千円）	186,168				
録音書「ディジー版くらしの豆知識」作成部数	—	1,200部	1,270部						経常損益（千円）	16,087				
ウェブサイトにおける専用ページの更新回数	—	—	10回						行政サービス実施コスト（千円）	164,581				
ウェブ版国民生活における取組の紹介回数	—	—	11回						従事人員数	13				
展示スペース等における展示内容の更新回数	—	—	29回											
相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数	—	24回	27回											

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）。以下「消費者教育推進法」という。）及び変更中の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定。以下「消費者教育推進基本方針」という。）を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。	① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供	① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供	① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供	<指標> ① ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数（平成28年度実績：21,873人） ・情報提供を実施した支援機関数 <関連指標> ① ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数（平成28年度実績：28回） ・録音書「ディジー版くらしの豆知識」作成部数（平成28年度実績：1,200部） ② ・ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数 ・ウェブ版「国民生活」における先進的な取組の紹介回数 ・展示スペース等における先進的な取組の展示内容の更新回数 ③ ・相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数（平成28年度実績：24回）	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 高齢者、障害者及び支援を行う関係者へ、「見守り新鮮情報」による情報提供を定期的に行つた。また、2019年版「くらしの豆知識」のディジー版を作成した。 消費者教育の実践事例をウェブ版「国民生活」で情報提供した。 消費生活相談事例が消費者教育に活用されるよう、見守り新鮮情報等の作成にあたりPIO-NET情報を活用した。 メールマガジン「見守り新鮮情報」の登録者数は、平成30年末まで22,696人であった。また、「見守り新鮮情報」を高齢者・障害者の支援機関53機間に情報提供した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定	<評定と根拠> <課題と対応>
① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供	① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供	① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供	① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供				<課題と対応> 令和元年度も引き続き、SNS等を活用するなどし、高齢者だけでなく若者を含めた幅広い年齢層、多様な対象に向けた消費者教育の推進に資する情報提供を積極的に行う。	

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>活センター等を経由して情報の提供を行うことなどにより、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすいよう積極的な広報活動に努める。また、支援機関等による広報活動の状況を把握し、これを踏まえて、支援機関及びその構成員に対する情報提供の方策について消費生活センターを経由する以外の有効な方策を検討し、目標期間中に適宜実施していくこととする。なお、実施する方策は、年度計画において具体的に定める。併せて、広報を受けた高齢者等の反響を把握する仕組みを検討し、構築した仕組みを活用して、当該取組の見直しや成果の把握を行う。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数（平成28年度実績：21,873人）</li> <li>・情報提供を実施した支援機関数</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>「見守り新鮮情報」（メールマガジン）についても「国民生活」と同様に、その内容がより多くの人に認識され、より多くの人に読まれることに意義があることに意義があることとする。</p> <p>害者等に到達しやすいよう積極的な広報活動及び、「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数の維持向上に努める。</p> <p>また、支援機関等による広報活動の状況を把握し、これを踏まえて、支援機関及びその構成員に対する情報提供の方法について消費生活センターを経由する以外の有効な方策を検討し、目標期間中に適宜実施していくこととする。なお、実施する方策は、年度計画において具体的に定める。併せて、広報を受けた高齢者等の反響を把握する仕組みを検討し、構築した仕組みを活用して、当該取組の見直しや成果の把握を行う。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数（平成28年度実績：21,873人）</li> <li>・情報提供を実施した支援機関数</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数（平成28年度実績：28回）</li> <li>・録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数（平成28年度実績：1,200部）</li> </ul>				
--	---	--	--	--	--

13

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>とから、発行回数そのものを単に増加させることよりも、発行された方がより多くの人に読まれるよう、登録者数を着実に増加させることを重視する目標とする。そのための手段については、これまで実施してきたウェブサイトでの登録呼び掛け及びセンターが主催又は参加する各種フォーラムやイベント、講演会、研修等の様々な場で積極的に登録を呼び掛けることにより、高齢者・障害者本人のみならず、これら支援関係者・構成員等の登録の実現と大幅な増加につなげていく積極的な取組を行うことから、達成水準は設定しないこととする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数（平成28年度実績：28回）</li> <li>・録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数</li> </ul>				
--	---	--	--	--	--

14

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>数 (平成28年度実績: 1,200部)</p> <p><b>② 消費者教育の推進に関する先進的な取組の情報提供</b></p> <p>消費者教育推進法第18条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組の情報を提供するため、東京事務所及び相模原事務所の展示スペース等において、新たに情報の内容を広報する資料（ポスター、パンフレット等含む）を作成して掲示する。また、先進的な取組で作成された資料や物品の展示を実施するとともに、ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページへの掲載を積極的に行う。さらに、若者向けの取組として、若者が慣れ親しむSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した188（消費者ホットライン）の広報を積極的に行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数</li> <li>・ウェブ版「国民生活」における先進的な取組の更新回数</li> </ul>	<p><b>② 消費者教育の推進に関する先進的な取組の情報提供</b></p> <p>学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組の情報を提供するため、東京事務所及び相模原事務所の展示スペース等において、新たに情報の内容を広報する資料（ポスター、パンフレット等含む）を作成して掲示する。また、先進的な取組で作成された資料や物品の展示を実施するとともに、ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページへの掲載を積極的に行う。さらに、若者向けの取組として、若者が慣れ親しむSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した188（消費者ホットライン）の広報を積極的に行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数</li> <li>・ウェブ版「国民生活」における先進的な取組の紹介回数</li> <li>・展示スペース等における先進的な取組の展示内容の更新回数</li> </ul>	<p><b>②消費者教育の推進に関する先進的な取組の情報提供</b></p> <p>ウェブ版「国民生活」で、多様な扱い手による意欲的かつ実践的な消費者教育の取組例を「消費者教育実践事例集」のコーナーに掲載した。</p> <p>また、ウェブサイトで消費者教育用教材や消費生活センターの取組について紹介した。</p> <p>さらに、東京事務所及び相模原事務所の展示スペース等における掲示（展示物、配布物）及びデジタルサイネージのコンテンツの更新を29回を行なった。</p> <p>SNSにより188（消費者ホットライン）の広報を積極的に行なった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Facebookにおける188の周知 110回の投稿中78回</li> <li>○Twitter（11/14より開設）における188の周知 52回の投稿中23回</li> </ul>		
---	---	--	--	--

15

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>紹介回数 ・展示スペース等における先進的な取組の展示内容の更新回数</p> <p><b>③ 消費生活相談実例等の消費者教育への活用</b></p> <p>消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、公民館その他の社会教育施設等において、消費生活センター等が収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるようP1O-NET情報を活用して時宜を得たテーマを選定し、情報提供する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数 (平成28年度実績: 24回)</li> </ul>	<p><b>③ 消費生活相談実例等の消費者教育への活用</b></p> <p>P1O-NET情報を活用して時宜を得たテーマを選定し、情報提供する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数 (平成28年度実績: 24回)</li> </ul>	<p><b>③ 消費生活相談実例等の消費者教育への活用</b></p> <p>P1O-NET情報を活用して時宜を得たテーマを選定し、「見守り新鮮情報」を作成する。</p>	<p><b>③消費生活相談実例等の消費者教育への活用</b></p> <p>「見守り新鮮情報」について、P1O-NET情報を活用したテーマを選定し作成した。</p>	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【3】							
2. 情報収集・分析事業	(1) PIO-NE T等の刷新、利用承認等						
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号6（2）⑦				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条、第42条 「消費者基本法」第25条	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 登録日数を短縮することは、消費者被害の早期認識のために極めて重要であり、消費者被害の発生又は拡大の防止及び被害の迅速な回復に資するものであるため。 難易度：「高」 第3期中期目標期間における短縮努力により目標（消費生活センター等10日以内、センター5日以内）の登録日数をすでに大幅に短縮し、困難な目標を超過達成したところであるが、登録日数短縮の重要性に鑑みた目標として定めているため。				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号0010	

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値（平成28年度実績値）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
全国の消費生活センターにおける登録日数	7日以内	7.0日	6.6日						予算額（千円）	2,298,115				
国民生活センター受付相談の登録日数	4日以内	4.3日	4.2日						決算額（千円）	989,960				
PIO-NE T利用承認件数	—	39	12						経常費用（千円）	1,150,304				
									経常損益（千円）	17,896				
									行政サービス実施コスト（千円）	1,096,519				
									従事人員数	22				

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
消費者基本計画第4章6（2）「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-N）			<指標> ① 全国消費生活センター等における登録日数	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B ① PIO-NE Tの刷新 ・刷新に向けた取組み	<評定>

17

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

E.T）を適切に運用することとともに、国の行政機関や地方公共団体による法執行、事業者の指導への活用を促進する」との規定に基づき、以下を実施する。	① PIO-NE Tの刷新 全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「PIO-NE T」という。）については、消費生相談の現場における利用の負担軽減と効率化による速やかな情報収集、情報分析機能の向上による迅速な法執行や法改正の企画立案といった行政機関等における活用促進のため、新たな解析手法であるテキストマイニングの導入や、人工知能（AI）、音声認識、本人認証等の新技术の導入を検討し、平成32年度までにPIO-NE Tの刷新を行う。 消費者庁との連携による地方公共団体等の理解と協力を得て相談受付後の一層速やかな登録を引き続き促すことなどにより、相談受付からPIO-NE Tに登録されるまでの平均日数（以下「登録日数」という。）を短縮するよう努める（センターが自ら受け付けた相談についても短縮に努める。）。	① PIO-NE Tの刷新 全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「PIO-NE T」という。）については、消費生相談の現場における利用の負担軽減と効率化による速やかな情報収集、情報分析機能の向上による迅速な法執行や法改正の企画立案といった行政機関等における活用促進のため、新たな解析手法であるテキストマイニングの導入や、人工知能（AI）、音声認識、本人認証等の新技术の導入を検討し、平成32年度までにPIO-NE Tの刷新を行う。 平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、消費生活相談体制の強化等を図るためにPIO-NE Tシステム改修及びデータ遠隔地保管に活用する。 消費者庁との連携による地方公共団体等の理解と協力を得て相談受付後の一層速やかな登録を引き続き促すことなどにより、相談受付からPIO-NE Tに登	7日以内（平成28年度実績：7.0日） ・センター受付相談の登録日数4日以内（平成28年度実績：4.3日）  <関連指標> ② PIO-NE T利用承認件数（平成28年度実績：39件）	① PIO-NE Tの刷新 ・刷新に向けた取組について PIO-NE T刷新のため、現状のシステム及び消費生活業務を分析し、問題点・課題等を整理し、AI技術等を活用した相談業務の効率化、データ精度向上及びセキュリティ強化等の観点から、システム改修の基本方針を取りまとめ、平成30年9月に、「PIO-NE T刷新検討会報告書」を作成した。  主な取り組みは以下の通り。 ○外部有識者を交えた「PIO-NE T刷新検討会」を計5回開催した。 ○消費生活センター、消費者庁、国民生活センター関係者に対するヒアリングを行いつ、現行PIO-NE Tの課題等を把握、整理した。  「PIO-NE T刷新検討会報告書」について消費生活センター等関係者向けに説明会を開催した。	PIO-NE T刷新のためのシステム及び業務分析を通じた問題点・課題等を整理し、令和元年度からのPIO-NE T刷新のために必要な「PIO-NE T刷新検討会報告書」を取りまとめ、調達準備も整えた。 ・PIO-NE T刷新検討会：5回 ・消費生活センター等へのヒアリング：18回 ・消費生活センター向け説明会：16回（8都市） ・登録日数短縮のための取組み各種取組みの結果、全国の消費生活センター等における登録日数が6.6日、センターにおける登録日数が4.2日となった。	<課題と対応>	
					② PIO-NE Tの利用承認 平成30年度中に12の新規利用申請を承認し、かつ、新規利用を開始した15拠点での円滑な利用のための情報提供等を実施した。更に、地方公共団体でのPIO-NE T2015専用端末に関する要望調査を通じて得られた情報を元に専用端末の配備を最適化した。		
					③事故情報データバンクの運営 消費者庁での利用状況を踏まえシステム業務フローの再整理及び改善策を検討し、同一事故チェックに関するフローの不具合修正、ユーザー申請、登録業務に関する作業改善などを実施することで、円滑な運営ができるようにした。 これらを踏まえ、Bと評価する。		
					<課題と対応> ① PIO-NE Tの刷新 ・刷新に向けた取組み 令和元年度においても、令和2年度末のPIO-NE T刷新に向け、必要な調査等の実施、PIO-NE T利用機関関係者		

18

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の消費生活センター等における登録日数7日以内（平成28年度実績：7.0日）</li> <li>・センター受付相談の登録日数4日以内（平成28年度実績：4.3日）</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b> 登録日数の短縮については、その重要性を全国の消費生活センター等及びセンターが認識して相談現場での短縮努力やP I O-N E Tのシステム改良等を行った結果、従来全国平均で30～40日程度要していた登録日数が、平成28年度実績で消費生活センター等においては7.0日（当初目標は10日）、センターにおいては4.3日（当初目標は5日）まで大幅に短縮を超過達成した。引き続き、超過達成した実績ベースと同等程度以上の成果を維持することが有益であり重要度も高いとみられることから、消費生活センター等においては7日以内、センターにおいては4日以内の目標とする。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 登録日数を短縮</p>	<p>登録されるまでの平均日数（以下「登録日数」という。）として、全国の消費生活センター等における登録日数を7日以内、センター受付相談の登録日数を4日以内とするよう努める。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の消費生活センター等における登録日数7日以内（平成28年度実績：7.0日）</li> <li>・センター受付相談の登録日数4日以内（平成28年度実績：4.3日）</li> </ul>			<p>との調整等を行う。</p> <p>・登録日数短縮のための取組み 令和元年度も引き続き、全国の消費生活センター等に早期登録の重要性を認識してもらうようするなどして、登録日数の更なる短縮に向けた取組みを行う。また、センター受付相談の登録日数についても、4日以内を早期に実現できるように努める。</p> <p><b>② P I O-N E Tの利用承認</b> 令和元年度においても、地方公共団体からの要望を踏まえ、P I O-N E Tの利用承認を適切に実施する。</p> <p><b>③事故情報データバンクの運営</b> 令和元年度においても、消費者庁と連携しながら、事故情報データバンクの適切な運営を実施する。</p>	
---	---	--	--	--	--

19

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>することは、消費者被害の早期認識のために極めて重要であり、消費者被害の発生又は拡大の防止及び被害の迅速な回復に資するものであるため。</p> <p><b>【難易度：高】</b> 第3期中期目標期間における短縮努力により目標（消費生活センター等10日以内、センター5日以内）の登録日数をすでに大幅に短縮し、困難な目標を超過達成したところであるが、登録日数短縮的重要性に鑑み、引き続き、新技術の導入や消費生活センター等、センター及び消費者庁の連携による短縮努力等により、第3期中期目標の水準から更なる高みを目指し、超過達成した実績ベースと同等程度以上の水準として、登録日数を全国の消費生活センター等では7日以内、センターでは4日以内を目指す目標設定とする。</p> <p><b>② P I O-N E Tの利用承認</b> 地方公共団体からの要望を踏まえ、P I O-N E Tの利用承認を適切に実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p>				<p><b>② P I O-N E Tの利用承認</b> 地方公共団体によるL G W A N経由でのP I O-N E T2015新規利用申請を随時受け付け、平成30年度は12の地方公共団体からの新規利用申請を承認し、地方公共団体におけるP I O-N E T2015の利用拡大を図った。</p> <p>また、平成30年度中に新規利用を開始した15拠点について、円滑に利用を開始できるよう、各拠点の担当者にP I O-N E T2015と</p>	
---	--	--	--	--	--

20

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PIO-NET 利用承認件数 (平成28年度実績: 39件)</li> </ul> <p>③ 事故情報データバンクの運営 事故情報データバンク（参画機関は13機関）について、消費者庁と連携しながら適切な運営を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PIO-NET 利用承認件数 (平成28年度実績: 39件)</li> </ul> <p>③ 事故情報データバンクの運営 事故情報データバンクについて、消費者庁と連携しながら適切な運営を実施する。</p>		<p>の接続や相談情報入力のために必要な情報提供等を実施した。</p> <p><b>③事故情報データバンクの運営</b> 事故情報データバンクを適切に運営するため、消費者庁での利用状況を聞き取り、整理して、システム業務フローの再整理及び改善策の検討を行った。検討結果を踏まえ、同一事故チェックに関するフロー、ユーザー申請、登録業務に関する作業改善などを実施し、円滑な運営を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【4】													
2. 情報収集・分析事業	(2) 関係機関への情報提供及び情報交換												
関連する政策・施策	「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定) 「消費者基本計画工程表(平成30年7月22日改定)」施策番号5(1)①、6(2) ⑦												
当該項目の重要度・難易度	—												

2. 主要な経年データ

指標等	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
	達成目標	基準値 (平成28年度実績)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
全国の消費生活センター等における早期警戒指標利用者数	7,000人	6,719人	8,223人					予算額(千円)	2,298,115				
「PIO-NETつうしん」発行回数	—	13回	12回					決算額(千円)	989,960				
PIO-NETに関する事務連絡発出回数	—	26回	16回					経常費用(千円)	1,150,304				
PIO-NET刷新に関する資料等発行回数	—	16回	4回					経常損益(千円)	17,896				
「早期警戒指標」発行回数	—	12回	12回					行政サービス実施コスト(千円)	1,096,519				
消費者行政フォーラムログイン数	—	74.9万回	78.0万回					従事人員数	22				
情報提供依頼への対応件数	—	1,894件	1,051件										

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

法令照会	法令照会	—	644件	684件									
	警察	—	277件	131件									
	裁判所	—	12件	10件									
	弁護士会	—	286件	290件									
	適格消費者団体	—	59件	93件									
	センター 法第40条 第1項	—	1件	2件									
	その他	—	9件	3件									
	公益目的を有する法人その他団体から消費者利益の増進に特に寄与し得ると判断される照会	—	110件	155件									
「急増指標」に基づく情報提供団体数	—	6団体	15団体										

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進  消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする 「早期警戒指標」の出力機能をPIONETの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供する  「早期警戒指標」及び「特商法指標」の2種類の出力機能をPIONETの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供する	① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進  消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする 「早期警戒指標」の出力機能をPIONETの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供する  「早期警戒指標」の出力機能をPIONETの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供する	① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進  ・「早期警戒指標」の出力機能をPIONETの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供するとともに、研修等の機会を得て、同機能の周知を図り活用を促進する	<指標> ① 全国の消費生活センター等における早期警戒指標利用者数 7,000人(平成28年度実績: 6,719人)	<主要な業務実績> ① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進 評定:B PIONET2015の「早期警戒指標」出力機能により、関係機関に適時適切に「早期警戒指標」を提供した。また、センターが主導したPIONET利用者向けの各種研修において、早期警戒指標の利用方法等を分かりやすく記載した「PIONETデータ」を利用した早期警戒指標利用ガイドを活用し、利用を奨励することで利用促進を図った。	<評定と根拠> ① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進 評定:B PIONETの「早期警戒指標」出力機能の関係機関への提供及びPIONET利用者向け研修での利用促進により、8,233人の利用者がいた。	評定	<評定と根拠>
② 消費生活センター等への情報提供  「消費者行政フォーラム」を活用して「PIONETつうしん」などPIONET運営				<関連指標> ② 「PIONETつうしん」発行回数(平成28年度実績: 13回) ・ PIONETに関する	<評定と根拠> ② 消費生活センター等への情報提供 「消費者行政フォーラム」を活用して「PIONETつうしん」などPIONET運営	<課題と対応>	

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

25

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P I O - N E T 刷新に関する資料等発行回数（平成28年度実績：16回）</li> <li>・「早期警戒指標」発行回数（平成28年度実績：12回）</li> <li>・消費者行政フォーラムログイン数（平成28年度実績：約74.9万回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績：13回</li> <li>・P I O - N E T に関する事務連絡発出回数（平成28年度実績：26回）</li> <li>・P I O - N E T 履歴に関する資料請求発行回数（平成28年度実績：16回）</li> <li>・「早期警戒指標」発行回数（平成28年度実績：12回）</li> <li>・消費者行政フォーラムログイン数（平成28年度実績：約74.9万回）</li> </ul>			<p>消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。</p> <p><b>④適格消費者団体・特定適格消費者団体のP I O - N E T 利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P I O - N E T の利用について 令和元年度においても、適格消費者団体等へのP I O - N E T 端末配備に向けた検討を進めます。</li> <li>・「急増指標」に基づく情報提供について 令和元年度においても、適格消費者団体等からの申請に基づき、急増指標に基づく情報提供を行います。</li> </ul>		
<p><b>③ 行政機関等との情報交換</b></p> <p>法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。</p>	<p><b>③ 行政機関等との情報交換</b></p> <p>法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、事業者情報を持ち、行政機関等との間で緊密な情報交換を行い、P I O - N E T 情報を提供するとともに、警察、裁判所、弁護士会、適格消費者団体等からの法令照会に対応する。</p>				<p><b>③行政機関等との情報交換</b></p> <p>法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等のため、関係行政機関から寄せられた1,051件の情報提供依頼に対応した。</p> <p>また、裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会、計684件について適切に対応した。</p>	
<p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供依頼への対応件数（平成28年度実績：1,894件）</li> <li>・法令照会（警察／裁判所／弁護士会／適格消費者団体／センタ一法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかつた消費者の訴訟支援）／その他）（平成28年度実績：内訳：警察：277件、裁判所：12</li> </ul>	<p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供依頼への対応件数（平成28年度実績：1,894件）</li> <li>・法令照会（警察／裁判所／弁護士会／適格消費者団体／センタ一法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかつた消費者の訴訟支援）／その他）（平成28</li> </ul>					

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>件、弁護士会：286件、適格消費者団体：59件、センター法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかつた消費者的訴訟支援）：1件、その他：9件）・公益目的を有する法人その他の団体から消費者利益の増進に特に寄与し得ると判断される照会（平成28年度実績：110件）</p> <p><b>④ 適格消費者団体・特定適格消費者団体のPIO-NET利用</b> 消費者被害の発生又は拡大の防止及び迅速な回復を図るため、消費者団体訴訟制度（適格消費者団体が事業者の不当な勧説行為等の差止請求をすることができる制度及び特定適格消費者団体が事業者の不当な行為により生じた消費者の財産的被害を集団的に回復することができる制度）が導入されている。同制度の扱い手である適格消費者団体等が、より実効的に活動をするためには、消費者被害の情報に関する支援が必要であり、「消費者契約法」の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）及び「独立行政法人国民生活センター等の一部を改正する法律」（平成29年法律第43号）の附帯決議において、消費者団体訴訟制度の扱い手である適格消費者団体等に対するPIO-NETの配備等による支援を行うこととされた。このため、引き続き、地方公共団体等関係者との調整を踏まえ、PIO-NET端末の配備に向けた検討を進めるとほか、消費者団体からの要請に基づきPIO-NET情報の提供を積極的に行う。</p> <p><b>【関連指標】</b> ・「急増指標」に基づく情報提供 団体数（平成28年度実績：110件）</p>	<p>年度実績:644件 &lt;内訳&gt;警察：277件、裁判所：12件、弁護士会：286件、適格消費者団体：59件、センター法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかつた消費者的訴訟支援）：1件、その他：9件）・公益目的を有する法人その他の団体から消費者利益の増進に特に寄与し得ると判断される照会（平成28年度実績：110件）</p> <p><b>④ 適格消費者団体・特定適格消費者団体のPIO-NET利用</b> 適格消費者団体・特定適格消費者団体（以下「適格消費者団体等」という。）におけるPIO-NETの利用について、引き続き、地方公共団体等関係者との調整を踏まえ、PIO-NET端末の配備に向けた検討を進める。 また、適格消費者団体等からの要請に応じた「急増指標」に基づく情報提供を実施するとともに法令照会への対応を積極的に行う。</p> <p><b>【関連指標】</b> ・「急増指標」に基づく情報提供 团体数（平成28年度実績：110件）</p>	<p><b>④ 適格消費者団体・特定適格消費者団体のPIO-NET利用</b></p> <p>適格消費者団体・特定適格消費者団体（以下「適格消費者団体等」といいう。）におけるPIO-NETの利用について、引き続き、地方公共団体等関係者との調整を踏まえ、PIO-NET端末の配備に向けた検討を進める。 また、適格消費者団体等からの要請に応じた「急増指標」に基づく情報提供を実施するとともに法令照会への対応を積極的に行う。</p>	<p>適格消費者団体・特定適格消費者団体のPIO-NET利用</p> <p>・ PIO-NETの利用について 適格消費者団体へのPIO-NET端末の配備に先行して、平成30年の消費者契約法改正衆議院付帯決議の「PIO-NETに係る情報の開示の範囲の拡大」を踏まえ、適格消費者団体へのPIO-NETに係る情報の開示範囲拡大に向け、消費者庁担当部署（消費者制度課）と開示範囲に関する調整を行った。 同調整結果を踏まえ、平成30年12月3日付で「適格消費者団体・特定適格消費者団体に対するPIO-NET情報の提供範囲の拡大について（意見照会）」を各地方公共団体宛に発出し、開示範囲拡大に関する意見照会を行った。 意見照会に対する消費生活センター等からの意見について調整を行った後、平成31年2月15日付で「適格消費者団体・特定適格消費者団体に対するPIO-NET情報の提供範囲の拡大について（通知）」を発出し、令和元年度よりPIO-NET情報の提供範囲拡大を実施することとした。 ・「急増指標」に基づく情報提供について 適格消費者団体等からの要請に応じ、「急増指標」に基づく情報の提供に関する合意書を取交したうえで、急増指標に基づく情報提供を毎月（計12回）実施した。平成31年3月時点に</p>
---	--	---	---

27

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>28年法律第61号）及び「独立行政法人国民生活センター等の一部を改正する法律」（平成29年法律第43号）の附帯決議において、消費者団体訴訟制度の扱い手である適格消費者団体等に対するPIO-NETの配備等による支援を行うこととされた。このため、引き続き、地方公共団体等関係者との調整を踏まえ、PIO-NET端末の配備に向けた検討を進めるとほか、消費者団体からの要請に基づきPIO-NET情報の提供を積極的に行う。</p> <p><b>【関連指標】</b> ・「急増指標」に基づく情報提供 団体数（平成28年度実績：644件）&lt;内訳&gt;適格消費者団体：59件、特定適格消費者団体：1件）・適格消費者団体からの照会への対応件数（平成28年度実績：59件）</p>	<p>年度実績：644件 &lt;内訳&gt;適格消費者団体：59件、特定適格消費者団体：1件）</p>	<p>（「★」付が平成30年度新規追加団体）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●適格消費者団体           <ul style="list-style-type: none"> <li>①消費者機構日本</li> <li>②大分県消費者問題ネットワーク</li> <li>③京都消費者契約ネットワーク</li> <li>④埼玉消費者被害をなくす会</li> <li>⑤認定消費者支援ネット北海道</li> <li>⑥ひょうご消費者ネット</li> <li>⑦消費者ネットおかやま★</li> <li>⑧消費者支援機構福岡★</li> <li>⑨全国消費生活相談員協会★</li> <li>⑩消費者支援機構関西★</li> <li>⑪消費者支援ネットワークいしかわ★</li> <li>⑫えひめ消費者ネット★</li> </ul> </li> <li>●特定適格消費者団体           <ul style="list-style-type: none"> <li>①消費者機構日本</li> <li>②消費者支援機構関西★</li> <li>③埼玉消費者被害をなくす会★</li> </ul> </li> </ul>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

28

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【5】							
3. 相談事業		(1) 苦情相談					
関連する政策・施策		「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定) 「消費者基本計画工程表(平成30年7月22日改定)」施策番号5(3)①、5(3)②、6(1)④、6(1)⑤				当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条 「消費者基本法」第25条
当該項目の重要度・難易度		-				関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等		達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
海外消費者機関との新規提携件数		-	-	1件					予算額(千円)	389,904				
専門家からのヒアリング回数		-	839回	759回					決算額(千円)	385,136				
事例研究会の実施回数		-	36回	36回					経常費用(千円)	386,190				
経由相談	相談件数	-	7,589件	7,295件					経常損益(千円)	4,768				
	うち助言件数	-	6,608件	6,437件					行政サービス実施コスト(千円)	409,306				
	うち移送・共同処理等	-	859件	858件					従事人員数	22				
平日パックアップ相談	相談件数	-	3,740件	3,887件										
	うちあっせん件数	-	175件	218件										
お昼の消費生活相談	相談件数	-	3,021件	2,899件										
	うちあっせん件数	-	168件	189件										

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

休日相談	相談件数	-	5,431件	5,886件										
	うち即日対応件数	-	5,420件	5,854件										
	相談件数	-	72件	35件										
	「消費生活相談緊急情報」での情報提供回数	-	2回	6回										
	相談件数	-	4,473件	6,257件										
	「消費生活相談緊急情報」	-	8回	8回										
	海外消費者機関との提携機関数	-	12機関	13機関										
	訪日外国人苦情相談件数	-	-	62件										
	特設電話相談実施回数	-	2回	3回										
	相談件数	-	131件*1 30件*2 17件*3  875件*1 95件*2  *1:熊本地震消費者トラブル110番(平成28年4月28日～7月14日) *2:60歳以上の消費者トラブル110番(平成30年9月13日～14日) *3:平成30年北南海胆振東部地震の影響による188件転送支援(平成30年9月6日～9月14日)											

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>① 経由相談及びセンター受付相談 消費者基本計画第4章6(1)「国民生活センターによる消費生活センター等の相談支援機能の強化」に基づき、「センターにおいて、弁護士・専門技術者等専門家のヒアリングを行う等により専門分野に特化したセンターの消費生活相談員・職員を育成し、消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図る。また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談については、移送・共同処理等の対応を消費生活センター等と連携し、自ら積極的に実施し、その対応から得られるノウハウや知見を消費生活センター等へ周知する。さらに消費者ホットラインの三桁化。(188)に伴う消費生活相談の増加に対応し、平日パックアップ相談、お昼の消費生活相談、休日相談(必要な年末年始対応含む。)を適切に実施し、あっせんを積極的に行う。</p> <p>【関連指標】 ・専門家からのヒアリング回数(平成28年度実績)</p>	<p>① 経由相談及びセンター受付相談 消費者生活センター等への支援のための取組として、以下の取組を行う。</p> <p>イ. 経由相談 専門分野に特化した相談員・職員で構成されるチーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者等専門家の活用により消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図る。また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談や全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センター等と共同して、又は移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</p> <p>ロ. センター受付相談 消費者ホットライン等を活用した地方支援として、平日パックアップ相談、お昼の消費生活相談を実施し、あっせんを積極的に行う。さらに、土日祝日に相談窓口を開所していない消費生活セ</p> <p>① 経由相談及びセンター受付相談 消費生活センター等への支援のための取組として、以下の取組を行う。</p> <p>イ. 経由相談 専門分野に特化した相談員・職員で構成されるチーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者等専門家の活用により消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図る。また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談や全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センター等と共同して、又は移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</p> <p>ロ. センター受付相談 消費者ホットライン等を活用した地方支援として、平日パックアップ相談、お昼の消費生活相談を実施し、あっせんを積極的に行う。さらに、土日祝日に相談窓口を開所していない消費生活セ</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>③ 海外消費者機関との新規提携件数</p> <p>&lt;関連指標&gt;</p> <p>① 専門家からのヒアリング回数(平成28年度実績: 839回)</p> <p>・事例研究会の実施回数(平成28年度実績: 36回)</p> <p>・経由相談件数(平成28年度実績: 7,589件)</p> <p>・うち助言件数(平成28年度実績: 6,608件)</p> <p>・うち移送・共同処理等件数(平成28年度実績: 859件)</p> <p>・平日パックアップ相談件数(平成28年度実績: 3,740件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 175件)</p> <p>・お昼の消費生活相談件数(平成28年度実績: 3,021件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 168件)</p> <p>・休日相談件数(平成28年度実績: 5,431件)</p> <p>・うち即日対応件数(平成28年度実績: 5,420件)</p> <p>② 個人情報に関する相談</p> <p>・専門家からのヒアリング回数(平成28年度実績: 839回)</p> <p>・事例研究会の実施回数(平成28年度実績: 36回)</p> <p>・経由相談件数(平成28年度実績: 7,589件)</p> <p>・うち助言件数(平成28年度実績: 6,608件)</p> <p>・うち移送・共同処理等件数(平成28年度実績: 859件)</p> <p>・平日パックアップ相談件数(平成28年度実績: 3,740件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 168件)</p> <p>・休日相談件数(平成28年度実績: 5,431件)</p> <p>・うち即日対応件数(平成28年度実績: 5,420件)</p> <p>③ 個人情報に関する苦情相談</p> <p>・円滑かつ正確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 経由相談及びセンター受付相談</p> <p>平成30年度に受け付けた経由相談は7,295件であった。このうち、助言は6,437件、移送・共同処理等は88件だった。</p> <p>3分野(金融・保険、情報通信、特商法)の専門チームを設け、弁護士、医師をはじめ外部の専門家のからのヒアリング(759回)や相談事例の研究会(36回)を行った。</p> <p>110番の実施では、「60歳以上の消費者トラブル110番」を行い、周知や開催の方法を工夫し、30件の相談を受け付けた。</p> <p>ロ. センター受付相談</p> <p>平成30年度に受け付けた「平日パックアップ相談」の相談件数は3,887件、うちあっせん件数は218件であった。また、「お昼の消費生活相談」の相談件数は2,899件、うちあっせん件数は189件であった。</p> <p>休日相談は、平成30年度は10回線で年間114日実施し、相談件数は5,886件、うち即日対応件数は5,854件であった。</p> <p>②個人情報に関する相談</p> <p>個人情報相談については、個人情報保護法の改正を踏まえつつ、適切に相談処理を行った。</p> <p>③越境消費者トラブルに関する苦情相談</p> <p>平成30年度、越境消費者センターはホームページのリニューアルを行い、スマートフォンからも画面を見やすくした影響か、6,257件と前年度の約1.5倍の相談を受け付けた。</p> <p>消費者への情報提供もホームページを通じて積極的に行うとともに、各地の消費生活センター向けに消費生活相談緊急情報にC.C.Jニュースを8回掲載した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: B</p> <p>① 経由相談及びセンター受付相談 専門家へのヒアリング、事例検討会を行い、経由相談の解決能力の向上を図った。</p> <p>経由相談では迅速丁寧な助言、移送・共同処理等を実施し、事業者に応じて事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理を取り組んだ。</p> <p>センター受付相談では、平日パックアップ相談及びお昼の消費生活相談を合計すると、基準値と同程度の受付件数であるが、あっせん件数は基準値をやや上回り、相談処理の経緯、結果等を各地センター等にフィードバックした。</p> <p>休日相談においては、相談件数は基準値を上回り、迅速丁寧な助言、処理により即日対応を行い、消費生活センター等の支援を行った。</p> <p>②個人情報に関する相談</p> <p>個人情報相談については、個人情報保護法の改正を踏まえつつ、適切に相談処理を行った。</p> <p>③越境消費者トラブルに関する苦情相談</p> <p>平成30年度、越境消費者センターはホームページのリニューアルを行い、スマートフォンからも画面を見やすくした影響か、6,257件と前年度の約1.5倍の相談を受け付けた。</p> <p>消費者への情報提供もホームページを通じて積極的に行うとともに、各地の消費生活センター向けに消費生活相談緊急情報にC.C.Jニュースを8回掲載した。</p>	<p>評定</p> <p>評定と根拠</p> <p>課題と対応</p>	

31

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>績: 839回)</p> <p>・事例研究会の実施回数(平成28年度実績: 36回)</p> <p>・経由相談件数(平成28年度実績: 7,589件)</p> <p>・うち助言件数(平成28年度実績: 6,608件)</p> <p>・うち移送・共同処理等件数(平成28年度実績: 859件)</p> <p>・平日パックアップ相談件数(平成28年度実績: 3,740件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 175件)</p> <p>・お昼の消費生活相談件数(平成28年度実績: 3,021件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 168件)</p> <p>・休日相談件数(平成28年度実績: 5,431件)</p> <p>・うち即日対応件数(平成28年度実績: 5,420件)</p> <p>② 個人情報に関する苦情相談</p> <p>個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に</p>	<p>ンター等の支援として、休日相談を実施し、原則として即日に適切な対応を行う。</p> <p>【関連指標】 ・専門家からのヒアリング回数(平成28年度実績: 839回)</p> <p>・事例研究会の実施回数(平成28年度実績: 36回)</p> <p>・経由相談件数(平成28年度実績: 7,589件)</p> <p>・うち助言件数(平成28年度実績: 6,608件)</p> <p>・うち移送・共同処理等件数(平成28年度実績: 859件)</p> <p>・平日パックアップ相談件数(平成28年度実績: 3,740件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 175件)</p> <p>・お昼の消費生活相談件数(平成28年度実績: 3,021件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 168件)</p> <p>・休日相談件数(平成28年度実績: 5,431件)</p> <p>・うち即日対応件数(平成28年度実績: 5,420件)</p> <p>② 個人情報に関する苦情相談</p> <p>個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に</p>	<p>ンター等の支援として、休日相談を実施し、原則として即日に適切な対応を行う。</p> <p>【関連指標】 ・専門家からのヒアリング回数(平成28年度実績: 839回)</p> <p>・事例研究会の実施回数(平成28年度実績: 36回)</p> <p>・経由相談件数(平成28年度実績: 7,589件)</p> <p>・うち助言件数(平成28年度実績: 6,608件)</p> <p>・うち移送・共同処理等件数(平成28年度実績: 859件)</p> <p>・平日パックアップ相談件数(平成28年度実績: 3,740件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 175件)</p> <p>・お昼の消費生活相談件数(平成28年度実績: 3,021件)</p> <p>・うちあっせん件数(平成28年度実績: 168件)</p> <p>・休日相談件数(平成28年度実績: 5,431件)</p> <p>・うち即日対応件数(平成28年度実績: 5,420件)</p> <p>② 個人情報に関する苦情相談</p> <p>個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に</p>	<p>報」による情報提供回数(平成28年度実績: 8回)</p> <p>・海外消費者機関との提携機関数(平成28年度末: 12機関)</p> <p>④ 訪日外国人苦情相談数</p> <p>⑤ 特設電話相談実施回数(平成28年度実績: 2回(「熊本地震消費者トラブル110番」、「60歳以上の消費者トラブル110番」))</p> <p>・特設電話相談受付件数(平成28年度実績: 「熊本地震消費者トラブル110番」、「60歳以上の消費者トラブル110番」)95件)</p> <p>⑥ 訪日外国人苦情相談件数(平成28年度実績: 72件)</p> <p>・「消費生活相談緊急情報報」での情報提供(平成28年度実績: 2回)</p> <p>⑦ C.C.J受付の相談件数(平成28年度実績: 4,473件)</p> <p>・「消費生活相談緊急情報報」での情報提供(平成28年度実績: 2回)</p> <p>⑧ 海外機関との連携について、新たに1機関と正式提携し、提携機関数は13機関、対象国・地域数は24カ国・地域となつた(平成31年3月末時点)。</p> <p>⑨ 訪日外国人旅行者への対応</p> <p>平成30年12月に「訪日観光客消費者ホットライン」を設置し、訪日外国人旅行者の消費者トラブルに対して6ヵ国語(英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、日本語)による相談対応を行つた。</p> <p>また訪日外国人が使いやすい消費者トラブルについて、JNTOの協力を得て、JNTOの訪日外国人旅行者向け多言語サイト(グローバル(英語)サイト、台湾市場サイト、韓国市場サイト)において情報提供を行つた。(中国語での最大旅行関連サイト(登録者1.6億人)でも情報提供を行つた。)</p> <p>⑩ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時における特設電話相談対応</p> <p>平成30年7月豪雨においては、関係機関とも連携し、迅速に110番窓口を設置し、被災地域の消費生活センター等のパックアップを行つた。</p> <p>110番については「60歳以上の消費者トラブル110番」では、周知や開催の方法を工夫したものの2日で30件であった。今後は本来の意義を踏まえて抜本的な検討が必要と考える。</p> <p>また、平成30年北海道胆振東部地震においては、被災した地域の消費生活センター等の意向を踏まえ、消費者ホットライン188の転送支援を迅速に行つた。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p>	<p>海外機関との連携について、新たに1機関と正式提携し、提携機関数は13機関、対象国・地域数は24カ国・地域となつた(平成31年3月末時点)。</p> <p>⑨ 訪日外国人旅行者への対応</p> <p>平成30年12月に「訪日観光客消費者ホットライン」を設置し、訪日外国人旅行者の消費者トラブルに対して6ヵ国語(英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、日本語)による相談対応を行つた。</p> <p>また訪日外国人が使いやすい消費者トラブルについて、JNTOの協力を得て、JNTOの訪日外国人旅行者向け多言語サイト(グローバル(英語)サイト、台湾市場サイト、韓国市場サイト)において情報提供を行つた。(中国語での最大旅行関連サイト(登録者1.6億人)でも情報提供を行つた。)</p> <p>⑩ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時における特設電話相談対応</p> <p>平成30年7月豪雨においては、関係機関とも連携し、迅速に110番窓口を設置し、被災地域の消費生活センター等のパックアップを行つた。</p> <p>110番については「60歳以上の消費者トラブル110番」では、周知や開催の方法を工夫したものの2日で30件であった。今後は本来の意義を踏まえて抜本的な検討が必要と考える。</p> <p>また、平成30年北海道胆振東部地震においては、被災した地域の消費生活センター等の意向を踏まえ、消費者ホットライン188の転送支援を迅速に行つた。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p>
---	---	---	---	---

32

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)に基づき、円滑かつ的確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、消費生活センター等に周知することにより、各種相談機関における個別の相談事例から得られる見知を蓄積し、その共有を図るものとする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報相談件数(平成28年度実績:72件)</li> <li>・「消費生活相談緊急情報」での情報提供(平成28年度実績:2回)</li> </ul> <p>③ 越境消費者トラブルに関する苦情相談 消費者基本計画第4章5(3)「近年増加している越境消費者トラブルについて、国民生活センターにおける相談対応を実施するとともに、連携先となる海外機関との更なる連携強化・拡大に努める」との規定に基づき、海外事業者と我が国の消費者のトラブルに関する相談窓口である「越境消費者センター(CCJ)」を運営し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行なう。また、消費者庁と連携し、越境消費者トラブルが多い国・地域を中心とし、提携先海外消費者機関の拡大を図る。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外消費者機関との新規提携件数</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCJ受付の相談件数(平成28年</li> </ul>	<p>し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、消費生活センター等へ情報の共有を図る。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報相談件数(平成28年度実績:72件)</li> <li>・「消費生活相談緊急情報」での情報提供(平成28年度実績:2回)</li> </ul> <p>③ 越境消費者トラブルに関する苦情相談 海外事業者と我が国の消費者のトラブルに関する相談窓口である「越境消費者センター(CCJ)」を運営し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行なう。また、消費者庁と連携し、越境消費者トラブルが多い国・地域を中心とし、提携先海外消費者機関の拡大を図る。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外消費者機関との新規提携件数</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCJ受付の相談件数(平成28年</li> </ul>	<p>挙し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、消費生活センター等へ情報の共有を図る。</p> <p>個人情報に関する苦情相談事例を分析し、その結果を「消費生活相談緊急情報」において消費生活センター等に情報提供を行なう。</p>	<p>各地の消費生活センターへ情報提供した(計6回)。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度も引き続き、以下の分野で適切な対応を行う。</li> <li>経由相談では専門分野に特化した相談員・職員で構成されるチーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者等専門家の活用により解決能力の向上を図る。</li> <li>対応困難な分野に関する苦情相談や全国的に共通性のある苦情相談について、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</li> <li>消費生活センター等の支援として、平日パックアップ相談、お星の消費生活相談を実施し、あっせんを積極的に行い、その結果を各地センター等にフィードバックする。</li> <li>休日相談についても10連休も含め引き続き実施し、原則、即日対応を図り、事案によっては継続処理としあっせんを行う。</li> <li>個人情報相談については、保護法改正後の相談状況を踏まえつつ、適切に相談処理を行うほか、各地の消費生活センターはじめ関係機関との情報共有を図る。</li> <li>越境消費者トラブルに関する苦情相談においても、相談受付業務、情報提供業務を適切に行い、海外提携機関を含め関係機関との連携強化を進める。</li> <li>訪日外国人旅行者への対応においても、令和元年度も、引き続き、相談受付業務、情報提供業務を適切に行なう。</li> <li>また訪日外国人旅行者及びインバウンド関係の関係機関・団体に対して、本相談窓口の積極的な周知を行う。</li> <li>災害時、消費者事故発生時その他緊急時においては、被災地域の消費生活センター等の意向を踏まえ、110番窓口を設置する等迅速に支援を図る。</li> </ul>
--	--	--	---------------------------------	--

33

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>多い国・地域を中心とし、提携先海外消費者機関を拡大する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外消費者機関との新規提携件数</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>消費者基本計画においては、「消費生活におけるグローバル化の進展」等の環境変化により消費生活の多様化・高度化が進むとともに、消費者問題も多様化・複雑化しているとの基本認識が示されており、我が国の消費者が海外事業者との間で消費者トラブルとなる事案が増加している。海外に所在する事業者との間のトラブルを国内の機関のみで解決することは困難な場合が多いことから、CCJと提携を結ぶ海外消費者機関を増加させ、多国にわたり所在する多様な海外事業者との交渉を、海外機関を利用して実施することが効果的かつ効率的であるため、海外消費者機関との新規提携件数を目標とする。ただし、海外消費者機関との新規提携は、相手国機関の意向や事情に大きく左右されることから、達成水準は設定しないこととする。</p>	<p>度実績4,473件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費生活相談緊急情報」による情報提供回数(平成28年度実績:8回)</li> <li>・海外消費者機関との提携機関数(平成28年度末:12機関)</li> </ul> <p>有を図る。</p>	<p>と正式提携した。</p>		
--	---	-----------------	--	--

34

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C C J 受付の相談件数（平成28年度実績4,473件）</li> <li>・「消費生活相談緊急情報」による情報提供回数（平成28年度実績：8回）</li> <li>・海外消費者機関との提携機関数（平成28年度末：12機関）</li> </ul> <p>④ 訪日外国人旅行者への対応</p> <p>東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催（平成32年内）に向けて、「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日公表）における「訪日外国人旅行者数を2020年（平成32年）に4,000万人、2030年に6,000万人」、「訪日外国人旅行者消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円」との目標や、消費者基本計画第2章5における「消費者政策においても、短期滞在する外国人旅行者を含む我が国に在留する外国人に対する対応、例えば情報提供や相談対応における多言語対応などが求められている」との政策的要請に基づき、センターは、関係機関と連携し、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いややすい消費者トラブル</p>	<p>④ 訪日外国人旅行者への対応</p> <p>平成30年度に新たに設置する訪日外国人向け電話相談窓口において、外国語通訳サービス（三者間通話システム）等を活用して、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭った消費者トラブルに係る苦情相談に対応するとともに、関係機関と連携し外国人相談対応で得た情報・ノウハウを活用して多言語による情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人苦情相談数</li> </ul>	<p>④ 訪日外国人旅行者への対応</p> <p>令和2年の東京オリンピック・パラリンピックの開催なども控え、日本国内での訪日観光客の消費者トラブルの増加が予想されることから、国民生活センターにおいて、平成30年12月に外国語通訳サービス（三者間通話システム）を活用した訪日外国人向け電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」を設置し、62件の相談を受け付けた。</p> <p>また、訪日外国人が使いやすい消費者トラブルについて、日本政府観光局（JNTO）の協力を得て、訪日外国人旅行者向けに多言語による情報提供を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>について、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う。また、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭った消費者トラブルに係る苦情相談については、平成30年度に新たに設置する訪日外国人向け電話相談窓口において、外国語通訳サービス（三者間通話システム）の活用等により被害の救済に取り組むとともに、外国人相談対応で得た情報・ノウハウを活用して多言語による情報提供を行う等、訪日外国人の消費者被害の発生又は拡大の防止に役立てる。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人苦情相談数</li> </ul> <p>⑤ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応</p> <p>消費者基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国民の消費生活において「消費者による必要以上の購入等による生活必需品等の品不足」、「福島第一原発事故による風評被害」が発生したことを指摘して災害時の消費生活に関する相談体制の充実を求めていること、また、重大事故等を始めとする消費者事故等の発生時に収集した事故情報</p>	<p>⑤ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応</p> <p>災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応を適切に行うとともに、地方公共団体の意向を踏まえ、都道府県・市町村等に対し援助者の派遣や災害時の緊急対応の特設電話及び都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話の設置等による支援を迅速に実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特設電話相談実績</li> </ul>	<p>⑤ 灾害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応</p> <p>「平成30年7月豪雨」（以下、7月豪雨）に伴い、被災地域及び被災者の方々の支援と、地元消費生活センター等のバックアップを目的として、災害救助法の適用があった市町村が所在する11府県を対象とした特設電話相談窓口「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」を開設し、7月13日（金）から7月12日（水）までの62日間に131件の相談（問合せを含む）を受け付け、情報提供を行った。</p> <p>また、「平成30年北海道胆振東部地震」の影響を受けた北海道の消費生活センターの相談受付体制が従前の状態に戻るまでの間「188」の転送（17件）を受けた（平成30年9月6日～9月14日）。</p>		
--	--	---	---	--	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>に基づき消費者への注意喚起等の必要な措置を求めてることを踏まえ、災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応を適切に行う。</p> <p>さらに、地方公共団体の意向を踏まえ、都道府県・市町村等に対し援助者の派遣や平成28年度の「熊本地震消費者トラブル110番」や平成26年度の「キャッシュレスでの買い物トラブル110番」と同様の緊急対応の特設電話及び都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話の設置等による支援を迅速に実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特設電話相談実施回数（平成28年度実績：2回（「熊本地震消費者トラブル110番」、「60歳以上の消費者トラブル110番」））</li> <li>・特設電話相談受付件数（平成28年度実績：「熊本地震消費者トラブル110番」875件、「60歳以上の消費者トラブル110番」95件）</li> </ul>				
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【6】	
3. 相談事業	(2) 国民への情報提供
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号3（2）⑩
当該項目の重要度・難易度	—
	関連する政策評価・行政事業 行政事業レビューシート 事業番号0010 レビュー

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ウェブサイト等による情報提供数	—	52件	30件					予算額（千円）	389,904				
公表件数（相談情報部公表分）	—	36件	33件					決算額（千円）	385,136				
取材対応件数（相談情報部対応分）	—	—	786件					経常費用（千円）	386,190				
受信件数	—	9,387件	9,886件					経常損益（千円）	4,768				
消費者トラブルメール箱	F A Q コーナーへのアクセス件数	—	132,054件	226,459件				行政サービス実施コスト（千円）	409,306				
								従業員人数	22				

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
消費者基本計画第4章5(2)「消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止」に基づき、以下の情報提供を行う。  ① 報道機関を通じた情報提供 P I O—N E T等	① 報道機関を通じた情報提供 P I O—N E T等	① 報道機関を通じた情報提供 P I O—N E T等	<指標> ② ・情報提供数（平成28年度実績：52件）  <関連指標> ① ・公表件数（相談情報部公表分）（平成28年度） ② ・取材対応件数	<主要な業務実績> ① 報道機関を通じた情報提供 記者説明会等により消費者へ33件の情報提供を行った。	<評定と根拠> 評定：B 平成30年度は、定例の記者説明会だけでなくHP上で機動的に公表するなどし、33件の情報提供を行った。 消費者トラブルが著しく増加している事案や、新制度開始に伴う消費者トラブル発生への注意喚起などの緊急案件について	評定  <評定と根拠> <課題と対応>

39

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・公表件数（相談情報部公表分）（平成28年度実績：36件）</li><li>・取材対応件数</li></ul> ② ウェブサイト等による情報提供 センターのウェブサイトに設置している「消費者トラブルメール箱」や「注目テーマ」のコンテンツについては、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすくウェブサイト等を通じて提供する。  【指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報提供数（平成28年度実績：52件）</li></ul> 【目標水準の考え方】 情報提供については、回数の多さを目標とするよりもそれぞれの提供の内容が重要であることから、その内容を充実させて新たな手口や消費	に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多発している事例、深刻な被害事例等に関する財産事案に係る情報を迅速に分析して取りまとめ、報道機関を通じた情報提供を行う。  【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・公表件数（相談情報部公表分）（平成28年度実績：36件）</li><li>・取材対応件数</li></ul> ② ウェブサイト等による情報提供 センターのウェブサイトに設置している「消費者トラブルメール箱」や「注目テーマ」のコンテンツについては、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすくウェブサイト等を通じて提供する。  【指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報提供数（平成28年度実績：52件）</li></ul> 【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・「消費者トラブルメール箱」受信件数（平成28年度実績：9,387件）</li><li>・「消費者トラブルメール箱」F A Qコーナーへのアクセス件数（平成28年度実績：226,459件）</li></ul>	に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多発している事例、深刻な被害事例等に関する財産事案に係る情報を迅速に分析して取りまとめ、報道機関を通じた情報提供を行う。  【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・公表件数（相談情報部公表分）（平成28年度実績：36件）</li><li>・取材対応件数</li></ul> ② ウェブサイト等による情報提供 センターのウェブサイトに設置している「消費者トラブルメール箱」や「注目テーマ」のコンテンツについては、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすくウェブサイト等を通じて提供する。  【指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報提供数（平成28年度実績：52件）</li></ul> 【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・「消費者トラブルメール箱」受信件数（平成28年度実績：9,387件）</li><li>・「消費者トラブルメール箱」F A Qコーナーへのアクセス件数（平成28年度実績：226,459件）</li></ul>	実績：36件 ・取材対応件数 ② ・「消費者トラブルメール箱」受信件数（平成28年度実績：9,387件） ② ・各報道機関等からの取材に迅速に対応する。	各報道機関等からの取材について、全て締切日までに計786件対応した。  ② ・「消費者トラブルメール箱」受信件数（平成28年度実績：9,387件） ② ・各報道機関等からの取材に迅速に対応する。	は、迅速な公表を行った。  ウェブサイトに設置している「消費者トラブルメール箱」においては、寄せられた情報の中から目新しい情報を中心に積極的に分析し追跡調査を行い、解説やアドバイス、未然防止のための情報をFAQコーナー等に迅速に掲載した。また、電話対応の相談では入りにくい案件について注意喚起資料を作成し公表を行った。事業者に表示等の改善要望を行った結果、13件について対応が図られた。 これらを踏まえ、Bと評価する。	【課題と対応】 令和元年度も引き続き、P I O—N E T等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、積極的に公表する。 また、インターネットを活用して広く消費者から寄せられる情報を収集し、寄せられる情報のうち、多数案件やツールの特性を活かした目新しい案件など重要な高いものを中心に積極的に追跡調査を行い、迅速に分析したうえで、解説やアドバイスをウェブサイト等で情報提供を行う。
--	---	---	---	--	--	---

40

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

者トラブルメール箱等に寄せられる手口を中心とした情報を着実に情報提供することを目標とする。なお、情報提供件数は、消費者トラブルの傾向等によって変動すると考えられることから達成水準は設定しないこととする。	績：132,054件)					
---	-------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【7】	
3. 相談事業	(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換
関連する政策・施策	
当該項目の重要度・難易度	-
	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など) 「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条、第42条 「消費者基本法」第25条
	関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	予算額(千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
関係機関等への情報提供件数(相談情報部提供分)	-	31件	25件						389,904					
重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数	-	42件	42件						385,136					
消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数	-	63件	86件						386,190					
消費者庁への報告件数(公共料金等)	-	29件	33件						4,768					
情報提供における関係行政機関の対応件数(相談情報部:行政処分や業務改善等の対応)	-	6件	5件						409,306					
審議会や検討会等からのヒアリング対応回数	-	40回	60件						22					
「早期警戒指標」を活用した情報提供件数	-	4件	13件											

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
① 消費者庁等への情報提供、情報共有 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有的ための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多數発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。さらに、関係行政機関への情報提供を積極的に行う。	① 消費者庁等への情報提供、情報共有 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有的ための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多數発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。さらに、関係行政機関への情報提供を積極的に行う。	① 消費者庁等への情報提供、情報共有 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有的ための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多數発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。・関係行政機関への情報提供を積極的に行う。	<指標> ① 消費者庁等への情報提供、情報共有 ・消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有的ための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多數発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。 ・関係行政機関等への情報提供件数(相談情報部提供分)(平成28年度実績:31件) <関連指標> ① ・重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数(平成28年度実績:42件) ・消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数(平成28年度実績:63件) ・消費者庁への報告件数(公共料金等)(平成28年度実績:29件) ・情報提供における関係行政機関の対応件数(相談情報部:行政処分や業務改善等の対応)(平成28年度実績:6件) ④ ・審議会や検討会等からのヒアリング対応回数(平成28年度実績:40件) ④ ・「早期警戒指標」を活用した情報提供件数(平成28年度実績:4件) 【関連指標】 ・重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数(平成28年度実績:42件) ・消費者事故等のおそれがあるものについての情	<主要な業務実績> 記者説明会等により消費者へ33件の情報提供を行い、そのうちの25件については、関係機関等に情報提供を行った。 その結果、5件については、省庁横断的な取組や、関係省庁から都道府県等自治体担当部署宛てに消費者向け注意喚起の通知文書を発出したもの、また、関係省庁のホームページ上に当センター注意喚起情報へのリンクを掲載する等の対応が確認できた。 平成30年度に国民生活センターに寄せられた相談情報等のうち、重大事故等や消費者事故等のおそれがあるものについて、消費者庁へ42件の情報提供を行った。 また、消費者事故等のおそれがあるものについて、消費者庁へ86件の情報提供を行った。 主な公共料金として電気、ガス、鉄道、バスの4項目について、PIO-NETに登録された公共料金の値上げに関して、消費者庁へ33件の報告を行った。 さらに、PIO-NETに登録された公共料金の値上げに関する相談件数を取りまとめるとともに、主な相談事例について消費者庁へ報告した。	<評定> 評定:B ①消費者庁等への情報提供、情報共有 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有的ための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多數発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。 また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。・関係行政機関への情報提供を積極的に行う。	評定
【指標】 ・関係機関等への情報提供件数(相談情報部提供分)(平成28年度実績:31件)  【目標水準の考え方】 相談事例等から得られる新たな手口・悪質事例等の情報は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために重要であることか	【指標】 ・関係機関等への情報提供件数(相談情報部提供分)(平成28年度実績:31件)  【関連指標】 ・重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数(平成28年度実績:42件) ・消費者事故等のおそれがあるものについての情			<評定> 評定:B ①消費者庁等への情報提供、情報共有 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有的ための会議の場等を通じ、PIO-NET等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多數発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。 また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。・関係行政機関への情報提供を積極的に行う。	<評定> 評定:B ②消費生活センター等への情報提供 平成30年度は、「消費生活相談緊急情報」定例号を消費者行政フォーラムに毎月2回掲載したほか、臨時号も56回掲載し、相談対応等から得られた情報・知見を消費生活センター等に迅速に提供した。	評定

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>ら、関係機関等への情報提供件数を目標とする。これらは、情報提供件数の多さを目標とするよりも消費者被害の多発性、普遍性、深刻性等をより迅速に関係機関等へ情報提供することが重要であることから、達成水準は設定しないこととする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数（平成28年度実績：42件）</li> <li>・消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数（平成28年度実績：63件）</li> <li>・消費者庁への報告件数（公共料金等）（平成28年度実績：29件）</li> <li>・情報提供における関係行政機関の対応件数（相談情報部：行政処分や業務改善等の対応）（平成28年度実績：6件）</li> </ul> <p>② 消費生活センター等への情報提供 消費生活センター等からの経由相談及びセンター受付相談への対応から得られる知見や苦情相談に係る緊急情報について、消費生活センター等に対して、月2回以上掲載を行う。</p>	<p>報提供件数（平成28年度実績：63件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁への報告件数（公共料金等）（平成28年度実績：29件）</li> <li>・情報提供における関係行政機関の対応件数（相談情報部：行政処分や業務改善等の対応）（平成28年度実績：6件）</li> </ul> <p>② 消費生活センター等への情報提供 消費生活センター等からの経由相談及びセンター受付相談への対応から得られる知見や苦情相談に係る緊急情報について、消費生活センター等に対して、月2回以上掲載を行う。</p>		<p>④「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために「早期警戒指標」を活用し、消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関等へ新たな手口・悪質事例等の迅速な情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「早期警戒指標」を活用した情報提供件数（平成28年度実績：4件）</li> </ul>	<p>④「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供 「早期警戒指標」を活用し、消費者への情報提供とともに、関係省庁等関係機関に迅速な情報提供を行った。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><b>&lt;課題と対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度も引き続き、以下の分野で適切な対応を行う。       <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産事案や生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。</li> <li>・また、重大事故等や消費者事故のおそれがあるものについては、必要な事項を消費者庁に速やかに通知する。</li> <li>・主な公共料金に関して、受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告を行う。</li> <li>・「消費生活相談緊急情報」を消費者行政フォーラムに月2回以上掲載する。</li> <li>・消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して、制度等に関する改善要望を積極的に行う。</li> <li>・「早期警戒指標」を活用し、積極的に消費者に情報提供を行うとともに、関係省庁等にも情報提供、情報共有を図る。</li> </ul> </li> </ul>
--	--	---	--	---	--

45

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>回以上の情報提供を行う。</p> <p>③ 行政機関等との情報交換 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う消費者庁を始めとした行政機関等との間で緊密な情報交換を行うとともに、情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会や検討会等からのヒアリング対応回数（平成28年度実績：40件）</li> </ul>	<p>報」を月2回以上「消費者行政フォーラム」に掲載する等、消費生活センター等に対し情報提供を行う。</p> <p>③ 行政機関等との情報交換 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う消費者庁を始めとした行政機関等との間で緊密な情報交換を行うとともに、情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会や検討会等からのヒアリング対応回数（平成28年度実績：40件）</li> </ul>		<p>③行政機関等との情報交換 行政機関の検討会等に60回出席し、ヒアリング等に対応した。</p> <p>財産事案に係る情報共有のための消費者庁との会議の場である財産事案情報共有打合せを37回開催した。</p>	
	<p>④ 「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために「早期警戒指標」を活用し、消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関等へ新たな手口・悪質事例等の迅速な情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「早期警戒指標」を活用した情報提供件数（平成28年度実績：4件）</li> </ul>	<p>④ 「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために「早期警戒指標」を活用し、消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関等へ新たな手口・悪質事例等の迅速な情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「早期警戒指標」を活用した情報提供件数（平成28年度実績：4件）</li> </ul>		<p>④「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供 「早期警戒指標」に基づく情報の特徴や問題点を分析し、その結果については、記者説明会等を通じて情報提供しており、平成30年度は「早期警戒指標」を活用した情報提供を13件実施した。</p>	

4. その他参考情報

46

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【8】			
3. 相談事業	(4) 関係行政機関等に対する改善要望		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	「独立行政法人国民生活センター法」第10条、第42条 「消費者基本法」第25条
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
関係行政機関等への要望件数(相談情報部要望分)	一	3件	7件					予算額(千円)	389,904				
関係行政機関の対応件数(相談情報部要望分)	一	一	3件					決算額(千円)	385,136				
								経常費用(千円)	386,190				
								経常損益(千円)	4,768				
								行政サービス実施コスト(千円)	409,306				
								従事人員数	22				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標		中期計画		年度計画		主な評価指標等		法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
								業務実績		自己評価					
消費者基本計画の「新たな課題の解決に向けて今後も不断の努力を継続し、消費者政策の更なる充実を目指していくことが求められる。」	消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。	消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。	<指標> ・関係行政機関等への要望件数(相談情報部要望分)(平成28年度実績:3件)	<指標> ・関係行政機関の対応件数(相談情報部要望分)	<主要な業務実績> 記者説明会等により消費者へ33件の情報提供を行い、そのうちの7件については、関係行政機関や事業者団体等に要望を行った。 その結果、3件については、地方公共団体への事務文書の発出、消費者への注意喚起等の対応が確認できた。	<評定と根拠> 評定:B 消費者庁等の省庁や、事業者・事業者団体とは、書面による要望に限らず、日常的に意見交換会等を実施し、消費者トラブルの実態等について情報共有を図っており、必要な情報提供や改善等の依頼を行った。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定	<評定と根拠>	<課題と対応> 令和元年度も引き続き、消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して、制度等に関する改善要望を積極的に行う。	<課題と対応>					

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【目標】 ・関係行政機関等への要望件数(相談情報部要望分)(平成28年度実績:3件)  【目標水準の考え方】 制度改正等への要望は、消費者被害の発生又は拡大の防止に直接的に結びつくものであり、センターの大いな役割の一つであることから、関係行政機関等への要望件数を目標とする。ただし、消費者被害は、発生するまで内容の普遍性・深刻性等は分からず、都度の対応が必要であることから、達成水準は設定しないこととする。 【関連指標】 ・関係行政機関の対応件数(相談情報部要望分)	【指標】 ・関係行政機関等への要望件数(相談情報部要望分)(平成28年度実績:3件)  【関連指標】 ・関係行政機関の対応件数(相談情報部要望分)	<関連指標> ・関係行政機関の対応件数(相談情報部要望分)	応が確認できた。	ブルの実態等について情報共有を図っており、必要な情報提供や改善等の依頼を行った。 これらを踏まえ、Bと評価する。	<課題と対応> 令和元年度も引き続き、消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して、制度等に関する改善要望を積極的に行う。

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【9】	
3. 相談事業	(5) 消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上
関連する政策・施策	
当該項目の重要度・難易度	一
	関連する政策評価・行政事業 行政事業レビュー
	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
									予算額（千円）	389,904			
									決算額（千円）	385,136			
									経常費用（千円）	386,190			
									経常損益（千円）	4,768			
									行政サービス実施コスト（千円）	409,306			
									従事人員数	22			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3による消費生活相談員の法定化（平成26年6月13日同法改正）や、同法第11条及び消費者基本計画第4章6（2）の消費生活相談員に係る規定等を	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3による消費生活相談員の法定化（平成26年6月13日同法改正）や、同法第11条及び消費者基本計画第4章6（2）の消費生活相談員に係る規定等を	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3による消費生活相談員の法定化（平成26年6月13日同法改正）や、同法第11条及び消費者基本計画第4章6（2）の消費生活相談員に係る規定等を	<指標> 一 <関連指標> 一	<主要な業務実績> 消費者生活相談員は、法定の資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有する者とされている（消費者安全法）。センター・オブ・センターズとしての役割を担う当センターの消費生活相談員については、その専門職としての職務と能力に見合う待遇を提供すべく、他の一般の非常勤職員と別の賃金テーブルを設けて採用している。	<評定と根拠> 評定：B 専門職としての職務と能力を鑑みた賃金テーブルを設定しているほか、専門性の向上のための研修や勉強会への参加の機会を確保した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定  <評定と根拠>  <課題と対応>

49

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

踏まえ、センターの消費生活相談員に対し、専門職としての職務と能力に鑑み適切な評価を行い、処遇改善を通じた人材確保により相談事業の質の維持・向上を図る。	踏まえ、センターの消費生活相談員に対し専門職として、その職務と能力に鑑み適切な評価を行い、処遇改善を通じた人材確保により相談事業の質の維持・向上を図る。	踏まえ、センターの消費生活相談員に対し専門職として、その職務と能力に鑑み適切な評価を行い、処遇改善を通じた人材確保により相談事業の質の維持・向上を図る。	具体的には、消費生活相談員の最低ランクの賃金テーブルは、他の一般の非常勤職員の最高ランクの賃金テーブルを上回るように設定している。 また、消費生活相談員としての更なる専門性の向上を目指し、当センター教育研修部が実施する消費生活相談員向け研修を受講したほか、別途、専門の講師を招へいした勉強会を定期的に開催した。	具体的には、消費生活相談員の最低ランクの賃金テーブルは、他の一般の非常勤職員の最高ランクの賃金テーブルを上回るように設定している。 また、消費生活相談員としての更なる専門性の向上を目指し、当センター教育研修部が実施する消費生活相談員向け研修を受講したほか、別途、専門の講師を招へいした勉強会を定期的に開催した。
---	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【10】			
4. 商品テスト事業	(1) 商品テストの実施		
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号1(2)①、1(3) ③	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 「独立行政法人国民生活センター法」第10条、第42条 「消費者基本法」第25条	
当該項目の重要度・難易度	—	関連する政策評価・行政事業 行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
								平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
テスト依頼への技術相談を含めた対応率	100%	100%	100%					予算額（千円）	401,354				
注意喚起のための商品テスト実施件数	—	10件	11件					決算額（千円）	393,602				
商品テスト実施件数	—	230件	226件					経常費用（千円）	410,644				
うち消費生活センター等からの依頼に基づく商品テスト実施件数（当該年度実施済みのもののみ。これ以外に次年度に渡り商品テスト実施中のものがある。）	—	214件	210件					経常損益（千円）	7,752				
うち消費者庁からの依頼に基づく商品テスト実施件数	—	6件	5件					行政サービス実施コスト（千円）	395,918				
うち注意喚起のための商品テスト実施件数	—	10件	11件					従事人員数	29				

51

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

消費生活センター等からの依頼・相談件数	—	373件	291件										
うち消費生活センター等からの商品テスト依頼の受付件数	—	205件	218件										
うち消費生活センター等からの技術相談等の件数	—	168件	73件										
医療機関ネットワーク参画機関数	—	30機関	24機関										
基本情報収集件数	—	8,286件	5,791件										
詳細情報収集件数	—	281件	199件										
追跡調査実施件数	—	4件	4件										
商品テスト分析・評議会委員会開催件数	—	20件	22件										
委員会の意見を反映させた情報提供件数	—	10件	22件										
他機関の知見等の活用回数	—	27件	48件										

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト及びPILOTや消費者庁と共同運営し、全国の参画医療機関より注意喚起等に有効な端続情報を収集する医	消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。	消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。	<指標> ・ テスト依頼への技術相談を含めた対応率 100%（平成28年度実績：100%） ・ 注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件） <関連指標> ・ 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト ・ 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト ・ 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを実施した。 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、技術相談を含めた対応率は100%であった。うち、重大事故等のおそれのあるテスト結果を消費者庁へ情報提供した。	評定
① 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト	① 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト	① 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト	① 地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト及び②注意喚起のための商品テスト	<評定と根拠> <課題と対応>		

52

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事業を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応し、重大事故等のおそれのあるテスト結果については消費者庁へ情報提供する。</p>	<p>トについては、技術相談を含め原則として全てに対応する。また、重大事故等のおそれのあるテスト結果については消費者庁へ情報提供する。</p>	<p>テストについて は、技術相談を含め原則として全てに対応する。また、重大事故等のおそれのあるテスト結果については消費者庁へ情報提供する。</p>	<p>等からの依頼に基づく商品テスト実施件数（前年度受付分を含む）（平成 28 年度実績：214 件（前年度受付分を含む）） ・うち消費者庁からの依頼に基づく商品テスト実施件数（平成 28 年度実績：6 件） ・うち注意喚起のための商品テスト実施件数（平成 28 年度実績：10 件） ・P I O - N E T や消費者庁と共同運営し、全国の参画医療機関により注意喚起等に有効な端緒情報を収集する医療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事業を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、重大事故等のおそれのあるテスト結果についても消費者庁へ情報提供する。また、消費者事故等の原因が明確や情報提供のために、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む）からの求めに応じ必要な協力を行う。 なお、情報提供案件については、各分野の有識者により構成される商品テスト分析・評価、公表の妥当性等について審議を行うほか、必要に応じて関係機関との連携強化、外部化を始め、商品テスト事業を強化する。</p>	<p>商品テストは平成 28 年度実績と同程度実施した。その際 P I O - N E T や消費者庁と共同運営し、全国の参画医療機関より注意喚起等に有効な端緒情報を収集する医療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事業を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、テスト結果を消費者庁へ情報提供した。</p> <p>消費者事故等の原因が明確や情報提供のために、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行った。</p> <p>情報提供案件については、各分野の有識者により構成される商品テスト分析・評価委員会により、テストの企画立案及びテスト結果の分析・評価、公表の妥当性等について審議を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携強化や外注を行い、商品テスト事業を強化した。</p> <p>これらのことを行なうため、年度計画を達成しているため、B と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>令和元年度も引き続き、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを実施する。</p> <p>テスト依頼への技術相談を始めた対応率は 100% とし、また、注意喚起のための商品テスト実施件数は平成 28 年度実績と同等程度実施する。</p>
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト依頼への技術相談を含めた対応率 100%</li> <li>（平成28年度実績：100%）</li> <li>・注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件）</li> </ul> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>地方公共団体から依頼のあった相</p>				

53

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

<p>該解決のための商品テストについては、中核的機関としての地方支援の役割に鑑み、引き続き原則として全てに対応する。</p> <p>注意喚起のための商品テスト実施件数については、同テストの重要度が高いことから、今後もこれまで以上の実施が期待される。しかし、注意喚起が必要となる事案は年度により様々であり、單に当該テストの件数を増加させることよりも、テスト内容を充実させ、より有益な情報発信をしていくことが重要であることから、達成水準は設定しないこととする。</p>	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト依頼への技術相談を含めた対応率 100%（平成28年度実績：100%）</li> <li>・注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件）</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品テスト実施件数（平成28年度実績：230件） <ul style="list-style-type: none"> <li>・うち消費生活センター等からの依頼に基づく商品テスト実施件数（前年度受付分を含む）（平成28年度実績：214件（前年度受付分を含む））</li> <li>・うち消費者庁からの依頼に基づく商品テスト実施件数（平成28年度実績：6件）</li> <li>・うち注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件）</li> <li>・消費生活センター等からの依頼・相談件数（平成28年度実績：373件） <ul style="list-style-type: none"> <li>・うち消費生活センター等からの商品テスト依頼の受付件数（平成28年度実績：205件）</li> <li>・うち消費生活センター等からの技術相談</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>機関との連携強化や外注を行い、商品テスト事業を強化する。</p>	<p>・米の異臭分析 ・スマートフォンのケースの破損部の破面観察 ・ガスバーナーのガス漏れ検知テスト</p>	<p>※詳細は【資料7】参照</p>												
--	--	-------------------------------------	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>テスト実施件数（平成28年度実績：10件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等からの依頼・相談件数（平成28年度実績：373件）</li> <li>・うち消費生活センター等からの商品テスト依頼の受付件数（平成28年度実績：205件）</li> <li>・うち消費生活センター等からの技術相談等の件数（平成28年度実績：168件）</li> <li>・医療機関ネットワーク参画機関数（平成28年度実績：30機関）</li> <li>・医療機関ネットワーク基本情報収集件数（平成28年度実績：8,286件）</li> <li>・うち詳細情報収集件数（平成28年度実績：281件）</li> <li>・うち追跡調査実施件数（平成28年度実績：4件）</li> <li>・商品テスト分析・評価委員会開催回数（平成28年度実績：20件）</li> <li>・商品テスト分析・評価委員会の意見を反映させた情報提供件数（平成28年度実績：10件）</li> <li>・他機関の知見等の活用回数（平成28年度実績：27件）</li> </ul>				
--	---	--	--	--	--

55

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

56

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【1】	
4. 商品テスト事業	(2) 国民への情報提供
関連する政策・施策	「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定) 「消費者基本計画工程表(平成30年7月22日改定)」施策番号1 (2) ①
当該項目の重要度・難易度	—

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
公表件数(商品テスト部公表分)	—	28件	24件						予算額(千円)	401,354				
事業者名を含めた公表件数(商品テスト部公表分)	—	7件	6件						決算額(千円)	393,602				
取材対応件数	—	250件	164件						経常費用(千円)	410,644				
ウェブサイト又はFAX公表回数	—	28件	24件						経常損益(千円)	7,752				
「くらしの危険」発行回数	—	6回	6回						行政サービス実施コスト(千円)	395,918				
「くらしの危険」アクセス件数	—	239,551件	244,814件						従事人員数	29				

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
					業務実績	自己評価		
① 報道機関等を通じた情報提供	P I O—N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に提供する	① 報道機関等を通じた情報提供	① 報道機関等を通じた情報提供	<指標> ・ P I O—N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に提供する	<主要な業務実績> ① 報道機関等を通じた情報提供 P I O—N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に提供を行った。 うち、事業者名を含めた公表を6件行った。 また、各報道機関等からの164件の取材に対して原則として即日の対応を行った。	<評定と根拠> 評定: B P I O—N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析してとりまとめ、情報提供を行った。 国民への情報提供に当たっては、製品事故などによる消費者	評定	<評定と根拠> <課題と対応>

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 報道機関等を通じた情報提供	速に分析して取りまとめて、情報提供を行う。	速に分析して取りまとめて、情報提供を行う。	事例等に関する情報を迅速に分析してとりまとめ、情報提供を行う。	② ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)	・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)	被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に取り組んだ。
	【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績: 28件)</li><li>・事業者名を含めた公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績: 7件)</li><li>・取材対応件数</li></ul>	【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績: 28件)</li><li>・事業者名を含めた公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績: 7件)</li><li>・取材対応件数</li></ul>	・公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績: 28件)	・「くらしの危険」発行回数(平成28年度実績: 6件)	・「くらしの危険」アクセス数(平成28年度実績: 239,551件)	各報道機関等からの取材に迅速に対応した。
	② ウェブサイト、出版物等による情報提供	② ウェブサイト、出版物等による情報提供	・「くらしの危険」アクセス数(平成28年度実績: 239,551件)	・ウェブサイト、出版物等による情報提供	ウェブサイトを通じて24件の情報提供を行った。また、「くらしの危険」を6回発行し、244,814件のアクセスがあった。	ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に係る情報を適時適切に提供した。
	【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)</li><li>・「くらしの危険」発行回数(平成28年度実績: 6件)</li><li>・「くらしの危険」アクセス数(平成28年度実績: 239,551件)</li></ul>	【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)</li><li>・「くらしの危険」発行回数(平成28年度実績: 6件)</li><li>・「くらしの危険」アクセス数(平成28年度実績: 239,551件)</li></ul>				「くらしの危険」については、公表情報を積極的に活用し、事故防止に必要な情報をより分かりやすく提供する。
② ウェブサイト、出版物等による情報提供	ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に係る情報を適時適切に提供する。特に「くらしの危険」については、公表情報を積極的に活用し、事故防止に必要な情報をより分かりやすく提供する。	ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に係る情報を適時適切に提供する。特に「くらしの危険」については、公表情報を積極的に活用し、事故防止に必要な情報をより分かりやすく提供する。	・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)	・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)	・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)	令和元年度も引き続き、報道機関等を通じた情報提供及びウェブサイト、出版物等による情報提供を実施する。
	【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)</li><li>・「くらしの危険」発行回数(平成28年度実績: 6件)</li><li>・「くらしの危険」アクセス数(平成28年度実績: 239,551件)</li></ul>	【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ウェブサイト又はFAX公表回数(平成28年度実績: 28件)</li><li>・「くらしの危険」発行回数(平成28年度実績: 6件)</li><li>・「くらしの危険」アクセス数(平成28年度実績: 239,551件)</li></ul>				
	③ その他参考情報	③ その他参考情報				

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【12】			
4. 商品テスト事業	(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換		
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成 30 年 7 月 22 日改定）」施策番号 1 （3）③	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第 3 条、第 10 条、第 42 条 「消費者基本法」第 25 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

59

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

放射性物質に関する全国研修会実施回数	-	1回	1回						
放射性物質に関する研修会への講師派遣回数	-	1回	0回						
消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換回数	-	2回	2回						
「製品開連事故情報」作成回数(製品開連)	-	12回	12回						
消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数	-	261機関	254機関						
商品テスト情報のデータベースへの登録件数	-	232件	231件						
審議会や検討会等への出席回数	-	20回	25回						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>災からの復興を支援するため、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援とともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。</p> <p>さらに、商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を積極的に行う。</p>	<p>災からの復興を支援するため、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援とともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。</p> <p>さらに、商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を積極的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災からの復興を支援するため、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援とともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。</li> <li>・商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を積極的に行う。</li> </ul>	<p>あるものについての情報提供件数 (平成28年度実績：4件)</p> <p>・消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数 (平成28年度実績：0件)</p> <p>・情報提供における関係行政機関の対応件数 (商品テスト部：行政処分や業務改善等への要望についての対応) (平成28年度実績：2件)</p> <p>・放射性物質に関する精密検査実施件数(平成28年度実績：7件)</p> <p>イ. 関係機関への情報提供 商品テスト等を実施した情報はそれぞれの内容に応じて、関係省庁・事業者団体において活用されるよう適切に提供することが重要である。消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等については、対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を迅速かつ積極的に行う。</p>	<p>あるものについての情報提供件数 (平成28年度実績：4件)</p> <p>・消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数 (平成28年度実績：0件)</p> <p>・情報提供における関係行政機関の対応件数 (商品テスト部：行政処分や業務改善等への要望についての対応) (平成28年度実績：2件)</p> <p>・放射性物質に関する精密検査実施件数(平成28年度実績：7件)</p> <p>イ. 関係機関への情報提供 商品テスト等を実施した情報はそれぞれの内容に応じて、関係省庁・事業者団体において活用されるよう適切に提供するため、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等については、対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を迅速かつ積極的に行う。</p>	<p>検査実施体制の維持充実のため、放射性物質に関する検査についての情報提供件数 (平成28年度実績：232件)</p> <p>②</p> <p>・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換 (平成28年度実績：2回)</p> <p>・「製品関連事故情報」作成回数(製品関連) (平成28年度実績：12回)</p> <p>・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数 (平成28年度実績：261機関)</p> <p>ロ. 放射性物質に関する検査体制の整備及び実施体制の維持充実 東日本大震災からの復興を支援するために、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共</p>	<p>商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を積極的に行つた。</p> <p>商品テスト等を実施した情報はそれぞれの内容に応じて、関係省庁・事業者団体において活用されるよう適切に提供するため、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等については、対象商品・役務に関連する関係省庁・事業者団体などへの情報提供を迅速かつ積極的に行つた。</p> <p>東日本大震災からの復興を支援するために、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援した。</p> <p>検査実施体制の維持充実のため、放射性物質に関する全国研修会を1回開催した。</p>
---	---	---	--	--	---	--

61

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

<p>るおそれのある テスト結果の情 報提供件数（平 成28年度実績： 7件）</p> <p>・重大事故等のお それがあるもの についての情報 提供件数 （平成28年度実 績：4件）</p> <p>・消費者事故等の おそれがあるもの についての情 報提供件数 （平成28年度実 績：0件）</p> <p>・情報提供におけ る関係行政機関 の対応件数（商 品テスト部：行 政处分や業務改 善等への要望に ついての対応） （平成28年度実 績：2件）</p> <p>・放射性物質に關 する精密検査実 施件数（平成28年 度実績：7件）</p> <p>・放射性物質に關 する全国研修会 実施回数（平成28 年度実績：1回）</p> <p>・放射性物質に關 する研修会への 講師派遣回数（平 成28年度実績：1 回）</p>	<p>団体における実 施体制を支援す る。さらに、実施 体制の維持充実 のため、放射性物 質に関する全国 研修会の実施や 地方公共団体か らの依頼に基づ き、研修会への講 師派遣を行う。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への情 報提供件数（商 品テスト部提 供分：関係行政 機関への情報 提供）（平成28 年度実績：15 件）</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談解決のため のテストにおけ る重大事故等テ スト結果の情報 提供件数（平成 28年度実績：10 件）</li> <li>・相談解決のため のテストにおけ る法律に抵触す るおそれのある テスト結果の情 報提供件数（平 成28年度実績： 7件）</li> <li>・重大事故等のお それがあるもの についての情報 提供件数（平成 28年度実績：4 件）</li> <li>・消費者事故等の おそれがあるもの についての情 報提供件数（平 成28年度実績： 0件）</li> <li>・情報提供におけ る</li> </ul>	<p>検査について、 引き続き地方公 共団体における 実施体制を支援 する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査実施体制の 維持充実のた め、放射性物質 に関する全国研 修会の実施や地 方公共団体から の依頼に基づ き、研修会への 講師派遣を行 う。</li> </ul>			<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>令和元年度も引き続き、消費 者庁等への情報提供や情報共 有、消費生活センター等への情 報提供、行政機関等との情報交 換、関係機関等との情報交換や 連携及びテスト重複の排除を行 う。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>る関係行政機関の対応件数(商品テスト部提供分: 行政処分や業務改善等への要望についての対応) (平成28年度実績: 2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質に関する精密検査実施件数(平成28年度実績: 7件)</li> <li>・放射性物質に関する全国研修会実施回数(平成28年度実績: 1回)</li> <li>・放射性物質に関する研修会への講師派遣回数(平成28年度実績: 1回)</li> </ul> <p><b>② 消費生活センター等への情報提供</b> 商品テストに係る技術情報等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換(平成28年度実績: 2回)</li> <li>・「製品関連事故情報」作成回数(製品関連)(平成28年度実績: 12回)</li> <li>・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数(平成28年度実績: 261機関)</li> <li>・商品テスト情報のデータベース</li> </ul>	<p><b>② 消費生活センター等への情報提供</b> 商品テストに係る技術情報として、テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報及び商品テスト情報等を收集し、ウェブサイト等を通じて消費生活センター等に情報提供を行う。また、消費生活センター等のテスト技術職員等との間で、商品テストに係る技術情報等の情報交換を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換(平成28年度実績: 2回)</li> <li>・「製品関連事故情報」作成回数(製品関連)(平成28年度実績: 12回)</li> <li>・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数(平成28年度実績: 261機関)</li> <li>・商品テスト情報のデータベース</li> </ul>	<p><b>② 消費生活センター等への情報提供</b> 商品テストに係る技術情報として、テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報及び商品テスト情報等を收集し、ウェブサイト等を通じて消費生活センター等に情報提供を行う。</p> <p>・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換を行うとともに、商品テスト情報をデータベース等に登録するほか、相談対応等から得られた情報や見にについても消費生活センター等に情報提供を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換(平成28年度実績: 2回)</li> <li>・「製品関連事故情報」作成回数(製品関連)(平成28年度実績: 12回)</li> <li>・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数(平成28年度実績: 261機関)</li> <li>・商品テスト情報のデータベース</li> </ul>	
--	--	---	--	--

63

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>への登録件数(平成28年度実績: 232件)</p> <p>情報」作成回数(製品関連)(平成28年度実績: 12回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数(平成28年度実績: 261機関)</li> <li>・商品テスト情報のデータベースへの登録件数(平成28年度実績: 232件)</li> </ul> <p><b>③ 行政機関等との情報交換</b> 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、商品テストを通じて得た知見や専門性を活かし、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会や検討会等への出席回数(平成28年度実績: 20回)</li> </ul> <p><b>④ 関係機関等との情報交換、連携及びテスト重複の排除</b> 類似又は同種の商品テストを実施する関係機関等との間で、定期的な会議を行うなど緊密な情報交換を行い、連携をより強化するとともに、商品テストが重複することのないよう調整を行う。</p>	<p><b>③ 行政機関等との情報交換</b> 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、商品テストを通じて得た知見や専門性を活かし、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会や検討会等への出席回数(平成28年度実績: 20回)</li> </ul> <p><b>④ 関係機関等との情報交換、連携及びテスト重複の排除</b> 類似又は同種の商品テストを実施する関係機関等との間で、定期的な会議を行うなど緊密な情報交換を行い、連携をより強化するとともに、商品テストが重複することのないよう調整を行う。</p>	<p><b>③ 行政機関等との情報交換</b> 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、商品テストを通じて得た知見や専門性を活かし、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会や検討会等への出席回数(平成28年度実績: 20回)</li> </ul> <p><b>④ 関係機関等との情報交換、連携及びテスト重複の排除</b> 類似又は同種の商品テストを実施する関係機関等との間で、定期的な会議を行うなど緊密な情報交換を行い、連携をより強化するとともに、商品テストが重複することのないよう調整を行う。</p>	
--	--	--	--	--

64

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

				構、農林水産消費安全技術センター、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、自動車技術総合機構交通安全環境研究所の職員を国民生活センターの「商品テスト分析・評価委員会」の委員として委嘱し、技術的助言や知見の活用を行った。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【13】			
4. 商品テスト事業	(4) 関係行政機関等に対する改善要望		
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号6（2）⑧		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号0010

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
関係行政機関等への要望件数	—	11件	9件						予算額（千円）	401,354				
要望における関係行政機関等の対応件数	—	8件	8件						決算額（千円）	393,602				
									経常費用（千円）	410,644				
									経常損益（千円）	7,752				
									行政サービス実施コスト（千円）	395,918				
									従事人員数	29				

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
商品テスト結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。	商品テスト結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。	商品テスト結果等を基に、関係行政機関等への要望分（商品テスト部要望分）（平成28年度実績：11件）	<指標> ・関係行政機関等への要望分（商品テスト部要望分）（平成28年度実績：11件） <関連指標> ・関係行政機関等の対応件数（商品テスト部要望分）（平成28年度実績：8件）	<主要な業務実績> 商品テスト結果等を基に、関係省庁等に対して9件の公表案件において改善要望を行った。うち、8件の公表案件における改善要望について、延べ4の省庁、16の事業者団体及び事業者が対応を行った。	<評定と根拠> 評定：A 商品テスト結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を行った件数は平成28年度実績より下回ったが、「強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生」（平成30年4月19日）の公表の開	評定
【指標】 ・関係行政機関等への要望件数	【指標】 ・関係行政機関等への要望件数				<評定と根拠> <課題と対応>	

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(商品テスト部要望分) (平成28年度実績：11件)	(商品テスト部要望分)（平成28年度実績：8件）	【目標水準の考え方】 商品テスト結果等により明らかになつた問題点について、関係省庁や事業者団体に規格・基準の制定・見直し及び改善を要望するためには、商品テスト内容等を充実させ、的確な情報提供をしていくことが重要であるため、達成基準は設定しないこととする。  【関連指標】 ・関係行政機関等の対応件数（商品テスト部要望分） (平成28年度実績：8件)	【主な事例】 ●強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生—幼児の消化管に穴があき、開腹手術により摘出—（平成30年4月19日）の公表の関連で、経済産業省商務情報政策局製品安全課がウェブサイトにて独立行政法人国民生活センターのウェブサイトにリンクを設定して注意喚起を実施したことを見たことをはじめ、8件の公表案件における改善要望において延べ4の省庁、16の事業者団体及び事業者により対応がとられた。さらに、過去の公表案件では、「美容を目的とした『エラリア・ミリフィカ』を含む健康食品」（平成29年7月13日）の公表の関連で、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課が、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あてに「シアノ化合物を含有する食品の取扱いについて」の通知を発出した。また、農林水産省が、地方農政局等あてに「シアノ化合物を含むことが知られている原料を使用した健康食品等の安全確保について」の通知を発出した。 ●自動車のタイヤパンク発生時の対応方法について（平成31年1月17日）の公表の関連で、一般社団法人日本自動車工業会の会員乗用車メーカー全8社において、自動車運転者の安全に配慮した様々な取り組みを実施。他の情報提供先の4団体からも、消費者向にわかりやすい説明に努める旨的回答があった。 ●さらに、過去に行なった公表案件につき、関係省庁、事業者団体などに要望等を行なつたところ、次の成果が得られた。 ○美容を目的とした『エラリア・ミリフィカ』を含む健康食品—若い女性に危害が多発！ 安易な摂取は控えましょう—（平成29年7月13日）の公表の関連で、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）において、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求めることとなり、令和元年5月20日の厚生労働省の事業・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会にてその指定成分として『エラリア・ミリフィカ』も含まれることが了承された。 また、公益社団法人日本医師会が注意喚起のホームページを立ち上げた。 ○高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意—脚の高さ調節機構の不具合により、転倒する事故が発生—（平成29年9月15日）の公表の関連で、一般社団法人製品安全協会が入浴用いすのSG基準を平成30年9月1日付で改正したことにより、令和元年5月20日の厚生労働省の事業・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会にてその指定成分として『エラリア・ミリフィカ』も含まれることが了承された。	連で、経済産業省商務情報政策局製品安全課がウェブサイトにて独立行政法人国民生活センターのウェブサイトにリンクを設定して注意喚起を実施したことを見たことをはじめ、8件の公表案件における改善要望において延べ4の省庁、16の事業者団体及び事業者により対応がとられた。さらに、過去の公表案件では、「美容を目的とした『エラリア・ミリフィカ』を含む健康食品」（平成29年7月13日）の公表の関連で、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課が、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あてに「シアノ化合物を含有する食品の取扱いについて」の通知を発出した。また、農林水産省が、地方農政局等あてに「シアノ化合物を含むことが知られている原料を使用した健康食品等の安全確保について」の通知を発出した。 ●自動車のタイヤパンク発生時の対応方法について（平成31年1月17日）の公表の関連で、一般社団法人日本自動車工業会の会員乗用車メーカー全8社において、自動車運転者の安全に配慮した様々な取り組みを実施。他の情報提供先の4団体からも、消費者向にわかりやすい説明に努める旨的回答があった。 ●さらに、過去に行なった公表案件につき、関係省庁、事業者団体などに要望等を行なつたところ、次の成果が得られた。 ○美容を目的とした『エラリア・ミリフィカ』を含む健康食品—若い女性に危害が多発！ 安易な摂取は控えましょう—（平成29年7月13日）の公表の関連で、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）において、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求めることとなり、令和元年5月20日の厚生労働省の事業・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会にてその指定成分として『エラリア・ミリフィカ』も含まれることが了承された。 また、公益社団法人日本医師会が注意喚起のホームページを立ち上げた。 ○高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意—脚の高さ調節機構の不具合により、転倒する事故が発生—（平成29年9月15日）の公表の関連で、一般社団法人製品安全協会が入浴用いすのSG基準を平成30年9月1日付で改正したことにより、令和元年5月20日の厚生労働省の事業・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会にてその指定成分として『エラリア・ミリフィカ』も含まれることが了承された。	連で、経済産業省商務情報政策局製品安全課がウェブサイトにて独立行政法人国民生活センターのウェブサイトにリンクを設定して注意喚起を実施したことを見たことをはじめ、8件の公表案件における改善要望において延べ4の省庁、16の事業者団体及び事業者により対応がとられた。さらに、過去の公表案件では、「美容を目的とした『エラリア・ミリフィカ』を含む健康食品」（平成29年7月13日）の公表の関連で、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課が、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長あてに「シアノ化合物を含有する食品の取扱いについて」の通知を発出した。また、農林水産省が、地方農政局等あてに「シアノ化合物を含むことが知られている原料を使用した健康食品等の安全確保について」の通知を発出した。 ●自動車のタイヤパンク発生時の対応方法について（平成31年1月17日）の公表の関連で、一般社団法人日本自動車工業会の会員乗用車メーカー全8社において、自動車運転者の安全に配慮した様々な取り組みを実施。他の情報提供先の4団体からも、消費者向にわかりやすい説明に努める旨的回答があった。 ●さらに、過去に行なった公表案件につき、関係省庁、事業者団体などに要望等を行なつたところ、次の成果が得られた。 ○美容を目的とした『エラリア・ミリフィカ』を含む健康食品—若い女性に危害が多発！ 安易な摂取は控えましょう—（平成29年7月13日）の公表の関連で、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）において、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求めることとなり、令和元年5月20日の厚生労働省の事業・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会にてその指定成分として『エラリア・ミリフィカ』も含まれることが了承された。 また、公益社団法人日本医師会が注意喚起のホームページを立ち上げた。 ○高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意—脚の高さ調節機構の不具合により、転倒する事故が発生—（平成29年9月15日）の公表の関連で、一般社団法人製品安全協会が入浴用いすのSG基準を平成30年9月1日付で改正したことにより、令和元年5月20日の厚生労働省の事業・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会にてその指定成分として『エラリア・ミリフィカ』も含まれることが了承された。	評定
-------------------------------	--------------------------	---	--	---	---	----

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

				日付で改正した。 ○スポーツ用自転車の取扱いに注意 - 構造と 使用方法をよく理解しましょう (平成 27 年 6 月 18 日) の公表の情報提供先の一般財 団法人日本車両検査協会により平成 30 年 4 月に「自転車技師更新テキスト」に本公表の 内容が掲載された。また、1 事業者の総合カ タログに、本公表の内容が掲載された。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【14】	
5. 教育研修事業	(1) 実務能力向上のための研修
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号3(2)⑧、4(2)②、6(2)⑧
当該項目の重要度・難易度	—

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年 度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者等アンケート結果における満足度	5段階評価中平均4以上	4.8	4.7						予算額（千円）	280,973			
受講者所属先自治体アンケート結果における満足度	5段階評価中平均4以上	4.9	4.8						決算額（千円）	287,984			
消費者行政職員研修、消費生活相談員研修実施回数	—	83回	87回						経常費用（千円）	288,272			
うち相模原事務所研修施設及び他県内で実施する研修実施回数	—	60回	62回						経常損益（千円）	△5,118			
うち地方都市における研修実施回数：専門講座地域コース	—	10回	12回						行政サービス実施コスト（千円）	233,565			
(うち地方都市における研修実施回数：相談開進業務支援コース)	—	13回	13回						従事人員数	16			

71

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	消費者行政職員研修、消費生活相談員研修人員数	—	4,924人	4,788人									
	うち相模原事務所研修施設及び他県内で実施する研修人員数	—	3,673人	3,586人									
	相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」実施回数	—	1回	1回									
	相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」人員数	—	66人	70人									
	事業者を対象とした研修実施回数	—	7回	4回									
	事業者を対象とした研修人員数	—	229人	420人									
	遠隔研修の登録箇所数	—	844箇所	963箇所									
	遠隔研修のコンテンツ本数	—	10本	12本									
	消費生活相談員向け研修への国家公務員の受入数	—	35人	51人									

3. 中期目標期間の業務に係る目標・計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	消費者行政職員、消費生活相談員等にとどまらず、社会福祉関係者、学校教育関係者、	「消費者行政職員研修」、「消費生活相談員研修」、「消費者教育推進のための研修」、「消費生活相	・消費者行政職員、消費生活相談員を対象に「指標」 ・受講者等アンケート結果における満足度 5段階評価中平均4以上	<主要な業務実績> ・以下の研修を実施した。 ○消費者行政職員研修：10回、464人（予定期員612人、充足率75.8%）	<評定と根拠> 評定：B 「消費者行政職員研修」、「消費生活相談員研修」、「消費者	評定	

72

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

消費者教育の担い手、また、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間団体又は個人、さらには、消費者志向の経営を意識する事業者を対象とした研修を実施する。また、消費生活相談窓口等への現場復帰や就職を目指す「消費生活相談員」等の資格を有する者を対象とした、専門知識アップデートのための研修を実施する。研修の手法としては、効果の高い事例検討型・参加体験型研修を主とするとともに、研修対象者のニーズに積極的に応じ、その充実を図る。なお、事業者を対象とした研修については、参加しやすさを念頭に実施方法等を工夫する。	<p>「消費生活センター研修」、「専門知識アップデートのための研修」、「企業職員研修」を実施し、事例検討型・参加型研修とするとともに、研修対象者のニーズに積極的に応じ、その充実を図る。また、研修の対象となる関係機関等に幅広く周知し、研修への参加を促し、受講者の確保に努める。</p> <p>また、研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を実施する。</p>	<p>さらに、研修コースごとに、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者及び地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上上の評価を得る。なお、評価段階数や質問項目数を増やすこと、アンケート項目を多様化し回答の選択肢を多くするなどの工夫に努め、アンケートの精度向上を行なう。</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者等アンケート結果における満足度・5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.8）</li> <li>受講者所属自治体アンケート結果における満足度・5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.9）</li> </ul> <p>【目標水準の考え方】</p>
			<p>【課題と対応】</p> <p>引き続き、アンケート調査により研修対象者のニーズを把握するとともに、事例検討型・参加体験型研修など受講効果の高く得られる研修を実施する。また、関係機関等に幅広く周知し、研修への参加を促し、より一層、受講者を確保する。</p>
			<p>○消費生活相談員研修：52回、3,122人（予定人員3,678人、充足率84.9%）</p> <p>○消費者教育推進ための研修：12回、479人（予定人員468人、充足率102.4%）</p> <p>○消費生活センター研修：4回、151人（予定人員144人、充足率104.9%）</p> <p>なお、上記研修については、前年度の受講者アンケートなどを踏まえ、内容の充実を図るとともに、事例検討・参加体験型研修を取り入れた。また、消費者行政職員及び消費生活相談員対象の講座については受付システムを用いて消費者行政担当課・消費生活センターに対し講座受講者募集開始の案内メールを送付し、受講者の確保に努めた。</p> <p>○専門知識アップデート講座：1回、70人（予定人員72人、充足率97.2%）</p> <p>なお、上記研修については、国民生活センターウェブサイトによる募集・告知を行うとともに、関係機関等への周知を実施し、受講者の確保に努めた。</p> <p>○企業職員研修：4回、420人（予定人員320人、充足率131.3%）</p> <p>なお、上記研修については、受講者ニーズ（宿泊せずに都心の便利な場所で受講したい）を踏まえ、開催場所を東京事務所に変更し、研修期間を1日又は2日半に変更したこと、1講座あたりの受講者数を大幅に増加させることができた（平成29年度：26人、平成30年度：105人）。また、募集開始の案内を消費者庁ウェブサイトに掲載するとともに、国民生活センターウェブサイトによる募集・告知、関係機関等への周知を実施し、受講者の確保に努めた。</p> <p>○消費者リーダー研修（全国消費者フォーラム）：1回、650人（予定人員600人、充足率108.3%）</p> <p>○専門講座地域コース：12回（愛知県、岩手県、鹿児島県、大阪府、北海道、札幌市、長崎県、石川県、新潟市、岡山県、宮城県、栃木県、千葉県）、772人（予定人員940人、充足率82.1%）</p> <p>○相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」実施回数（平成28年度実績：13回）</p> <p>事業者を対象とした研修実施回数（平成28年度実績：7回）</p> <p>○遠隔研修：計12回、5,661人（アンケート回</p>

73

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

方】 研修内容に対する受講者へのアンケートについて は、受講者から好意的な回答がなされる場合が多く、5段階評価において3（普通）未満の2、1の評価が付されることは少ないことから、4の評価を標準とし、4以上の評価を確実に得られるよう努力することを目標とする。また、アンケートの精度向上させるため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、各項目の質問内容を多様化し回答の選択肢を多くすることなど、工夫に努めることとする。	治体アンケート結果における満足度・5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.9）	<p>平均満足度4以上の評価を得る。なお、より客観的な評価をしてもらうため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、アンケート項目を多様化し回答の選択肢を多くするなどの工夫に努め、アンケートの精度向上を行う。</p> <p>受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。なお、より客観的な評価をしてもらうため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、アンケート項目を多様化し回答の選択肢を多くするなどの工夫に努め、アンケートの精度向上を行う。</p>	<p>修人員数（平成28年度実績：229人）</p> <p>遠隔研修の登録箇所数（平成28年度実績：844箇所）</p> <p>遠隔研修のコンテンツ本数（平成28年度実績：10本）</p> <p>消費生活相談員向け研修への国家公務員の受入数（平成28年度実績：35人）</p>	<p>答数(受講者数に相当)、登録箇所数；963※詳細は【資料8】参照</p> <p>国民生活センターが実施する研修に、国家公務員51人を聴講者として受け入れた。</p> <p>受講者に対するアンケート調査については、各講義の評価段階数を3段階から5段階に増やすとともに、「講師の選定」「レジュメ」「時間設定」「講座の手法」「受講環境」に関する質問項目を増やすことで、より客観的な評価をしてもらい、精度向上させ、それを研修内容の充実に活用することができた（満足度平均：基準値4.8→平成30年度4.7）。</p> <p>受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査については、研修カテゴリーごとに詳細な質問を設けるなど質問項目を増やすことで、より客観的な評価をしてもらい、精度向上させた（満足度平均：基準値4.9→平成30年度4.8）。</p>
【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者行政職員研修、消費生活相談員研修実施回数（平成28年度実績：83回）</li><li>・うち相模原事務所研修施設及び徳島県内で実施する研修実施回数（平成28年度実績：60回（地方都市における研修を除く））</li><li>・うち地方都市における研修実施回数（平成28年度実績：3回）</li><li>・消費者行政職員研修、消費生活相談員研修人員数（平成28年度実績：4,924人）</li><li>・うち相模原事務所研修施設及び徳島県内で実施する研修人員数（平成28年度実績：3,673人（地方都市における研修を除く））</li><li>・相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデ</li></ul>				

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セス10回、相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」実施回数（平成28年度実績：1回）</li> <li>・相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」人員数（平成28年度実績：66人）</li> <li>・事業者を対象とした研修実施回数（平成28年度実績：7回）</li> <li>・事業者を対象とした研修人員数（平成28年度実績：229人）</li> <li>・遠隔研修の登録箇所数（平成28年度実績：844箇所）</li> <li>・遠隔研修のコンテンツ本数（平成28年度実績：10本）</li> <li>・消費生活相談員向け研修への国家公務員の受入数（平成28年度実績：35人）</li> </ul>				
--	--	--	--	--	--

75

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成28年度実績：10本）</li> <li>・消費生活相談員向け研修への国家公務員の受入数（平成28年度実績：35人）</li> </ul>				
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

76

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【15】			
5. 教育研修事業	(2) 消費者教育推進のための研修		
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成 30 年 7 月 22 日改定）」施策番号 4（2）②、4（2）③、4（2）⑥、6（1）④	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第 10 条 「消費者基本法」第 25 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。	消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。	消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。	<指標> - <関連指標> ① 消費者教育推進のための研修の実施 ② 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための研修の実施 ③ 民生委員、社会福祉士、介護福祉士その他の支援関係者に対する研修の講師を担う消費生活相談員、消費者行政職員等を対象とした「消費者教育推進のための研修」を実施する。 また、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)の枠組みを活用した消費者教育の実施と担い手の育成のため、「消費生活サポート一研修」又は講師派遣研修等を実施する。また、研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用していけるかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。	<主要な業務実績> ①高齢者・障害者等の消費者被害防止のための研修の実施 ②消費者教育推進のための研修の実施 ③・民生委員、社会福祉士、介護福祉士その他の支援関係者に対する研修の講師を担う消費生活相談員、消費者行政職員等を対象とした「消費者教育推進のための研修」を実施する。 また、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)の枠組みを活用した消費者教育の実施と担い手の育成のため、「消費生活サポート一研修」又は講師派遣研修等を実施する。また、研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用していけるかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。	<評定と根拠> 評定：A 対象者別に、消費者教育推進のための研修を実施した。 また、研修の実施効果を検証するため、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査において、受講者が研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用しているか分かるよう質問項目を増やした。 さらに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、次年度は新たな形で、複数の大企業等と協議を開始するとともに、次年度に向けて教員を対象とした消費者教育講座(教員の評議会新講習)を実施するため具体的な準備を行った。また、実施が決定した講習について、年度内に周知を開始した。 これらを踏まえ、Aと評価する。	評定	<評定と根拠>
① 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための民生委員等への研修の実施 消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害を防止し、安全を確保するための消費者教育が適切に行われるようになりますに、民生委員、社会福祉士、介護福祉士その他の支援関係者に対する消費者教育の担い手を育成するための研修を実施する。また、研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。	① 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための民生委員等への研修の実施 ・「見守りネットワーク」の枠組みを活用した消費者教育の実施と担い手の育成のため、「消費生活サポート一研修」又は講師派遣研修等を実施する。また、研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用していけるかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。	①・「見守りネットワーク」の枠組みを活用した消費者教育の実施と担い手の育成のため、「消費生活サポート一研修」又は講師派遣研修等を実施する。また、研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用していけるかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。	<主要な業務実績> ①・「見守りネットワーク」の枠組みを活用した消費者教育の実施と担い手の育成のため、「消費生活サポート一研修」又は講師派遣研修等を実施する。また、研修で得た見知等をそれぞれの地域においてどのように活用していけるかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。	<評定と根拠> 平成 30 年度のアンケート調査の結果を踏まえて、研修内容を充実させるとともに、研修の実施効果検証のための方法についてもさらに検討する。 また、引き続き「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、適切に対応する。	<課題と対応>	<課題と対応>	

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>度実績: 610人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「民生委員等向け消費者教育に携わる講師養成講座」実施回数(平成28年度実績: 3回)</li> </ul> <p>② 「実例を通じた消費者教育」推進のための消費生活センター等への支援</p> <p>消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活センター等が収集した情報の活用による「実例を通じた消費者教育」が行われるようにするため、消費生活センター等に対し、情報提供等についての支援を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な相談事例を取り上げたり紹介したりなどして実施した消費者教育関連の研修実施回数(平成28年度実績: 6回)</li> </ul> <p>③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施</p> <p>消費者教育推進法第16条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活相談員等に対する消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修を実施する。</p>	<p>員数(平成28年度実績: 610人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「民生委員等向け消費者教育に携わる講師養成講座」実施回数(平成28年度実績: 3回)</li> </ul> <p>② 「実例を通じた消費者教育」の推進</p> <p>PIO-NET情報等の収集・分析を通じ、「実例を通じた消費者教育」が行われるようにするため、「消費者教育に携わる講師養成講座」を実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な相談事例を取り上げたり紹介したりなどして実施した消費者教育関連の研修実施回数(平成28年度実績: 6回)</li> </ul> <p>③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施</p> <p>消費生活相談員等に対する消費者教育に関する専門的知識を修得するため、「消費者教育に携わる講師養成講座」を実施する。</p>	<p>② 「実例を通じた消費者教育」の推進</p> <p>PIO-NET情報等の収集・分析を通じ、「実例を通じた消費者教育」が行われるようにするため、「消費者教育に携わる講師養成講座」を実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な相談事例を取り上げたり紹介したりなどして実施した消費者教育関連の研修実施回数(平成28年度実績: 6回)</li> </ul> <p>③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施</p> <p>消費生活相談員等に対する消費者教育に関する専門的知識を修得するため、「消費者教育に携わる講師養成講座」を実施する。</p>	<p>・ 研修の実施効果を検証するため、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査において、受講者が研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているのかが分かるよう質問項目を増やした。</p> <p>② 「実例を通じた消費者教育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の講師養成講座において、具体的な相談事例を取り上げたり紹介したりなどして実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(基礎コース)基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指す(5月9日～11日)、60人(予定人員36人、充足率166.7%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指すin徳島(5月30日～6月1日)、27人(予定人員36人、充足率75.0%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)幼稚・小学生への講座実施に向けて(5月21日～5月23日)、39人(予定人員、36人、充足率108.3%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)中学生・高校生への講座実施に向けて(6月6日～6月8日)、73人(予定人員、36人、充足率202.8%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)高齢者・軽度な知的障がい者、及び見守り関係者への講座実施に向けて(7月17日～7月19日)、46人(予定人員36人、充足率127.8%)</li> </ul> </li> </ul> <p>③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の研修を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(基礎コース)基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指す(5月9日～11日)、60人(予定人員36人、充足率166.7%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(基礎コース)基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指すin徳島(5月30日～6月1日)、27人(予定人員36人、充足率75.0%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)幼稚・小学生への講座実施に向けて(5月21日～5月23日)、39人(予定人員、36人、充足率108.3%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)中学生・高校生への講座実施に向けて(6月6日～6月8日)、73人(予定人員、36人、充足率202.8%)</li> <li>○消費者教育に携わる講師養成講座(応用コース)高齢者・軽度な知的障がい者、及び見守り関係者への講座実施に向けて(7月17日～7月19日)、46人(予定人員36人、充足率127.8%)</li> </ul> </li> </ul>
---	--	--	---

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者教育に携わる講師養成講座」等実施回数(平成28年度実績: 13回)</li> </ul> <p>④ コーディネーター育成のための研修の実施</p> <p>消費者教育推進基本方針に基づき、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために調整をする役割を担うコーディネーターを育成するため、「消費者教育コーディネーター育成講座」を実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター育成研修実施回数(平成28年度実績: 2回)</li> </ul> <p>⑤ 消費者教育の担い手育成のための教員向け研修の実施</p> <p>消費者教育を担い手である教職員の指導力向上のため、大学や教育委員会等における教員養成課程や現職教員研修等において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられ、充実するよう、「教員を対象とした消費者教育講座」を実施する。</p>	<p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者教育に携わる講師養成講座」等実施回数(平成28年度実績: 13回)</li> </ul> <p>④ コーディネーター育成のための研修の実施</p> <p>消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために調整をする役割を担うコーディネーターを育成するため、「消費者教育コーディネーター育成講座」を実施する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター育成研修実施回数(平成28年度実績: 2回)</li> </ul> <p>⑤ 消費者教育の担い手育成のための教員向け研修の実施</p> <p>消費者教育を担い手である教職員の指導力向上のため、大学や教育委員会等における教員養成課程や現職教員研修等において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられ、充実するよう、「教員を対象とした消費者教育講座」を実施する。</p>	<p>④ コーディネーター育成のための研修の実施</p> <p>以下の研修を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育コーディネーター育成講座(10月2日～3日)、23人(予定人員36人、充足率63.9%)</li> <li>○消費者教育コーディネーター育成講座 in 徳島(11月21日～22日)、12人(予定人員36人、充足率33.3%)</li> </ul> </p>	<p>⑤ 消費者教育の担い手育成のための教員向け研修の実施</p> <p>以下の研修を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○教員を対象にした消費者教育講座 in 徳島(7月24日)、19人(予定人員36人、充足率52.8%)</li> <li>○教員を対象にした消費者教育講座(8月8日～9日)、39人(予定人員36人、充足率108.3%)</li> <li>○教員を対象にした消費者教育講座 in 東京(11月30日)、47人(予定人員36人、充足率130.6%)</li> </ul> <p>また、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、次年度は新たな形で、関東、関西の複数の大学に協力をを行い、教員を対象とした消費者教育講座(教員免許更新講習)を実施するために具体的な準備をし、年度内に周知を開始した。なお、従来の</p> </p>
---	---	---	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員向け研修実施回数（平成28年度実績：1回）</li> </ul> <p><b>⑥ 「見守りネットワーク」構成員等への研修の実施</b> 消費者安全法第11条の3の規定に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）の枠組みを活用した高齢者の見守り等消費者教育の実施と担い手の育成のため、「地域の見守りネットワーク推進のための講座」を実施する。なお、実施にあたっては参加しやすさを念頭に開催場所も含めて工夫する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」実施回数（平成28年度実績：5回）</li> <li>・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」人員数（平成28年度実績：159人）</li> </ul>	<p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員向け研修実施回数（平成28年度実績：1回）</li> </ul> <p><b>⑥ 「見守りネットワーク」構成員等への研修等の実施</b> 「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）の枠組みを活用した高齢者の見守り等消費者教育の実施と担い手の育成のため、「消費生活サポート一環研修」又は講師派遣研修等を実施する。なお、実施にあたっては参加しやすさを念頭に開催場所も含めて工夫する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」実施回数（平成28年度実績：5回）</li> <li>・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」人員数（平成28年度実績：159人）</li> </ul>	<p>講座は受講者の参加しやすさを踏まえ、次年度は地方で行うこととした。</p> <p><b>⑥「見守りネットワーク」構成員等への研修等の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の研修を実施した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の見守りネットワーク推進のための講座（11月21日～22日）、43人（予定人員36人、充足率119.4%）</li> <li>○地域の見守りネットワーク推進のための講座（地域で取り組む人向け）（1日コース）（12月14日）、55人（予定人員36人、充足率152.8%）</li> <li>○地域の見守りネットワーク推進のための講座 in 徳島（2月14日～15日）、27人（予定人員36人、充足率75.0%）</li> <li>○地域の見守りネットワーク推進のための講座（地域で取り組む人向け）in 徳島（1日コース）（1月18日）、26人（予定人員36人、充足率72.2%）</li> <li>○相談関連業務支援コース（地方公共団体への講師派遣事業）において、山形県で地域の見守りネットワーク推進に関する講座（11月30日）、51人（予定人員40人、充足率127.5%）</li> <li>○相談関連業務支援コース（地方公共団体への講師派遣事業）において、広島県で地域の見守りネットワーク推進に関する講座（11月30日）、41人（予定人員40人、充足率102.5%）</li> </ul> <p>研修の実施効果を検証するため、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査において、受講者が研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかが分かるよう質問項目を増やした。</p>
--	---	---

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【16】			
5. 教育研修事業	(3) 試験業務		
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成 30 年 7 月 22 日改定）」施策番号 6 （2）①	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第 10 条 「消費者基本法」第 25 条 消費者安全法第 11 条の 11 第 1 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
① 消費生活相談員資格試験 消費者安全法第11条の第11項の規定に基づき、消費生活相談員資格試験を登録試験機関（平成28年4月26日登録）として適正に実施する。	① 消費生活相談員資格試験 消費生活相談員資格試験を登録試験機関（平成28年4月26日登録）として適正に実施する。	① 消費生活相談員資格試験 ・消費生活相談員資格試験を登録試験機関として適正に実施する。	<指標> ① ・試験実施箇所数 全国 20箇所以上のうち、より地域偏在解消を図る観点から設置する会場	<主要な業務実績> ① 消費生活相談員資格試験 ・当センターは、消費者安全法第11条の11第1項の規定に基づき、登録試験機関（平成28年4月26日に登録）として、「平成30年度消費生活相談員資格試験（国家資格取得の	<評定と根拠> 評定：B ① 消費生活相談員資格試験 ・平成30年度は、第1次試験を全国20箇所でスケジュール通りに実施し、その合格者に対し第	評定 <評定と根拠> <課題と対応>	

83

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

<p>試験機関（平成28年4月26日に登録）として適正に実施する。</p> <p>消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るという観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、全国20箇所以上で実施する。また、今後、更新制導入の要否について検討がなされるに際しては、消費生活相談員資格の制度に係る運用状況等に留意し、検討のための資料及び情報等を消費者庁へ提供する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験実施箇所数 全国20箇所以上のうち、より地域偏在解消を図る観点から設置する会場数 5 箇所以上（平成28年度実績：20箇所）</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>試験実施箇所数については、平成27年度の26箇所から、平成28年度には受験者の利便性に支障がないよう配慮しつつ実施経費を削減して20箇所へ絞り試験を実施した。第4期中期目標期間においては、</p>	<p>に実施する。</p> <p>消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るという観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、全国20箇所以上で実施する。なお、そのうち、5箇所以上の会場を地域偏在解消を図る観点から設置する。また、今後、更新制導入の要否について検討がなされるに際しては、消費生活相談員資格の制度に係る運用状況等に留意し、検討のための資料及び情報等を消費者庁へ提供する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験実施箇所数 全国20箇所以上のうち、より地域偏在解消を図る観点から設置する会場数 5 箇所以上（平成28年度実績：20箇所）</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験申込者数（平成28年度：1,714人）</li> <li>・ 合格者数（平成28年度：735人）</li> </ul>	<p>・ 消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るという観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、全国20箇所以上で実施する。なお、そのうち、5箇所以上の会場を地域偏在解消を図る観点から設置する。</p> <p>・ 今後、更新制導入の要否について検討がなされるに際しては、消費生活相談員資格の制度に係る運用状況等に留意し、検討のための資料及び情報等を消費者庁へ提供する。</p>	<p>数 5 節所以上(平成28年度実績：20箇所) &lt;関連指標&gt;</p> <p>① 受験申込者数（平成28年度：1,714人）</p> <p>合格者数（平成28年度：735人）</p> <p>② 受験申込者数／資格認定者（平成28年度：1,714人／735人）</p> <p>更新対象者／更新者（平成28年度：1,194人／960人）</p> <p>更新講座実施回数／実施箇所数／受講による更新者数（平成28年度：6回／1箇所及びインターネット配信：520人）</p> <p>更新対象者／更新者／更新率（平成28年度：1,194人／960人／80.4%）</p>	<p>ための試験）を実施した。</p> <p>第1次試験は、平成30年10月に全国各地で実施し、その合格者に対し12月に第2次試験を実施した。試験の実施に当たっては、試験業務規程にのっとり、適切に運営を行った。</p> <p>第1次試験及び第2次試験の結果を踏まえ、平成30年12月に消費生活相談員資格試験合格者として279人に合格証を発行した。</p> <p>また、受験者の利便性の向上と資格制度の周知拡大のため、ホームページ上に受験申込書をダウンロードできるページを設けたほか、ポスター、リーフレット等を作成し、広く周知した。</p> <p>平成30年度は、目標の20箇所で試験資格を実施した。受験者の利便性が低下しないよう15箇所の試験地を選定し、さらに、受験申込者数が少ない地域での受験者を増やすため、5箇所についても作成したポスター、リーフレットを配布し、あわせてホームページや広報紙への試験日程等の掲載を依頼した。消費者法や消費生活論理等の授業を実施している大学、男女共同参画センター等にも受験要項、リーフレットを配布し、その他、資格試験の専門会話等に資格試験の記事掲載を依頼し、掲載された。</p> <p>ホームページには、受験要項の他、受験申込書をダウンロードできるページを設け、また、過去5分年の試験問題を掲載した。</p> <p><b>② 消費生活専門相談員資格認定期制度</b></p> <p>平成30年度は、第1次試験を全国20箇所でスケジュール通りに実施し、その合格者に対し第2次試験を実施した。合否については、合否判定基準に則り適切に採点、評価を実施し、消費生活専門相談員として279人を認定した。</p> <p>また、平成30年度における更新新対象者837人のうち、更新講座の受講による更新者は356人、実務経験による更新者は274人、合計630人となった。</p> <p>資格更新講座は、受講者のニーズを踏まえ、利便性が高いインターネット配信をメインに実施し、消費生活相談現場で働く上で必要な法律の改正等の最新情報を提供した。</p> <p>消費生活専門相談員資格の更新状況により本制度のニーズを</p>
--	--	--	--	--

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>ても受験生の便利性に配慮し、交通の要衝を中心に全国15箇所以上で開催し、さらに、より資格保有者の地域偏在解消を図る観点から設置する会場数として、全国5箇所以上を目標設定とする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験申込者数（平成28年度：1,714人）</li> <li>・合格者数（平成28年度：735人）</li> </ul> <p><b>② 消費生活専門相談員資格認定制度</b></p> <p>消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力の向上等を図るために、消費生活相談員資格試験と併せて、5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。</p> <p>消費生活センター等での実務に就いていない消費生活専門相談員資格保有者が5年ごとに資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。なお、消費生活専門相談員資格認定制度に係る業務に関しては、その実施状況等を見つづく必要な業務の見直しについて検討を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験申込者数／資格認定者（平成28年度：1,714人／735人）</li> </ul>	<p>② 消費生活専門相談員資格認定制度</p> <p>消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力の向上等を図るために、消費生活相談員資格試験と併せて、5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。</p> <p>消費生活センター等での実務に就いていない消費生活専門相談員資格保有者が5年ごとに資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。なお、消費生活専門相談員資格認定制度に係る業務に関しては、その実施状況等を見つづく必要な業務の見直しについて検討を行う。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験申込者数／資格認定者（平成28年度：1,714人／735人）</li> </ul>	<p>② 消費生活専門相談員資格認定制度</p> <p>・消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力の向上等を図るために、消費生活相談員資格試験と併せて、5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行っているが、平成28年度からは、消費生活相談員資格試験が、本資格認定試験を兼ねている。</p> <p>第1次試験及び第2次試験の結果を踏まえ、平成31年1月に消費生活専門相談員資格認定者として27人を認定した。平成30年度における受験申込者数は1,293人、実受験者数は1,136人で、合格率（実受験者に対する合格者割合）は24.6%であった。</p> <p>資格保有者のレベルの維持を図るために、平成20年度から資格更新時に消費生活相談業務に従事していない者に対し、資格更新講座の受講を義務づけた。なお、資格の更新は5年ごとに実行している。</p> <p>平成30年度における更新対象者は837人うち、更新講座の受講による更新者は356人、実務経験による更新者は274人、合計630人となつた。</p> <p>※詳細は【資料10】参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度においては、受講者のニーズを踏まえ、利便性が高いインターネット配信をメインに資格更新講座を実施した。</li> <li>・6月に当センター東京事務所において資格更新講座2講座（受講必須講座）を実施し、同時に収録を行った。その後、その映像を元に研修コンテンツを作成・編集し、希望する資格更新対象者に一定期間オンドマンド配信し、インターネット配信</li> </ul>	<p>把握するとしていたところ、平成30年度は、資格更新対象者のうち75.3%が資格を更新しており、7割台半ばと高い水準を保つおり、本制度のニーズは依然として高いことが確認できた。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>① 消費生活相談員資格試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度においても、登録試験機関として、試験業務規程の通り、適切に消費生活相談員資格試験を運営する。</li> <li>・次年度も引き続き、資格保有者の地域偏在の解消を図る観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、全国20箇所以上で試験を行う。なお、その内5箇所以上を、より地域偏在の解消を図る観点から設置する会場数とする。</li> <li>・更新制導入の要否について検討がなされる際に、より精度の高いデータを提供できるよう、準備する。</li> </ul> <p>② 消費生活専門相談員資格認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度においても、消費生活専門相談員資格認定試験及び資格更新を適正に実施し、消費生活相談員の能力・資質の向上に努める。</li> <li>・次年度も引き続き、資格保有者の資質・能力の維持・向上を図るために、消費生活センター等での実務に就いていない資格保有者が資格の更新を行う際に受講する講座をインターネット配信にて実施する。</li> <li>・「消費生活相談員資格試験」合格者が「消費生活専門相談員資格」の更新時期を迎えた際に更新手続を行うかについて、その状況及び本制度に対するニーズを把握することとし、引き続き検討を行う。</li> </ul>	<p>把握するとしていたところ、平成30年度は、資格更新対象者のうち75.3%が資格を更新しており、7割台半ばと高い水準を保つおり、本制度のニーズは依然として高いことが確認できた。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>① 消費生活相談員資格試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度においても、登録試験機関として、試験業務規程の通り、適切に消費生活相談員資格試験を運営する。</li> <li>・次年度も引き続き、資格保有者の地域偏在の解消を図る観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、全国20箇所以上で試験を行う。なお、その内5箇所以上を、より地域偏在の解消を図る観点から設置する会場数とする。</li> <li>・更新制導入の要否について検討がなされる際に、より精度の高いデータを提供できるよう、準備する。</li> </ul> <p>② 消費生活専門相談員資格認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度においても、消費生活専門相談員資格認定試験及び資格更新を適正に実施し、消費生活相談員の能力・資質の向上に努める。</li> <li>・次年度も引き続き、資格保有者の資質・能力の維持・向上を図るために、消費生活センター等での実務に就いていない資格保有者が資格の更新を行う際に受講する講座をインターネット配信にて実施する。</li> <li>・「消費生活相談員資格試験」合格者が「消費生活専門相談員資格」の更新時期を迎えた際に更新手続を行うかについて、その状況及び本制度に対するニーズを把握することとし、引き続き検討を行う。</li> </ul>
--	---	--	---	---

85

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

<p>人／735人）</p> <p>・更新対象者／更新者（平成28年度：1,194人／960人）</p> <p>・更新講座実施回数／実施箇所数／受講による更新者数（平成28年度：6回／1箇所及びインターネット配信／520人）</p> <p>・更新対象者／更新率（平成28年度：1,194人／960人／80.4%）</p>	<p>735人）</p> <p>・更新対象者／更新者（平成28年度：1,194人／960人）</p> <p>・更新講座実施回数／実施箇所数／受講による更新者数（平成28年度：6回／1箇所及びインターネット配信／520人）</p> <p>・更新対象者／更新率（平成28年度：1,194人／960人／80.4%）</p>	<p>に關しては、地方公共団体向けの遠隔研修（Dラーニング）と配信環境を共有して構築したことにより経費の効率化を図り、さらに、受講必須2講座の他、地方公共団体相談員向けに作成した2講座を受講任意講座として資格更新対象者に提供することができた。</p> <p>インターネット環境が整っておらず、また、東京事務所での受講が難しい資格更新対象者に対しては、DVDの貸し出しを行った。</p> <p>更新講座の内容は、消費生活相談現場で働く上で必要な法律の改正等の最新情報である。</p> <p>「消費生活相談員資格試験」を「消費生活専門相談員資格認定試験」が兼ねる形で実施し、合格者には「消費生活相談員資格」と「消費生活専門相談員資格」の二つの資格を同時に認定し、試験事務の重複を避け、効率化を図っている。</p> <p>「消費生活専門相談員資格」を現に保有する者は5,000名を超えるが、多くの人が相談員として現在も勤務している。消費生活専門相談員資格の更新状況により本制度のニーズを把握するとしていたところ、平成30年度の資格更新率は75.3%と、平成28年度の80.4%より下がったものの、7割台半ばを超える高い水準を保つおり、本制度のニーズは依然として高いことが確認できた。本業務は、引き続き維持していく必要がある。</p> <p>「消費生活相談員資格試験」合格者が「消費生活専門相談員資格」の更新時期を迎えた際に更新手続を行うかについて、その状況及び本制度に対するニーズを把握することとし、引き続き検討を行う。</p>	<p>き検討を行う。</p>
--	--	---	----------------

## 4. その他参考情報

--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【17】	
5. 研修事業	(4) 調査研究及び海外の消費者行政の情報収集・提供
関連する政策・施策	
当該項目の重要度・難易度	—
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条 「消費者基本法」第25条
関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
								平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
調査研究の情報提供件数(実績値)	—	1件※	1件※					予算額(千円)	280,973				
「国民生活研究」発行回数(実績値)	—	2回	2回					決算額(千円)	287,984				
								経常費用(千円)	288,272				
								経常損益(千円)	△5,118				
								行政サービス実施コスト(千円)	233,565				
								従事人員数	16				

(※) この他、文部科学省科学研究費助成事業により調査研究を行い、学会シンポジウムで研究成果の報告を行っている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標・計画・業務実績・中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、PIO-NET情報等を活用しつつ調査研究を行うと	国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、PIO-NET情報等を活用しつつ調査研究を行うと	国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、PIO-NET情報等を活用しつつ調査研究を行うと	<指標> ・調査研究の情報提供件数 ・「国民生活研究」発行回数	<主要な業務実績> 「成年年齢引下げに向けた消費生活センターへの対応に関する現況調査」を実施し、平成31年3月に調査結果を公表した。本調査では、全国の消費生活センター770箇所を対象としたアンケート調査と、特徴的または先進的な取組を行っている消費生活センターへのヒアリング調査を行った。その結果、子どもや若者の	<評定と根拠> 評定:A 調査研究では、成年年齢引下げに向けた対応に関する現況について、全国の消費生活センターに対するアンケート調査と、他の自治体に先がけた効果的な取組として県の消費者教育コー	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ともに、海外の消費者行政の動向について情報収集を行い、広く国民に情報提供する。  【関連指標】 ・調査研究の情報提供件数 ・「国民生活研究」発行回数	ともに、海外の消費者行政の動向について情報収集を通じて、調査研究を行い、広く国民に情報提供する。  【関連指標】 ・調査研究の情報提供件数 ・「国民生活研究」発行回数	の動向についての情報収集を通じて、調査研究を行い、広く国民に情報提供する。	消費者トラブル防止を主目的とした啓発や消費者教育を行ったという消費生活センターは現状でも8割を超えており、センターと学校教育との連携において課題があることが明らかになった。 また、「国民生活研究」を2回発行し、第58巻第1号では、国における「明治150年」関連施策の一環として、明治から現在までの消費生活の変遷に関する論考を掲載した。2号では「脆弱な消費者」と題する特集を組み、脆弱な消費者をめぐるイギリスやオーストラリアの法制・消費者政策など、海外の消費者行政の動向についての論考を掲載した。 さらに、平成28年度から新たに交付を受けた科学研究費補助成事業による科学研究費補助金により、「消費者被害の救済手段と抑止手法の多様化及び両者の連携に関する比較法政策的研究」と題し、海外の消費者行政等の動向も含めた調査研究を行った。本調査研究では、担当研究者による諸外国の現地調査による最新情報の収集と文献研究を行い、3年間の研究期間の最終年度にあたる平成30年度は、3回の研究会を開催し、平成30年11月に行われた日本消費者法学会第11回大会シンポジウムでこれまでの研究成果を報告した。 なお、3年間の研究成果を単行本として出版する予定である。	ディナーを市町に対する支援に向けて積極的に活用している長崎県の例など、特徴的・先進的な取組状況のヒアリング調査を行うことにより、今後に向けて参考となる報告書をまとめ、記者公表により調査結果を広く情報提供した。 また、「国民生活研究」を2回発行し、国における「明治150年」関連施策の一環として、明治から現在までの消費生活の変遷に関する論考を掲載するとともに、イギリスやオーストラリアの消費者行政の動向に関する論考を掲載した。 さらに、平成28年度から新たに交付を受けた科学研究費補助成事業による科学研究費補助金により、海外の消費者行政等の動向も含めた調査研究を行い、消費者被害の救済と抑止に関する各種の法的手法等について、諸外国を比較法研究の対象として取り上げた。3年間の研究期間の最終年度にあたる平成30年度は、3回の研究会を開催したほか、平成30年11月に行われた日本消費者法学会第11回大会シンポジウムでは、「消費者被害の救済と抑止の手法の多様化・実効性確保のための執行主体のあり方」をテーマとして、これまでの比較法研究の成果を踏まえ、論点別にわが国の消費者法・消費者政策の進むべき方向性を打ち出すための報告を行った。 なお、3年間の研究成果を単行本として出版し、広く国民に情報提供する予定である。 これらを踏まえ、Aと評価する。	<課題と対応> 令和元年度も引き続き、国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、PIO-NET情報等の活用や、海外
--	---	---------------------------------------	---	--	--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

					の消費者行政等の動向についての情報収集を通じて、調査研究を行い、広く国民に情報提供する。
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【18】			
5. 教育研修事業	(5) 教育研修の合理化と経費の節減		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	「消費者基本法」第25条
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
								予算額（千円）	280,973				
								決算額（千円）	287,984				
								経常費用（千円）	288,272				
								経常損益（千円）	△5,118				
								行政サービス実施コスト（千円）	233,565				
								従事人員数	16				

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
教育研修事業について、研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図るとともに、地方公共団体との共催を図	教育研修事業について、研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図るとともに、地方公共団体との共催を図	研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図るとともに、地方公共団体との共催を図るなど経費を節減する。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> ・ 研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図ったため、受講ニーズが比較的高い相談員研修の実施回数を増やす一方、行政職員研修及び企業職員研修についてはニーズに合わせ実施回数を合理化することで1講座当たりの受講者数を集約化させ、運営の効率化を図った。(足りず遠隔研修を除く):平成29年度79.9%、平成30年度89.2%	<評定と根拠> 評定: B 研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図った。特にこれまで受講者数の確保が難しかった企業職員研修は、受講者のニーズ	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

91

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

るなど絏費を節減する。	るなど絏費を節減する。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業職員研修については、受講者ニーズ（都心の便利な場所で、1日又は半日の研修を受講したい）を踏まえ、開催場所を相模原事務所から東京事務所に変更し、1日又は半日研修としたことで、1講座当たりの受講者数を大幅に増やすことができた。（平成 29 年度：26 人、平成 30 年度：105 人）</li> <li>・平成 30 年度に地方公共団体と共催して実施する研修については、経費の節減の観点から、会場費を自治体側の負担とした。</li> </ul>	<p>を踏まえ、1日又は半日の東京事務所での研修に変更したこと、1講座あたりの受講者数を大幅に増加させることができた。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、研修の合理化と経費の節減を図るよう努める。さらに、次年度については、研修受講者のニーズ等を踏まえ、地方公共団体との共催の回数を増やし、経費を節減する。</p>
-------------	-------------	--	--	---	---	--

#### 4. その他参考情報

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【19】							
6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業							
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）④				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条、第11条～42条 「消費者基本法」第25条	
当該項目の重要度・難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号0010	

## 2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値（平成28年度実績値）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請日から手続終了までの日数	平均95日以内	86.4日	92.3日					予算額（千円）	144,930				
和解率	60%以上	60.6%	67.9%					決算額（千円）	140,983				
事前問合せ対応件数	—	969件	1,074件					経常費用（千円）	141,444				
申請件数	—	167件	177件					経常損益（千円）	3,947				
国民生活センター東京事務所以外（都内、地方）での期日開催回数	—	22回	24回					行政サービス実施コスト（千円）	149,057				
勤務時間外の期日開催回数	—	9回	35回					従事人員数	9				

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の発生又は拡大の防止のため、ADRを適切に実施し、解決水準を確保しつつ、申請日から手続終了までの日数を平均95	消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、ADRを適切に実施し、解決水準を確保しつつ、申請日から手続終了までの日数を平均95	消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、ADRを適切に実施し、解決水準を確保しつつ、申請日から手続終了までの日数を平均95	<指標> ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	<主要な業務実績> ・消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、委員会によるADR手続に係る業務を適切に実施した。また、業務規程を改正し、消費者が委員会の手続を利用しやすいう、申請書類の項目名について平易な表現に改める等の簡素化を図ったほか、開催場所や開催時間の柔軟化を進めた。	<評定と根拠> 評定：B 開催場所や開催時間の柔軟化を推進した結果、指標における達成目標をクリアしたうえで開運指標の項目においても基準年を上回る実績を達成している。	評定

93

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

了（センター法施行規則第18条）とその期間短縮に努めるとともに、和解率を高めるよう努める。また、消費者がセンターのADR（以下「センターADR」という。）を利用しやすいよう申請書類の記入項目数、記入内容等の簡素化を図り、センター東京事務所以外（都内、地方都市）での開催や勤労者が出席しやすいタクルからの開催といった開催場所や開催時間の柔軟化についても推進する。	日以内とし、和解率が60%以上となるよう努める。また、消費者がセンターのADR（以下「センターADR」という。）を利用しやすいよう申請書類の記入項目数、記入内容等の簡素化を図り、センター東京事務所以外（都内、地方都市）での開催や勤労者が出席しやすいタクルからの開催といった開催場所や開催時間の柔軟化についても推進する。	日以内とし、和解率が60%以上となるよう努める。また、消費者がセンターのADR（以下「センターADR」という。）を利用しやすいよう申請書類の記入項目数、記入内容等の簡素化を図り、センター東京事務所以外（都内、地方都市）での開催や勤労者が出席しやすいタクルからの開催といった開催場所や開催時間の柔軟化についても推進する。	<関連指標> ・事前問合せ対応件数（平成28年度実績値：969件） ・申請件数（平成28年度実績値：167件） ・平均所要日数（平成28年度実績値：86.4日） ・センター東京事務所以外（都内、地方都市等）での期日開催回数（平成25年度から平成28年度までの平均：22回） ・勤務時間外の期日開催回数（平成28年度実績値：9回）	<関連指標> ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	・催時間の柔軟化を推進した。 他のADR機関との意見交換を6回（うち3回は新規の機関）開催した。 ※詳細は【資料11】参照	る。 他方で、申請日から手続終了までの日数については基準値よりも若干長期化している。 これらを踏まえ、Bと評価する。
【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上					
【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上	【目標】 ・申請日から手続終了までの日数 平均95以内 ・和解率 60%以上

94

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>適切な解決水準を確保することが重要であること等から、上記過去5年間の年度平均の所要日数が94.6日であることを勘案し、実績ベースを重視した目標として「95日以内」とし、紛争解決委員会及びセンターの紛争解決委員会事務局の責によらない明らかに特殊な事案があれば業務実績評価において勘案する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和解率 60%以上</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>和解率の過去5年間の実績は、平成24年度64.6%、平成25年度58.6%、平成26年度60.1%、平成27年度66.2%、平成28年度60.6%とおむね6割を示し、他のADR機関の和解率と比較しても良好な実績を示しており、引き続き、和解率の向上に努めていくことが期待される。一方で、和解率の数値の性質からその引上げには一定の限界があること、和解率の数値の引上げを過度に優先すれば消費者にとり和解水準の低下につながるおそれもあること</p>				
--	---	--	--	--	--

95

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

	<p>から、和解率については過去の実績ベースを重視した目標とし、これを着実に達成した上で更なる高みを目指すことが重要であることから、過去実績と同等程度以上を目指した「60%以上」を目標とする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前問合せ対応件数（平成28年度実績値：969件）</li> <li>・申請件数（平成28年度実績値：167件）</li> <li>・平均所要日数（平成28年度実績値：86.4日）</li> <li>・センター東京事務所以外（都内、地方都市等）での期日開催回数（平成25年度から平成28年度までの平均：22回）</li> <li>・勤務時間外の期日開催回数（平成28年度実績値：9回）</li> </ul>				
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【20】							
6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業	(2) ADR結果の相談業務等への活用推進						
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）④				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第3条、第10条、第11条～42条 「消費者基本法」第25条	
当該項目の重要度・難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010	

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
								平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
申請を支援した消費生活センター等へのフィードバック件数	-	-	118件					予算額（千円）	144,930				
								決算額（千円）	140,983				
								経常費用（千円）	141,444				
								経常損益（千円）	3,947				
								行政サービス実施コスト（千円）	149,057				
								従事人員数	9				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
センターが実施したADRの結果を全国の消費生活センター等の相談業務等へ活用するため、消費生活相談員等の「期日」（紛争解決委員と消費者、事業者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。	センターが実施したADRの結果を全国の消費生活センター等の相談業務等へ活用するため、消費生活相談員等の「期日」（紛争解決委員と消費者、事業者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。	センターが実施したADRの結果を全国の消費生活センター等の相談業務等へ活用するため、消費生活相談員等の「期日」（紛争解決委員と消費者、事業者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。	<指標> - <関連指標> ・申請を支援した消費生活センター等へのフィードバック件数	<主要な業務実績> ・紛争解決委員会の申し合わせにより、消費生活相談員等の「期日」への同席等の運用について定めたほか、業務規程を改正し、申請を支援した消費生活センター等へADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行った。	<評定と根拠> 評定：B 紛争解決委員会の申し合わせにより、消費生活相談員等の「期日」への同席等の運用について定めたほか、業務規程を改正し、申請を支援した消費生活センター等へADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行った。	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

97

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。	者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。	者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。	ADR手続の概要を解説したDVDを作成して消費生活センター等へ配布した。 ・消費生活相談員等の「期日」への同席や申請を支援した消費生活センター等へADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行った。 ・地方公共団体との連携を強化とともに、消費生活相談員に対する裁判外紛争解決制度や申請方法等の周知・啓発を図るため、全国17カ所で研修会を開催した。	一等へADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行った結果、申請を支援した消費生活センター等へは全件でフィードバックを実施している。 これらを踏まえ、Bと評価する。
【関連指標】 ・申請を支援した消費生活センター等へのフィードバック件数	【関連指標】 ・申請を支援した消費生活センター等へのフィードバック件数			<課題と対応> 引き続き、消費生活相談員等の「期日」への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。

4. その他参考情報

--

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【21】			
6. 裁判外紛争解決手続（A/D）（3）和解内容の履行確保 R）事業			
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成 30 年 7 月 22 日改定）」施策番号 5(1)④	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第 3 条、第 10 条、第 11 条～42 条 「消費者基本法」第 25 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
和解から仲裁への移行	—	—	2 件					予算額（千円）	144,930				
消費者による裁判への支援	—	—	1 件					決算額（千円）	140,983				
								経常費用（千円）	141,444				
								経常損益（千円）	3,947				
								行政サービス実施コスト（千円）	149,057				
								従事人員数	9				

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等	事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等	事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> ・紛争解決委員会の申し合わせにより、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保の方策について定め、業務規程を改正し和解から仲裁への移行について規定した。 ・上記の制度について、仲介委員会議の機会に担当委員に情報提供とともに、和解書の執行証書化による履行の確保や和解から仲裁への移行について、仲介委員が短時間に把握することで、実際の事案において和解か	<評定と根拠> 評定：B 紛争解決委員会の申し合わせにより、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保の方策について定め、業務規程を改正し和解から仲裁への移行について規定した。 ・上記の制度について、仲介委員会議の機会に担当委員に情報提供とともに、和解書の執行証書化による履行の確保や和解から仲裁への移行について、仲介委員が短時間に把握することで、実際の事案において和解か	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

99

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置。

の取組を行う。	どの取組を行う。	の取組を行う。		るための資料を作成し、期日の席上に配置した。 • 事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、和解から仲裁への移行を行った。 • 手続が不調で終了し、訴訟提起を希望する消費者に対し、資料提供による支援を適切に行つた。	ら仲裁への移行を行っている。 また、手続が不調で終了し、訴訟提起を希望する消費者に対し、資料提供を適切に行ってい る。 これらを踏まえ、Bと評価す る。	<課題と対応> 引き続き、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等の取組を行う。
---------	----------	---------	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【22】	
6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業	(4) 消費者裁判手続特例法への対応
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）④
当該項目の重要度・難易度	—

## 2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
								平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
特定適格消費者団体との意見交換	—	—	3回					予算額（千円）	144,930				
								決算額（千円）	140,983				
								経常費用（千円）	141,444				
								経常損益（千円）	3,947				
								行政サービス実施コスト（千円）	149,057				
								従事人員数	9				

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）は、附則第2条により消費者裁判手続特例法の施行（以下「消費者裁判手続特例法」という。）	消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）	・消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）	<指標> — <関連指標> —	<主要な業務実績> ・ 業務規程を改正し、共通義務確認訴訟判決まで申請又は手続の進行を一時的に留保する規定を定めた。 ・ 特定適格消費者団体と打ち合わせを行い、消費者裁判手続特例法の施行前事案や差止請求について意見交換を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 業務規程を改正し、共通義務確認訴訟判決まで申請又は手続の進行を一時的に留保する規定を定めるとともに、特定適格消費者団体と打ち合わせを行い、消費者裁判手続特例法の施行前事案や差止請求について意見交換を実施した。	評定  <評定と根拠>  <課題と対応>

## 第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

行前事案に関する消費者の請求に係る金銭の支払義務には適用されないことから、消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、消費者裁判手続特例法附則第6条に規定するADR（以下「センターADR」という。）の利用を促進し、その必要な措置を適切に実施する。 このセンターADRの利用に際しては、第1段階の共通義務確認訴訟中のセンターADRの保留が有益な場合もあることから、申請又は手続の進行を留保する仕組み、併合手続を行う仕組みを検討する。 また、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。 また、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、センターは、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。	附則第6条に規定するADRの利用を促進し、その必要な措置を適切に実施する。 このセンターADRの利用に際しては、第1段階の共通義務確認訴訟中のセンターADRの保留が有益な場合もあることから、申請又は手続の進行を留保する仕組み、併合手続を行う仕組みを検討する。 また、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。	例法」という。) 附則第6条に規定するADRの利用を促進し、その必要な措置を適切に実施する。 センターADRの利用に際しては、第1段階の共通義務確認訴訟中のセンターADRの保留が有益な場合もあることから、申請又は手続の進行を留保する仕組み、併合手続を行う仕組みを検討する。 消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。	換を実施し、本手続利用の準備を進めている。 これらを踏まえ、Bと評価する。	<課題と対応> 引き続き、消費者裁判手続特例法附則第6条に規定するADRの利用を促進し、その必要な措置を適切に実施するとともに、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。
---	---	---	--	---

## 4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【23】							
6. 裁判外紛争解決手続（A-D）	(5) 国民への情報提供						
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）④						
当該項目の重要度・難易度	-						

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	予算額（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
記者公表件数	-	4件	4件						予算額（千円）	144,930				
事業者名を含めた記者公表件数	-	23件	9件						決算額（千円）	140,983				
									経常費用（千円）	141,444				
									経常損益（千円）	3,947				
									行政サービス実施コスト（千円）	149,057				
									従事人員数	9				

3. 中期目標期間の業務に係る目標・計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
国民生活の安定及び向上に図るために必要なと認めるとときは、紛争解決委員会の決定に従い、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。	国民生活の安定及び向上に図るために必要なと認めるとときは、紛争解決委員会の決定に従い、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。	国民生活の安定及び向上に図るために必要なと認めるとときは、紛争解決委員会の決定に従い、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。	<指標> - <関連指標> ・記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：4件） ・事業者名を含めた記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：23件）	<主要な業務実績> 紛争解決委員会において結果概要の公表を決定し、記者公表を行った。 紛争解決委員会では、事業者が手続に合理的な理由なく協力しない場合、義務履行勧告に応じない場合等に事業者名を含めた公表を実施しているところ、該当事案は平成28年度に比べて減少した。 ※詳細は【資料12】参照	<評定と根拠> 評定：B 紛争解決委員会において139事業案の結果概要の公表を決定し、4件の記者公表を行っている。これらを踏まえ、Bと評価する。	評定

103

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【関連指標】 ・記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：4件） ・事業者名を含めた記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：23件）	【関連指標】 ・記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：4件） ・事業者名を含めた記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：23件）	公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）（平成28年度実績値：23件）	<課題と対応> 引き続き、紛争解決委員会の決定に従い、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。
---	---	------------------------------------	--

4. その他参考情報

--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【24】							
7. 特定適格消費者団体立担保支援事業 (1) 特定適格消費者団体との連携、協力							
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）①				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第10条、第43条の2 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」第56条	
当該項目の重要度・難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010	

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値（平成28年度実績値）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
適格消費者団体連絡協議会参加回数	-	-	2回						予算額（千円）	5,420				
									決算額（千円）	5,319				
									経常費用（千円）	5,329				
									経常損益（千円）	101				
									行政サービス実施コスト（千円）	5,743				
									従事人員数	0				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
特定適格消費者団体からの事前相談による情報共有や同団体との意見交換等によって連携を図りながら協力するよう努める。	特定適格消費者団体からの事前相談による情報共有や同団体との意見交換等によって連携を図りながら協力するよう努める。	特定適格消費者団体からの事前相談による情報共有や同団体との意見交換等によって連携を図りながら協力するよう努める。	<指標> - <関連指標> ・適格消費者団体連絡協議会参加回数	<主要な業務実績> 特定適格消費者団体との事前相談による連携のため、以下の会に参加した。 ○第25回適格消費者団体連絡協議会（9/8～9） ○第26回適格消費者団体連絡協議会（3/2～3）  また、消費者機構日本、消費者支援機構関西<課題と対応>	<評定と根拠> 評定：B 立担保業務の円滑な実施を図るため、特定適格消費者団体との連携を適切に行つた。 これを踏まえ、Bと評価する。	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

105

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

				及び埼玉消費者被害をなくす会に対しそれぞれ、ヒアリングを実施し、意見交換及び情報共有を実施し連携を図った。  その他、審査委員と特定適格消費者団体との連携を図るため、以下の会議を開催した。 ○第2回審査委員及び特定適格消費者団体との意見交換会（7/4） ○第3回審査委員及び特定適格消費者団体との意見交換会（3/13）	翌年度も引き続き、特定適格消費者団体等と事前相談による情報共有等によって連携を図りながら協力するよう努める。
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

--

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【25】							
7. 特定適格消費者団体立担保 支援業務	(2) 立担保期限の遵守						
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）①				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第10条、第43条の2 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」第56条	
当該項目の重要度・難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010	

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値（平成28年度実績値）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立担保件数	-	-	0件						予算額（千円）	5,420				
うち期限までに立てた件数	-	-	0件						決算額（千円）	5,319				
立担保金額（合計）	-	-	0円						経常費用（千円）	5,329				
									経常損益（千円）	101				
									行政サービス実施コスト（千円）	5,743				
									従事人員数	0				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評定	根拠				
特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。	特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。	特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。	<指標> 立担保件数 <関連指標> ・立担保件数（うち、期限までに立てた件数） ・立担保金額（合計）	<主要な業務実績> 特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請がなかったことから業務実績なし。	<評定と根拠> 評定：-	評定		<評定と根拠>	<課題と対応>	担保を立てる事案が生じた場合は、適切に実施する。	

4. その他参考情報

第1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【26】							
7. 特定適格消費者団体立担保 支援業務	(3) 立担保事案の適切な管理、求償						
関連する政策・施策	「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定） 「消費者基本計画工程表（平成30年7月22日改定）」施策番号5（1）①				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「独立行政法人国民生活センター法」第10条、第43条の2 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」第56条	
当該項目の重要度・難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010	

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値（平成28年度実績値）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立担保件数	-	-	0件						予算額（千円）	5,420				
立担保金額（合計）	-	-	0円						決算額（千円）	5,319				
求償対象件数	-	-	0件						経常費用（千円）	5,329				
求償対象金額（合計）	-	-	0円						経常損益（千円）	101				
									行政サービス実施コスト（千円）	5,743				
									従事人員数	0				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評定	根拠				
担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。	担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。	担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。	<指標> 立担保件数 <関連指標> ・立担保件数 ・立担保金額（合計） ・求償対象件数 ・求償対象金額（合計）	<主要な業務実績> 特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請がなかったことから業務実績なし。	<評定と根拠> 評定：-	評定		<評定と根拠>	<課題と対応>	担保を立てた事案及び求償が必要な事案が生じた場合は、適切に実施する。	

4. その他参考情報

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【27】								
1	一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減							
当該項目の重要度、難易度	-			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 29 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
一般管理費 当初予算額	-	226,508 千円	199,731 千円					平成 30 年度には特殊要因として、 ・ 蛍光灯安定器（PCB 廃棄物）処分経費 47,242 千円 が別途予算措置
一般管理費当初予算削減割合 (増減額)	△3.0%以上	△3.0% (△5,513 千円)	△11.8% (△26,777 千円)					
一般管理費 決算額	-	214,907 千円	223,065 千円					第 4 期中期目標期間より従来の「企画調整事業」に係る費用を「法人共通」に含んでおり、平成 30 年度決算においては、14,118 千円がその影響額である。
対前年度予算増減比【増減額÷前年度当初予算額】 (増減額)	△3.0%以上	△7.4% (△17,114 千円)	△1.5% (△3,443 千円)					
業務経費 当初予算額	-	1,752,651 千円	1,663,431 千円					平成 30 年度は新規拡充として、 ・ 訪日外国人相談対応経費 19,912 千円 平成 30 年度特殊要因として、 ・ PIO-NE T 2020 刷新調査事業 90,000 千円 平成 30 年度補正予算として、 ・ PIO-NE T システム改修及びデータ遠隔地保管経費 905,710 千円 が別途予算措置
業務経費当初予算 削減割合 (増減額)	△1.0%以上	16.0% (242,270 千円)	△5.1% (△89,220 千円)					
業務経費 決算額	-	1,596,861 千円	1,407,262 千円 (別途、PC-LAN システム更新経費 295,703 千円を翌年度繰越)					
対前年度予算増減比【増減額÷前年度当初予算額】 (増減額)	△1.0%以上	5.7% (86,480 千円)	△19.7% (△345,389 千円)					

109

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

一般管理費及び業務経費 当初予算額	-	1,979,159 千円	1,863,162 千円					
一般管理費及び業務経費 当初予算削減割合 (増減額)	△1.21%以上	-	△5.9% (△115,997 千円)					
一般管理費及び業務経費 決算額	-	1,811,768 千円	1,630,327 千円					
対前年度予算増減比【増減額÷前年度当初予算額】 (増減額)	△1.21%以上	-	△17.6% (△348,832 千円)					

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
一般管理費（人件費を除く。）について、毎年度、前年度比 3 %以上の削減、業務経費について、毎年度、前年度比 1 %以上の削減を図る。ただし、いずれかの目標が未達成の場合においては、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比 1.21 %以上の削減を行なう。	一般管理費（人件費を除く。）について、毎年度、前年度比 3 %以上の削減、業務経費について、毎年度、前年度比 1 %以上の削減を行う。ただし、いずれかの計画が未達成の場合においては、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比 1.21 %以上の削減を行なう。	一般管理費（人件費を除く。）について、前年度比 3 %以上の削減、業務経費について、毎年度、前年度比 1 %以上の削減を行なう。ただし、いずれかの計画が未達成の場合においては、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比 1.21 %以上の削減を行なう。	<指標> ・一般管理費増減比 -3.0%以上 (平成 28 年度実績: -3.0%) ・業務経費増減比 -1.0%以上 (平成 28 年度実績: -1.0%) 又は ・一般管理費及び業務経費の合計額の増減比 -1.21%以上 <関連指標> ・一般管理費 ・業務経費	<主要な業務実績> (一般管理費) 平成 30 年度一般管理費当初予算額（人件費を除く。）は、平成 29 年度一般管理費当初予算額 226,508 千円に対して、中期計画で定めた効率化係数 3 %以上を織り込んだ 26,777 千円減の 199,731 千円（前年度比△11.8%）とした。 その後、相模原事務所、東京事務所の保守修繕について、真に緊急性の高いもののみを実施するため、予算の見直しを行い、見直し後の予算を 229,163 千円とした。 なお、平成 30 年度の特殊要因として、「蛍光灯安定器（PCB 廃棄物）処分経費 47,242 千円」が措置された。  平成 30 年度の決算額は、223,065 千円となり、平成 30 年度見直し後予算額 229,163 千円に対し 6,098 千円減（△2.7%）、平成 29 年度当初予算額 226,508 千円に対し 3,443 千円減（△1.5%）となった。 なお、平成 29 年度決算額 214,907 千円に対し 8,158 千円増（3.8%）となった。  (業務経費) 平成 30 年度業務経費当初予算額は、平成 29 年度業務経費当初予算額 1,752,651 千円に対して、中期計画により定めた効率化係数 1.0%以上を織り込んだ 89,220 千円減の 1,663,431 千円（前年度比△5.1%）とした。 これを踏まえ、B と評価する。	<評定と根拠> 評定: B 平成 30 年度の一般管理費当初予算額（人件費を除く。）については、前年度比 3 %以上の削減を行ったが、決算額は前年度当初予算比 1.5%減となった。これは、第 4 期中期目標期間より従来の「企画調整事業」に係る費用を「法人共通」に含んでおり、平成 30 年度決算においては、14,118 千円がその影響額であった。  また、平成 30 年度の業務経費当初予算額については、前年度比 5.1%の削減を行い、決算額は前年度当初予算比△19.7%となつた。  一般管理費の削減割合は△3.0%以上とならなかつたが、一般管理費及び業務経費の当初予算額は 1,863,162 千円と前年度比 5.9%の削減、決算合計額については、前年度予算比△17.6%となり、前年度合計額比 1.21 %以上の削減を行なつた。 これを踏まえ、B と評価する。	評定		
【指標】 ・一般管理費増減比 -3.0%以上 (平成 28 年度実績: -3.0%)	【指標】 ・一般管理費増減比 -3.0%以上 (平成 28 年度実績: -3.0%)						<評定と根拠>	<課題と対応>

110

第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経費増減比 -1.0%以上（平成28年度実績：-1.0%）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費及び業務経費の合計額の増減比 -1.21%以上</li> </ul> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>第4期中期目標においても、毎年度、一般管理費の削減額3%以上（効率化係数0.97）、業務経費の削減額1%以上（効率化係数0.99）を原則とするが、一般管理費と業務経費の比率は、おおむね1:9程度であることから、仮に業務経費で大幅な削減の成果を上げて目標を大きく超過達成しても、一般管理費でわずかに削減目標を達成できなかつた場合、第3期中期目標では目標未達成との評価となる。このため、第4期中期目標においては、両経費の合計の削減金額により目標達成の評価を行うことも可とする。この方式において、毎年度の効率化係数を0.9879と設定する場合、両経費を毎年度それぞれ個別に削減（一般管理費3%削減、業務経費1%削減）する場合よりも5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経費増減比 -1.0%以上（平成28年度実績：-1.0%）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費及び業務経費の合計額の増減比 -1.21%以上</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費</li> <li>・業務経費</li> </ul>	<p>當の効率化を図るため、予算の見直しを行い、見直し後の予算を1,830,333千円とした。</p> <p>なお、平成30年度新規拡充分として、      ・訪日外国人相談対応経費 19,912千円      平成30年度特殊要因として、      ・P I O - N E T 2020 刷新調査事業 90,000千円      補正予算として、      ・P I O - N E T システム改修及びデータ遠隔地保管経費 905,710千円      が、措置された。</p> <p>平成30年度の決算額は、1,407,262千円となり、平成30年度見直し後予算額1,830,333千円に対し423,071千円千円減（△23.1%）、平成29年度当初予算額1,752,651千円に対し345,389千円減（△19.7%）となった。</p> <p>なお、平成29年度決算額1,596,861千円に対し189,599千円減（△11.9%）となった。</p> <p><b>(一般管理費及び業務経費)</b></p> <p>一般管理費及び業務経費の平成30年度当初予算額は1,863,162千円と、平成29年度1,979,159千円から115,997千円減（△5.9%）となった。平成30年度決算額は1,630,327千円となり、平成29年度の一般管理費及び業務経費の当初予算額1,979,159千円に対し、348,832千円減（△17.6%）の削減となった。</p> <p>なお、平成29年度決算額1,811,768千円に対し181,441千円減（△10.0%）となった。</p> <p><b>※財務状況の詳細については、平成30年度（2018年度）独立行政法人国民生活センター事業報告書、財務諸表及び【資料13】を参照。</b></p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>翌年度も引き続き、一般管理費（人件費を除く。）については、前年度比3.0%以上、業務経費については、前年度比1.0%以上の経費削減を行なう（新規に追加されたもの、拡充分、特殊要因や公租公課により増減する経費を除く）。また、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比1.21%以上の削減を行い、業務運営の効率化に努める。</p>
---	---	--	--

111

第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

<p>間の削減額が大きくなることから、両経費の合計額の削減を前年度合計額比1.21%以上とする目標設定とする。</p> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費</li> <li>・業務経費</li> </ul>			
--	--	--	--

112

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【28】							
2	総人件費の削減						
当該項目の重要度、難易度	一				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010	

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
役職員給与（退職手当を除く）の予算額	—	1,127,731 千円	1,185,774 千円					
役職員給与（退職手当を除く）の決算額	—	1,120,675 千円	1,178,322 千円					
減額（決算額－予算額）	—	△7,056 千円	△7,452 千円					
減額率（減額／予算額）	—	△0.6%	△0.6%					

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
総人件費について は、政府における総人 件費削減の取組を踏ま え見直すこととし、更 なる業務の効率化や、 相談業務等への重点配 置などの人員配置の適 正化を図りつつ、非常 勤職員を真に必要な業 務に限定するなど、必 要な取組を実施する。 また、PIO-NET の刷新に伴う効率化 による総人件費の更 なる削減について検討を 行い、平成32年度の年 度計画に具体的な削減 に係る措置を記載す る。	総人件費について は、政府における総人 件費削減の取組を踏ま え見直すこととし、更 なる業務の効率化や、 相談業務等への重点配 置などの人員配置の適 正化を図りつつ、非常 勤職員を真に必要な業 務に限定するなど、必 要な取組を実施する。 また、PIO-NET の刷新に伴う効率化 による総人件費の更 なる削減について検討を 行い、平成32年度の年 度計画に具体的な削減 に係る措置を記載す る。	・総人件費については、 政府における総人件 費削減の取組を踏ま え見直すこととし、更 なる業務の効率化や、 相談業務等への重点配 置などの人員配置の適 正化を図りつつ、非常 勤職員を真に必要な業 務に限定するなど、必 要な取組を実施する。 ・PIO-NETの刷 新に伴う効率化によ る総人件費の更なる 削減について検討を行 う。	<指標> ・総人件費削減削減 <関連指標> ・役職員給与（退職手 当を除く）の予算額／決 算額	<主要な業務実績> 平成 30 年度は、令和 2 年の東京オリンピッ ク・パラリンピックの開催なども控え、近年急 速に増加する訪日外国人観光客向けの消費者 相談窓口（訪日観光客消費者ホットライン）を開 設し所要の人員配置を実施した。 また、消費者庁が設置した消費者行政新来 来創造オフィス（以下「オフィス」という。） に参加し、オフィスの質的充実及び円滑な 運営等に資するため、引き続き所要の人員配 置を実施した。 また、国家公務員に準じた給与改定を行つ た。 非常に勤職員等についても引き続き業務の精 査を進め一方で相談業務及び教育研修業務 を強化すべく再配分を行つた。 なお、平成 30 年度の役職員給与（退職手 当を除く）の決算額は、1,178,322 千円となり、 予算額 1,185,774 千円に対し 7,452 千円の減 額（△0.6%）となった。	<評定と根拠> 評定：B ・平成 30 年度は、平成 29 年度に策定した人事異動計画を踏まえ、職員等の配置の適正化を図るとともに、総人件費については、政府の取組を踏まえ対応した。 ・PIO-NET 刷新による総人 件費削減 相談現場における PIO-N ET データ入力に係る負荷の軽 減に資する PIO-NET の新 機能について検討し、事業者情 報を入力する際のアシスト機能 を次期 PIO-NETにおいて導 入することとし、仕様を定め、 要件定義書（案）に盛り込んだ。 このアシスト機能により、入力 時間の短縮及び登録後のデータ 修正作業の軽減を図る。 これらを踏まえ、B と評価す る。	評定 <評定と根拠> <課題と対応>
【関連指標】 ・役職員給与（退 職手当を除く） の予算額／決算 額	【関連指標】 ・役職員給与（退 職手当を除く） の予算額／決算 額 ・減額／減額率					

113

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

・減額／減額率				の新機能の導入を目指し、仕様の検討を行つ た。また、検討結果を踏まえ、具体的な機能と して要件定義書（案）に盛り込んだ。	<課題と対応> ・令和元年度は、平成 30 年度に策定した人事異動計画を踏まえ、職員等の配置の適正化を図るとともに、総人件費については、政府の取組を踏まえ対応する。 ・PIO-NET 刷新による総人 件費削減 令和元年度においても、PIO-NET 刷新に向けた取組み と並行して、業務効率化による 総人件費の更なる削減のための 検討を行う。
---------	--	--	--	--	---

## 4. その他参考情報

--

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【29】	
3	適正な給与水準の維持
当該項目の重要度、難易度	一

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)
ラスバイレス指数 (地域別・学歴別) (計画値)	100以下	100.0	100以下					
ラスバイレス指数 (地域別・学歴別) (実績値)	一	98.1	99.2					
達成度	一	101.9%	100.8%					

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
給与水準について は、国民の理解と納得 が得られるよう、國家 公務員の給与水準を十 分に考慮し、手当を含 めた役員の報酬、職員 の給与等の在り方につ いて検証を行った上で、 引き続き給与水準の適 正化を図る。職員の給 与水準については、「平 成27年度業務実績評価 における主務大臣によ る「対国家公務員ラス バイレス指数（年齢・ 地域・学歴勘案）が計 画値の100を上回らない よう、人員の構成を是 正し、給与水準の抑 制を徹底することが必 要」との指摘事項を踏 まえ、引き続き、対国 家公務員ラスバイレス 指数（年齢・地域・学 歴勘案）が100を上回 しないようにする。	給与水準について は、国民の理解と納得 が得られるよう、國家 公務員の給与水準を十 分に考慮し、手当を含 めた役員の報酬、職員 の給与等の在り方につ いて検証を行った上 で、対国家公務員ラス バイレス指数（年齢・ 地域・学歴勘案）が100 を上回らないようにす る。なお、給与水準の 適正化に当たっては、 その取組状況や検証結 果について公表する。 また、国家公務員の 給与見直しが行われた 際は、その動向を見つ つ、必要な措置を講じ る。	・給与水準については、 平成29年度の検証結果 を踏まえ、平成30 年度の年齢・地域・ 学歴勘案のラスバイ レス指数が100を上 回らないようにす る。なお、給与水準の 適正化に当たっては、 その取組状況や検証結 果について公表する。 ・国家公務員の給与見 直しが行われた際は、 その動向を見つづ、必 要な措置を講じる。  【指標】 ・ラスバイレス指数 (年齢・地域・ 学歴勘案) 100	<指標> ・ラスバイレス指数 (年 齢・地域・学歴勘案) 100以下 <関連指標> -	<主要な業務実績> 平成30年度は、地域・ 学歴を勘案した対国 家公務員ラスバイレス 指数は99.2となり、國 家公務員の給与水準を下 回った。  給与水準が適切かどうかの検証結果につ いては、「平成31年度の役職員の報酬・給与 等について」をとりまとめ、取組状況について ホームページ上で公表し、引き続き適切な給与 水準になるよう努めた。  【課題】 ・ラスバイレス指数 (年齢・地域・ 学歴勘案) 100以下	<評定と根拠> 平成30年度は、地域・ 学歴を勘案した対国 家公務員ラスバイレス 指数は99.2となり、國 家公務員の給与水準を下 回った。  給与水準が適切かどうかの検証結果につ いては、「平成31年度の役職員の報酬・給与 等について」をとりまとめ、取組状況について ホームページ上で公表し、引き続き適切な給与 水準になるよう努めた。  <課題と対応> 公務員の給与改定に関する取 扱いを踏まえ、必要に応じて措 置を講じる。	評定 <評定と根拠> <課題と対応>

115

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

なお、給与水準の適 正化に当たっては、そ の取組状況や検証結果 について公表する。 また、国家公務員の 給与見直しが行われた 際は、その動向を見つ づ、必要な措置を講じ る。	以下					
【指標】 ・ラスバイレス指数 (年齢・地域・ 学歴勘案) 100以下						
【目標水準の考え方】 ラスバイレス指 数（年齢・地域・ 学歴勘案）につ いては、第3期中期 目標の水準（100） を勘案し、また、 平成27年度業務実 績評価における総 合評定表及び項目 別評定表で主務大 臣が「課題 改善 事項」として指摘 した「対国家公務 員ラスバイレス指 数（年齢・地域・ 学歴勘案）が計 画値の100を上回 らないよう、人員の 構成を是正し、給 与水準の抑制を徹 底することが必 要」との指摘事項 を踏まえ、第4期 中期目標期間にお いても、引き続き、 対国家公務員ラス バイレス指数（年 齢・地域・学歴勘 案）100以下を目標 とする。						

## 4. その他参考情報

116

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【30】			
4	適正な入札・契約の実施		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
競争性のある契約の割合	契約件数全体の 85%以上	77.5%	81.3%					
契約件数①	一	40 件	48 件					
契約金額②	一	570,786 千円	427,888 千円					
競争性のない隨意契約件数③ (③ ÷ ①)	一	9 件 (22.5%)	9 件 (18.8%)					
競争性のない隨意契約金額④ (④ ÷ ②)	一	145,640 千円 (25.5%)	45,484 千円 (10.6%)					
競争性のある契約件数⑤ (⑤ ÷ ①)	一	31 件 (77.5%)	39 件 (81.3%)					
競争性のある契約金額⑥ (⑥ ÷ ②)	一	425,146 千円 (74.5%)	382,403 千円 (89.4%)					
一社応札・一社応募	一	4 件 (123,257 千円)	9 件 (211,246 千円)					
「契約監視委員会」開催回数	一	4 回	4 回					
対象件数	一	11 件	15 件					
委員から見直し等の指摘があった件数	一	0 件	0 件					

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
契約は、原則として一般競争入札等による調達等合理化の取組を引き続き推進する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組を引き続き推進する。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	「独立行政法人における調達等合理化の取組を引き続き推進する。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。」	<指標> ・競争性のある契約の割合 ・競争性のある契約金額 ・競争性のない随意契約件数 ・競争性のない随意契約金額 ・一社応札・一社応募 ・「契約監視委員会」開催回数 ・対象件数 ・委員から見直し等の指摘があった件数	<主要な業務実績> 平成 30 年度における競争性のない随意契約評定：C	<評定と根拠> 平成 30 年度における競争性のない随意契約評定：C	評定 <評定と根拠>

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

競争性のあるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進し、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、契約の適正化を推進するため、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施・公表するとともに、契約は原則として一般競争入札等による競争性のあるものとし、その割合が契約件数全体の 85%以上となるよう努める。 また、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。さらに、監事及び会計監査人による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。	組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、契約の適正化を推進するため、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施・公表するとともに、契約は原則として一般競争入札等による競争性のあるものとし、その割合が契約件数全体の 85%以上となるよう努める。 また、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。さらに、監事及び会計監査人による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。	合契約件数全体の 85%以上（平成 24～28 年度の平均実績 85%）	<関連指標> ・契約件数 ・契約金額 ・競争性のない随意契約件数 ・競争性のない随意契約金額 ・競争性のある契約件数 ・競争性のある契約金額 ・一社応札・一社応募 ・「契約監視委員会」開催回数 ・対象件数 ・委員から見直し等の指摘があった件数	は 9 件あり、このうち 3 件は、政府共通ネットワーク接続用回線等契約、PCB 廉物処理委託契約及び相模原事務所中央監視装置の更新契約であり、残りの 6 件については、水道・料金後納等の契約であり、いずれも真にやむを得ないものであった。 また、競争性のある契約 39 件のうち、一社入札、一者応募は 9 件であった。いずれの契約も一定の公告期間を確保するとともに、仕様書内容等についても理解しやすい内容になっているか等の検討を行ったほか、契約監視委員会において審議いただいたところ、委員からの見直し等の指摘はなかった。	平成 30 年度は、「平成 30 年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画」に基づき、公告期間の確保や仕様書を理解しやすい内容にするなどの対応を行ったほか、契約監視委員会を年 4 回開催し、契約の適正化を図るために取組を実施してきたところであるが、競争性のある契約件数の割合については基準値を満たなかったことから、C と評価する。	
（1）「調達等合理化計画」に基づく取組の実施及び公表 「独立行政法人における調達等合理化の取組を引き続き推進する。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。」	【指標】 ・競争性のある契約の割合 契約件数全体の 85%以上（平成 24～28 年度の平均実績 85%） 【関連指標】 ・契約件数 ・契約金額 ・競争性のない随意契約件数 ・競争性のない随意契約金額 ・競争性のある契約件数 ・競争性のある契約金額 ・一社応札・一社応募 ・「契約監視委員会」開催回数 ・対象件数 ・委員から見直し等の指摘があった件数	【指標】 ・競争性のある契約の割合 契約件数全体の 85%以上（平成 24～28 年度の平均実績 85%） 【関連指標】 ・契約件数 ・契約金額 ・競争性のない随意契約件数 ・競争性のない随意契約金額 ・競争性のある契約件数 ・競争性のある契約金額 ・一社応札・一社応募 ・「契約監視委員会」開催回数 ・対象件数 ・委員から見直し等の指摘があった件数	<課題と対応> 令和元年度においても引き続き契約の適正化を推進するため、「令和元年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画」を策定し、当該計画を着実に実施するとともに、契約に係る情報公開についても引き続き推進する。さらに、監事及び会計監査人による契約内容のチェックを実施し、入札・契約の適正な実施を確保することとする。	<課題と対応> 令和元年度においても引き続き契約の適正化を推進するため、「令和元年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画」を策定し、当該計画を着実に実施するとともに、契約に係る情報公開についても引き続き推進する。さらに、監事及び会計監査人による契約内容のチェックを実施し、入札・契約の適正な実施を確保することとする。			
（2）契約の競争性の推進 競争性のある契約の割合が契約件数全体の 85%以上となるよう努める。契約に係る情報公開を引き続き推進する。 【指標】 ・競争性のある契約の割合 契約件数全体の 85%以上（平成 24～28 年度の平均実績 85%） 【目標水準の考え方】 競争性のある契約の割合については、実績ベースで平成 24 年度 83.0%、25 年度	競争性のある契約の割合 契約件数全体の 85%以上（平成 24～28 年度の平均実績 85%） 【目標水準の考え方】 競争性のある契約の割合については、実績ベースで平成 24 年度 83.0%、25 年度	<課題と対応> 令和元年度においても引き続き契約の適正化を推進するため、「令和元年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画」を策定し、当該計画を着実に実施するとともに、契約に係る情報公開についても引き続き推進する。さらに、監事及び会計監査人による契約内容のチェックを実施し、入札・契約の適正な実施を確保することとする。					

第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

90.2%、26年度 84.1%、27年度 90.8%、28年度 77.5%であり、平均で85.1%となることから、これと同等水準以上を目指すこととし、85%以上を目標とする。  【関連指標】 <ul style="list-style-type: none"><li>・契約件数</li><li>・契約金額</li><li>・競争性のない随意契約件数</li><li>・競争性のない随意契約金額</li><li>・競争性のある契約金額</li><li>・一者応札・一社応募</li><li>・「契約監視委員会」開催回数</li><li>・対象件数</li><li>・委員から見直し等の指摘があつた件数</li></ul>					
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【31】			
5	保有資産の有効活用		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 29 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
宿泊室稼働率 (計画値)	—	40%	42%	44%	46%	48%	50%	
宿泊室稼働率 (実績値)	—	39.5%	37%					
達成度	—	98.8%	88.1%					
研修室稼働率 (計画値)	—	57%	58%	59%	60%	61%	62%	
研修室稼働率 (実績値)	—	55.8%	59%					
達成度	—	97.9%	101.7%					

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
相模原事務所について、「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会報告書」(平成26年8月公表)の趣旨に基づき、宿泊室及び研修室の一定水準の稼働率の確保を目指し、研修受講者の施設利用の層推進とともに、より快適な利用のための施設サービスの充実(食事、宿泊室備品・宿泊用品、通信環境等の充実)に努める。 また、建物管理等における民間委託の更なる活用を実施する。	相模原事務所について、「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会報告書」(平成26年8月公表)の趣旨に基づき、宿泊室及び研修室の毎年度一定水準の稼働率の確保を目指す。具体的には、宿泊室稼働率については、平成30年度の指標を42%とし、第4期中期目標期間中に毎年度2%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%とする。また、研修室稼働率については、平成30年度の指標を58%とし、第4期中期目標期間中に毎年度1%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%と努める。	・相模原事務所について、「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会報告書」(平成26年8月公表)の趣旨に基づき、宿泊室及び研修室の毎年度一定水準の稼働率の確保を目指す。具体的には、宿泊室稼働率については、平成30年度の指標を42%とし、第4期中期目標期間中に毎年度2%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%とする。また、研修室稼働率については、平成30年度の指標を58%とし、第4期中期目標期間中に毎年度1%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%と努める。	<指標> ・宿泊室稼働率(基準値) ・平成 29 年度 40% (基準値) ・平成 30 年度 42% ・平成 31 年度 44% ・平成 32 年度 46% ・平成 33 年度 48% ・平成 34 年度 50%  <指標> ・研修受講者数(稼働率) ・平成 29 年度 57% (基準値) ・平成 30 年度 58% ・平成 31 年度 59% ・平成 32 年度 60% ・平成 33 年度 61% ・平成 34 年度 62%  <関連指標> ・研修コース数 ・研修人員	<主要な業務実績> ・宿泊室稼働率を確保するため、以下の取組を実施した。 ○研修受講者数を増やすため、時宜にかなつたテーマや講師を選定しつつ、グループワークなどをを行う「事例検討、参加・体験型」の現場で直に役立つ研修内容とするとともに、ウェブを介した研修申込受付システムを活用し、受講者の利便性を引き続き確保した。また、地方からでも研修に参加しやすくなるために、「消費者行動強化交付金」が活用可能な「国が指定する研修(指定講座)」を、全63回中30回用意した。 ○外部利用を促進するため、高校や大学などの教育機関、社会福祉協議会などの福祉関係機関、近郊の企業等、当施設の利用ニーズがありそうな団体・機関等1,876件(対前年度比195.6%)にパンフレット12,638部を送付・配布した。また、新規利用者の確保を図る一方、一度利用していただいた団体等に繰り返し利用していただく働きかけにも注力するとともに、関係他団体等	<評定と根拠> 評定:B 宿泊室稼働率を確保するため、受講者数を増やすとともに、外部利用者をさらに増やすため、ダイレクトメールによる新規利用者の開拓や繰り返し利用者への電話等による働きかけ等を積極的に実施した。宿泊室稼働率の実績は、37%にとどまり目標未達成となった(目標達成度88.1%、法定点検や工事等利用不可日を除く)。その要因としては、各講座の受講者全体のうちおよそ2割は相模原施設近郊の自治体(主に神奈川県下、東京都下)からの参加であるが、内規により旅費が支給されないため宿泊ができない者も多いこと、国からの補助金の制度が変更になったことなど、複合的な	評定	<評定と根拠> <課題と対応>

121

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【指標】 (宿泊室稼働率) ・平成29年度 40% (基準値) ・平成30年度 42% ・平成31年度 44% ・平成32年度 46% ・平成33年度 48% ・平成34年度 50%  (研修室稼働率) ・平成29年度 57% (基準値) ・平成30年度 58% ・平成31年度 59% ・平成32年度 60% ・平成33年度 61% ・平成34年度 62%  【目標水準の考え方】 宿泊室稼働率は、第3期中期目標の41.4%以上を第4期中期目標策定における平成29年度基準値とすべきところ、平成29年度実績見込みが37.5%と目標未達成であることを勘案し、平成29年度目標値から未達成分の半分を差し引いて40%を基準値とし、平成30年度から始まる第4期中期目標期間中に毎年度2%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%と	成34年度に62%とする (宿泊室及び研修室の稼働率を算定する分母日数を365日(閏年度は366日)とする)。 さらに、研修受講者に加え一般利用者の施設利用を一層推進するとともに、より快適な利用のための施設サービスの充実(食事、宿泊室備品・宿泊用品、通信環境等の充実)に努める。 また、建物管理等における民間委託の更なる活用を実施する。  【指標】 (宿泊室稼働率) ・平成 29 年度 40% (基準値) ・平成 30 年度 42% ・平成 31 年度 44% ・平成 32 年度 46% ・平成 33 年度 48% ・平成 34 年度 50%  (研修室稼働率) ・平成 29 年度 57% (基準値) ・平成 30 年度 58% ・平成 31 年度 59% ・平成 32 年度 60% ・平成 33 年度 61% ・平成 34 年度 62%  【目標水準の考え方】 宿泊室稼働率は、第3期中期目標の41.4%以上を第4期中期目標策定における平成29年度基準値とすべきところ、平成29年度実績見込みが37.5%と目標未達成であることを勘案し、平成29年度目標値から未達成分の半分を差し引いて40%を基準値とし、平成30年度から始まる第4期中期目標期間中に毎年度2%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%と	・建物管理等における民間委託の更なる活用を実施する。	の利用者の紹介も依頼した。 さらに、当センターのウェブサイト上に、宿泊施設の利用可能日の情報を随時更新して掲載し、一般利用者を確保する工夫を行った。	その結果、宿泊室の稼働率については、37%と目標未達成となった(目標達成度88.1%、法定点検や工事等利用不可日を除く)。しかししながら、施設を再開した平成27年度の外部利用は534室であったものが、4年後の平成30年度は3,978室を稼働させ、約7.4倍に増加させていている。一方、研修受講者による宿泊室数は、国からの補助金制度の変更や地方公共団体の財政事情の影響もあり、前年度実績の8割弱にとどまった(平成29年度の研修受講者による宿泊室数:6,543室)。平成30年度の研修受講者による宿泊室数:6,194室)。	要因が相まって、研修受講者による宿泊が伸び悩んだことが影響した。一方、外部利用による宿泊は、施設再開以降、毎年度大幅に増加しており、周知活動の成果が現れてきている。 研修室稼働率については、「事例検討、参加・体験型」研修を実施することにより、研修室等を最大限に活用するとともに、外部利用者にも積極的に貸し出し、59%と目標を達成した(目標達成度101.7%、法定点検や工事等利用不可日を除く)。
	・研修コース数 ・研修人員	・研修室稼働率を確保するため、以下の取組を実施した。 ○研修の実施に際しては、少人数でのグループ学習や意見交換等を行うため、各研修室、討議室及びIT講習室を最大限に活用した。 ○外部利用者にも、研修室や討議室を積極的に貸し出し、研修室稼働率の確保を図った。	その結果、研修室の稼働率については、59%と目標を達成した(目標達成度101.7%、法定点検や工事等利用不可日を除く)。	要因が相まって、研修受講者による宿泊が伸び悩んだことが影響した。一方、外部利用による宿泊は、施設再開以降、毎年度大幅に増加しており、周知活動の成果が現れてきている。 研修室稼働率については、「事例検討、参加・体験型」研修を実施することにより、研修室等を最大限に活用するとともに、外部利用者にも積極的に貸し出し、59%と目標を達成した(目標達成度101.7%、法定点検や工事等利用不可日を除く)。	

122

第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

	<p>する。</p> <p>研修室稼働率は、平成29年度実績（見込）値57.3%に基づき基準値（平成29年度）を57%とし（実績（見込）値が目標値を超過達成しているため実績（見込）値をそのまま基準値とする）、平成30年度から始まる中期目標期間中に毎年度1%上昇させ、最終年度の平成34年度に62%とする。</p> <p>宿泊室及び研修室の稼働率を算定する分母日数を365日（閏年度は366日）とする。</p> <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修コース数</li> <li>・研修人員</li> </ul>		に実施した。	周知活動を併用するとともに、快適な施設環境を提供できるよう、民間事業者のノウハウを活用する。	
--	---	--	--------	--	--

4. その他参考情報

第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

## 第2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報【32】			
6	自己収入の拡大・経費の節減		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。宿泊料の単価については、固定経費の実績を踏まえた価格設定を行う。	出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、設備維持コスト変動等状況が変化する都度、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。なお、宿泊料の単価については、固定経費の実績を踏まえた価格設定を行う。	出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、設備維持コスト変動等状況が変化する都度、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。なお、宿泊料の単価については、固定経費の実績を踏まえた価格設定を行う。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> くらしの豆知識等の平成 30 年度の発行にあたり、平成 29 年度における発行経費及び発行部数の実績に基づき単価を算出し、現行の販売価格と大きく乖離していないことから、平成 30 年度の販売価格を前年度と同額に据え置いた。  研修受講料について、それぞれに要する経費等に基づき単価を試算したところ、現行の料金が受益者負担として適であることを確認した。また、令和元年度についても同様に検討し適正であることを確認した。 なお、研修経費の節減のため、平成 30 年度に実施した「専門講座地域コース」の会場借料については、平成 29 年度に引き続き共催先の地方公共団体の負担とすることとした。	<評定と根拠> 評定：B 平成 30 年度の出版物の販売価格、研修受講料及び相模原市事務所研修施設宿泊料について、受益者負担が適正であるかどうかの検証結果を踏まえた上で決定した。  なお、研修事業について、会場借料を共催先の地方公共団体の負担として適であることを確認した。これらを踏まえ、B と評価する。  <課題と対応> 令和元年度において、引き続き、出版物の販売価格、研修受講料、宿泊コスト変動など状況が変化する都度、受益者負担が適正かどうか前年度の検証結果を踏まえた上で、必要に応じて見直す。（また、研修事業について、経費節減に向け、地方公共団体との共催など効率化が見込まれる方法を引き続き検討・実施する。）	評定	<評定と根拠> <課題と対応>

## 4. その他参考情報

## 第3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報【33】			
	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画は、別紙 1 から別紙 3 までのとおりとする。 (作成方針) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画は別紙 1 から別紙 3 までのとおりとする。 (作成方針) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> 別紙 1 から別紙 3 までのとおり。  <課題と対応> 令和元年度も引き続き、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 平成 30 年度は、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行なった。また、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、運営費交付金収益の計上基準について、平成 28 年度より業務達成基準を採用している（業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用）。これらを踏まえ、B と評価する。	評定	<評定と根拠> <課題と対応>

## 4. その他参考情報

#### 第4. 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報【34】			
	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

#### 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)	
								(参考情報)	

#### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	短期借入金の限度額は、8億円とする。 (理由) 国からの運営費交付金の受け入れ等が3か月程度遅延した場合における資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	短期借入金の限度額は、8億円とする。 (理由) 国からの運営費交付金の受け入れ等が3か月程度遅延した場合における資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定：-	評定 <評定と根拠> <課題と対応> 短期借入金の限度額は、8億円とし、運営費交付金の資金の出入り時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

#### 4. その他参考情報

#### 第5. 不要財産又は扶養財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報【35】			
	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

#### 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)	
								(参考情報)	

#### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	なし	なし	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定：-	評定 <評定と根拠> <課題と対応> -

#### 4. その他参考情報

## 第6. 重要な財産の処分等に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報【36】								
	重要な財産の処分等に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	-			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)

  

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
	なし	なし	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> 計画なし	<評定と根拠> 評定：-		評定	
					<課題と対応> 令和元年度は、重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。		<評定と根拠>	<課題と対応>

  

4. その他参考情報								

## 第7. 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報【37】								
	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度	-			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)

  

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つめ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つめ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定：		評定	
						<課題と対応>	<評定と根拠>	<課題と対応>

  

4. その他参考情報								

## 第8. その他業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【38】			
1	市場化テストの実施		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「公共サービス改革基本方針」（平成29年7月閣議決定）に基づき民間競争入札により事業を実施している以下の業務については、実施要領に基づき適切に運営する。 ・全国消費生活情報ネットワークシステム（P10-NET）運用支援業務（契約期間：平成27年5月から平成32年9月までの5年5か月間） ・企業・消費者向けの教育研修事業（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間） ・相模原事務所の企画・管理・運営業務（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間）	「公共サービス改革基本方針」（平成29年7月閣議決定）に基づき民間競争入札により事業を実施している以下の業務については、実施要領に基づき適切に運営する。 ・全国消費生活情報ネットワークシステム（P10-NET）運用支援業務（契約期間：平成27年5月から平成32年9月までの5年5か月間） ・企業・消費者向けの教育研修事業（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間） ・相模原事務所の企画・管理・運営業務（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間）	<指標>  <関連指標>	<主要な業務実績> 全国消費生活情報ネットワークシステム（P10-NET）運用支援業務については、平成30年11月6日に総務省官民競争入札等監理委員会において、総合的に良好な実績結果を得られていことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行が了承され、令和2年9月をもって市場化テストを終了することが適当との結論が示された。上記業務のほか、企業・消費者向けの教育研修事業及び相模原事務所の企画・管理・運営業務についても各々適切に実施した。	<評定と根拠> 評定：B 平成30年度は中期目標及び各計画に沿って業務を実施したことと踏まえ、Bと評価する。	<評定と根拠> 評定：B 平成30年度は中期目標及び各計画に沿って業務を実施したことと踏まえ、Bと評価する。	<課題と対応> 企業・消費者向けの教育研修事業及び相模原事務所の企画・管理・運営業務については、契約期間である令和3年3月までの間、引き続き業務を適切に実施する。

## 第8. その他業務運営に関する事項

4. その他参考情報

## 第8. その他業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【39】							
2	情報セキュリティ対策						
当該項目の重要度、難易度	一		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート 事業番号 0010		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、「独立行政法人国民生活センター情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ規則」、「緊急時対応計画書」、「情報セキュリティ監査者規則」、他の情報セキュリティに係る規定を適時適切に見直すとともに、これらに基づき情報セキュリティ対策を講じ、センターに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を取り組む。また、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、「独立行政法人国民生活センター情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準方針」、「情報セキュリティ規則」、「緊急時対応計画書」、「情報セキュリティ監査者規則」、他の情報セキュリティに係る規定を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、センターに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を実施する。また、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> - ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定が平成 30 年 7 月に行われたことを受けて、対応方針について検討を開始し、方向性を確定した。 ・サイバー攻撃対応能力強化のためセキュリティシステムに関する調査及び、職員等を対象とした標的型メール訓練を実施した。また、IPA からの情報セキュリティマネジメント監査及びペネトレーション監査結果に対するフォローアップに対応した。更に、情報セキュリティ研修について検討し、それぞれの業務に合わせた情報セキュリティ研修を実施した。 ①政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定を受け、対応方針を検討し、実施の方向性を確定した。 ②セキュリティシステムに関する調査、標的型メール訓練、それぞれの業務に合わせた情報セキュリティ研修を実施した。 ③情報セキュリティ対策改善のための情報セキュリティ対策推進計画を作成した。また、翌年度の情報セキュリティ対策推進計画も作成した。 ・情報セキュリティ対策推進計画に基づき、規程類の整備、研修、自己点検等情報セキュリティ対策を講じた。また今年度の情報セキュリティ対策の実施状況等を踏まえ次年度の情報セキュリティ対策推進計画を作成した。 これを踏まえ、B と評価する。  <課題と対応> ・令和元年度においても、統一基準群の改訂等への対応及び、サイバー攻撃対応能力強化のための取組みを行う。 また、情報セキュリティ対策の改善のための情報セキュリティ	<評定と根拠> 評定 : B	評定	<評定と根拠>	<課題と対応>	

133

## 第8. その他業務運営に関する事項

		・情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより翌年度に向けた情報セキュリティ対策の改善を図る。			イ対策推進計画の策定し、実施する。	
--	--	--	--	--	-------------------	--

4. その他参考情報						

## 第8. その他業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【40】							
3	内部統制の充実・強化						
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー			行政事業レビューシート 事業番号 0010		

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)
内部監査の実施回数(実績値)	一	1回	1回					
コンプライアンス研修実施回数(実績値)	一	4回	4回					

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。内部統制の充実・強化を図るために内部統制委員会の開催や内部通報制度の整備・運用等によるコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事及び会計監査人による監査機能・体制を強化する。	「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。内部統制の充実・強化を図るために内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事及び会計監査人による監査機能・体制を強化する。	<指標> - <関連指標> ・内部監査の実施回数 ・コンプライアンス研修実施回数	<主要な業務実績> 平成30年度は、内部統制のうち、「リスクの評価と対応」、「モニタリング」の観点より内部監査においては、各部署の支出処理、文書管理についての監査を適切に実施し、その指摘事項について、センター内に周知するとともに指摘事項への改善を行った。 内部統制委員会の実施部門である「リスク管理委員会」において、各部署と連携してリスク管理体制の整備を図り、特に重視すべきリスクについて資料を作成した。 また、監事監査では、各部署におけるリスク要因を分析、評価を行い、監事からの指摘事項に対し、被監査部署において具体的な対応策を策定のうえ監事に報告を行うとともに、具体的な対応策の進捗状況について、監事に対応状況を報告し、その後の進捗状況について監事が2回モニタリングを実施し、指摘事項に係る業務改善・推進箇所への留意を促して、計画に沿った業務遂行の実効性を確保した。 会計部門においては、平成30事業年度財務諸表について会計監査人による監査を行い、財務諸表が適正に表示されている旨の監査報告を受けた。 さらに、内部統制の環境を整備・運用し不斷の見直しを行うために、内部統制委員会を開催し、内部統制各部門における内部統制推進状況について把握した。	<評定と根拠> 評定：B 平成30年度は、内部監査、監事監査を適切に実施した。 内部統制委員会、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の開催並びにコンプライアンス研修を開催した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	<評定> 評定	<評定と根拠> <課題と対応>
【関連指標】 ・内部監査の実施回数 ・コンプライアンス研修実施回数						

135

## 第8. その他業務運営に関する事項

研修実施回数						
--------	--	--	--	--	--	--

## 4. その他参考情報

--

## 第8. その他業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【41】			
4	商品テスト及び教育研修の新たな取組		
当該項目の重要度、難易度	一		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート 事業番号 0010

## 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき実施する徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストの実証的な取組については、事業者の商品企画、行政による法執行、消費者への注意喚起等に活用するため、報告書を作成して公表し、取組の成果について適切に検証・見直しを行う。また、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき実施する、「徳島独自の研修」を含む研修の新たな取組の成果についても公表し適切に検証・見直しを行う。これらの検証・見直しの結果として生じた新たな目標等については、中期	「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき実施する徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストの実証的な取組については、事業者の商品企画、行政による法執行、消費者への注意喚起等に活用するため、報告書を作成して公表し、取組の成果について適切に検証・見直しを行う。 ・これらの検証・見直しの結果として生じた新たな計画等については、年度計画へ追記する。 ・「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき実施する、「徳島独自の研修」を含む研修の新たな取組の成果についても公表し適切に検証・見直しを行う。これらの検証・見直しの結果として生じた新たな計画等については、中期	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> -  「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、徳島県に開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において、商品テスト及び研修事業を実施した。 商品テストにおいては、前年度テーマ「地震による転倒の防止策 - 電気給湯設備の貯湯タンクと家具・家電について」及び「錠剤、カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査」をテーマに商品テストのプロジェクトを実施した。 具体的には前年度テーマ「地震による転倒の防止策 - 電気給湯設備の貯湯タンクと家具・家電について」の公表を行った。取組の成果について取りまとめ等を行い、次のテーマを選定し、「錠剤、カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査」を徳島県や県内の有識者等の協力を得ながら実施した。 研修においては「徳島独自の研修」を含む14回の研修を実施した（受講者数383人、予定）。  <評定と根拠> 評定：B 平成30年度の「消費者行政新未来創造オフィス」において、商品テスト及び研修事業を実施した。 商品テストにおいては、前年度テーマ「地震による転倒の防止策 - 電気給湯設備の貯湯タンクと家具・家電について」の公表を行った。取組の成果について取りまとめ等を行い、次のテーマを選定し、「錠剤、カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査」を徳島県や県内の有識者等の協力を得ながら実施した。 研修においては「徳島独自の研修」を含む14回の研修を実施した。 これらを踏まえ、Bと評価する。  <課題と対応> 令和元年度も引き続き同オフィスにおいて、商品テスト、研修事業を推進する。 商品テストについては、徳島	<評定> 評定と根拠 評定：B 平成30年度の「消費者行政新未来創造オフィス」において、商品テスト及び研修事業を実施した。 商品テストにおいては、前年度テーマ「地震による転倒の防止策 - 電気給湯設備の貯湯タンクと家具・家電について」の公表を行った。取組の成果について取りまとめ等を行い、次のテーマを選定し、「錠剤、カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査」を徳島県や県内の有識者等の協力を得ながら実施した。 研修においては「徳島独自の研修」を含む14回の研修を実施した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	<評定と根拠> 評定：B 平成30年度の「消費者行政新未来創造オフィス」において、商品テスト及び研修事業を実施した。 商品テストにおいては、前年度テーマ「地震による転倒の防止策 - 電気給湯設備の貯湯タンクと家具・家電について」の公表を行った。取組の成果について取りまとめ等を行い、次のテーマを選定し、「錠剤、カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査」を徳島県や県内の有識者等の協力を得ながら実施した。 研修においては「徳島独自の研修」を含む14回の研修を実施した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	<課題と対応> 令和元年度も引き続き同オフィスにおいて、商品テスト、研修事業を推進する。 商品テストについては、徳島

137

## 第8. その他業務運営に関する事項

目標へ追記する。	計画へ追記する。			定員人員 756 人、充足率 50.7% )。	県周辺も含めた専門家の知見を活用し、徳島県の協力を得ながら、プロジェクトを実施する。 研修については、引き続き「徳島独自の研修」を含む14回を実施する。
----------	----------	--	--	-------------------------	---

## 4. その他参考情報

--

## 第9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【42】								
1	施設及び整備に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	一			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立ちつつ老朽化対策等の必要性の高い施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運用に努める。	施設・設備に関する計画の見込みはない。	<指標> — <関連指標> —	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定：—	<課題と対応> —	評定	<評定と根拠> <課題と対応>	
4. その他参考情報								

139

## 第9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【43】								
2	人事に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	一			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 28 年度実績値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報)
地方公共団体との人事交流人數(実績値)	—	1 人	0 人					
消費者団体での実務体験人數(実績値)	—	1 人	1 人					
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
地方公共団体等との人事交流や消費者団体での実務体験などを通じ、センター職員に多方面の業務を経験させるとともに、研修機会の提供に努め、職員の専門性の更なる向上を図る。	地方公共団体等との人事交流や消費者団体での実務体験などを通じ、センター職員に多方面の業務を経験させるとともに、研修機会の提供に努め、職員の専門性の更なる向上を図る。	<指標> — <関連指標> —	<主要な業務実績> 消費者団体での実務体験として、一般社団法人全国消費者団体連絡会の製品安全専門委員会への職員派遣を行い、毎月 1 回実務を体験させた。 地方公共団体等との人事交流については、今後実現するために必要となる課題の整理等を行った。 これらの踏まえ、B と評価する。	<評定と根拠> 評定：B 平成 30 年度は、消費者団体での実務体験を実施するとともに、地方公共団体等との人事交流について検討を行った。 これらを踏まえ、B と評価する。	<課題と対応> 令和元年度も引き続き、地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験について可能なものを実施する。	評定	<評定と根拠> <課題と対応>	
4. その他参考情報								

140

第9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【44】			
3	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
中期目標期間を超える債務負担について は、当該債務負担の必要性が認められる場合 には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担について は、当該債務負担の必要性が認められる場合 には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担について は、当該債務負担の必要性が認められる場合 には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> PIO-NE T2015 関連機器等コンピュータの貸借について、5年間リース契約等を締結している。	<評定と根拠> 評定：-  <課題と対応> 令和元年度以降においても、当期中期目標期間のセンターの業務を効率的に実施するため、コンピュータの貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	評定  <評定と根拠> <課題と対応>

4. その他参考情報

第9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報【45】			
4	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 事業番号 0010

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成28年度実績値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
前期中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条第1項に規定する整理を行ってなお積立金があるときは、センター法第43条第1項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約、前期中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、センター法第43条第3項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。	前期中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条第1項に規定する整理を行ってなお積立金があるときは、センター法第43条第1項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約、前期中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。当該金額を控除して、なお残余があるときは、センター法第43条第3項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。	-	<指標> - <関連指標> -	<主要な業務実績> 前期中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、当期中期目標期間における積立金として整理する金額について主務省と協議し、全額を国庫納付した。	<評定と根拠> 評定：B  <課題と対応> これで踏まえ、Bと評価する。  <課題と対応> -	評定  <評定と根拠> <課題と対応>

4. その他参考情報

決算報告書  
(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

(単位：円)

区分	広報事業経費				情報・分析事業経費				相談事業経費				商品テスト事業経費				研修事業経費			
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
【収入】																				
運営費交付金収入	157,618,000	157,618,000	0		2,298,115,000	2,298,115,000	0		389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	401,354,000	0		246,837,000	246,837,000	0	
事業収入等	41,814,000	44,954,544	△ 3,140,544	※1	0	0	0		0	0	0		0	0	0		34,136,000	36,007,312	△ 1,871,312	※3
取入合計	199,432,000	202,572,544	△ 3,140,544		2,298,115,000	2,298,115,000	0		389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	401,354,000	0		280,973,000	282,844,312	△ 1,871,312	
【支出】																				
業務経費	199,432,000	187,020,350	12,411,650		2,298,115,000	989,959,516	1,308,155,484	※2	389,904,000	385,135,655	4,768,345		401,354,000	393,602,083	7,751,917		280,973,000	287,984,032	△ 7,011,032	※4
支出行合計	199,432,000	187,020,350	12,411,650		2,298,115,000	989,959,516	1,308,155,484		389,904,000	385,135,655	4,768,345		401,354,000	393,602,083	7,751,917		280,973,000	287,984,032	△ 7,011,032	

区分	紛争解決委員会事業経費				過格消費者団体支援経費				法人共通				合計			
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
【収入】																
運営費交付金収入	144,930,000	144,930,000	0		5,420,000	5,420,000	0		551,978,000	551,978,000	0		4,196,156,000	4,196,156,000	0	
事業収入等	0	0	0		0	0	0		42,045,000	41,258,456	786,544		117,995,000	122,220,312	△ 4,225,312	
取入合計	144,930,000	144,930,000	0		5,420,000	5,420,000	0		594,023,000	593,236,456	786,544		4,314,151,000	4,318,376,312	△ 4,225,312	
【支出】																
業務経費	144,930,000	140,983,486	3,946,514		5,420,000	5,319,496	100,504		0	0	0		3,720,128,000	2,390,004,618	1,330,123,382	
一般管理費	0	0	0		0	0	0		594,023,000	543,113,814	50,909,186	※2	594,023,000	543,113,814	50,909,186	
支出行合計	144,930,000	140,983,486	3,946,514		5,420,000	5,319,496	100,504		594,023,000	543,113,814	50,909,186		4,314,151,000	2,933,118,432	1,381,032,568	

## ※ 計画額と実績額の差額が生じた理由

- 図書雑誌収入が計画を上回ったため
- 平成30年度予算の一部及び平成30年度補正予算として交付された予算を翌年度に繰り越したため
- 資格試験収入が予定を上回ったため
- 退職手当の支出をしたため

143

## 平成30年收支計画

(単位：円)

区分	広報事業経費				情報・分析事業経費				相談事業経費				商品テスト事業経費				研修事業経費			
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
費用の部	199,660,136	188,167,537	13,492,599		2,311,638,109	1,150,304,429	1,161,333,680		390,958,620	386,190,306	4,768,314		412,852,533	410,644,271	2,209,262		281,607,918	288,271,837	△ 6,663,919	
経常費用	199,660,136	188,167,533	13,492,603		2,306,437,479	1,145,045,691	1,161,391,788		390,958,620	386,190,275	4,768,345		412,853,533	410,644,212	2,209,321		281,607,918	288,271,831	△ 6,663,913	
業務経費	96,506,000	86,807,766	9,698,234		1,926,134,436	610,881,275	1,315,253,161	※3	232,386,000	225,660,460	6,725,540		130,991,000	122,790,785	8,200,215		116,324,000	117,192,764	△ 858,764	
一般管理費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
人件費	102,926,000	98,403,274	4,522,726		220,300,000	219,033,445	1,266,555		157,518,000	159,475,195	△ 1,957,195		270,363,000	267,234,878	3,128,122		164,649,000	170,365,726	△ 5,716,726	※5
減価償却費	228,136	956,493	△ 728,357		160,003,043	315,130,971	△ 155,127,928	※2	1,054,620	1,054,620	0		11,499,533	20,618,549	△ 9,119,016		634,918	723,341	△ 88,423	
財務費用	0	0	0		5,200,630	5,258,697	△ 58,067		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
臨時損失	0	4	△ 4		0	41	△ 41		0	31	△ 31		0	59	△ 59		0	6	△ 6	
収益の部	199,660,136	202,254,101	△ 2,593,965		2,312,812,750	1,168,196,337	1,144,616,413		390,958,620	390,958,620	0		412,853,533	418,396,188	△ 5,542,655		281,607,918	283,154,239	△ 1,546,321	
運営費交付金収益	157,618,000	156,343,060	1,274,940		2,298,115,000	999,119,644	1,298,995,356	※3	389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	397,777,580	3,576,420		246,837,000	246,423,580	413,420	
自己収入	41,814,000	44,954,544	△ 3,140,544	※1	0	0	0		0	0	0		0	0	0		34,136,000	36,007,312	△ 1,871,312	※4
資産見返運営費交付金戻入	228,136	956,493	△ 728,357		14,697,750	169,072,232	△ 154,374,482	※2	1,054,620	1,054,620	0		11,499,533	20,618,549	△ 9,119,016		634,918	723,341	△ 88,423	
資産見返寄附金戻入	0	0	0		0	4,420	△ 4,420		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
臨時利益	0	4	△ 4		0	41	△ 41		0	31	△ 31		0	59	△ 59		0	6	△ 6	
経常利益又は経常損失(△)	0	16,086,564	△ 16,086,564		1,174,641	17,891,908	△ 16,717,267		0	4,768,345	4,768,345	0		0	7,751,917	△ 7,751,917	0	0	△ 5,117,598	5,117,598
自己積立取り崩入	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
当期純利益又は当期純損失	0	16,086,564	△ 16,086,564		1,174,641	17,891,908	△ 16,717,267		0	4,768,345	4,768,345	0		0	7,751,917	△ 7,751,917	0	0	△ 5,117,598	5,117,598

区分	紛争解決委員会事業経費				過格消費者団体支援経費				法人共通				合計			
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
費用の部	144,974,855	145,390,665	△ 415,800		5,420,000	5,430,000	△ 10,000		605,609,251	545,629,359	59,979,892		4,352,722,432	3,113,981,386	1,238,741,046	
経常費用	144,974,855	141,444,151	3,530,714		5,420,000	5,329,496	90,504		605,569,837	545,589,937	59,979,900		4,347,482,388	3,108,683,126	1,238,799,262	
業務経費	80,866,000	76,985,254	3,880,746		1,155,000	1,087,561	67,439		0	0	0		2,584,362,436	1,241,395,865	1,342,966,571	
一般管理費	0	0	0		0	0	0		275,683,128	211,983,825	63,699,303		275,683,128	211,983,825	63,699,303	
人件費	64,064,000	63,998,232	65,768		4,265,000	4,231,935	33,065		317,618,000	320,484,023	△ 2,430,423		1,301,703,000	1,302,791,108	△ 1,088,108	
減価償却費	44,865	460,665	△ 415,800		0	10,000	△ 10,000		12,268,709	13,557,689	△ 1,288,990		185,731,874	352,512,328	△ 166,778,504	
財務費用	0	0														

## 平成30年度資金計画

(単位：円)

区分	広報事業経費				情報・分析事業経費				相談事業経費				商品テスト事業経費				研修事業経費				
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	
資金支出	199,432,000	202,572,544	△ 3,140,544		2,298,115,000	2,298,115,000	0		389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	401,354,000	0		280,973,000	282,844,312	△ 1,871,312		
業務活動による支出	199,432,000	185,745,410	13,686,590		860,222,066	835,173,417	25,048,649		389,904,000	385,135,655	4,768,345		401,354,000	390,025,613	11,328,387		280,973,000	287,570,612	△ 6,597,612		
投資活動による支出	0	1,274,940	△ 1,274,940	※1	0	7,582,356	△ 7,582,356	※1	0	0	0		0	3,576,420	△ 3,576,420	※1	0	413,420	△ 413,420	※1	
財務活動による支出	0	0	0		146,479,934	147,203,743	△ 723,809		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
リース債務の返済による支出	0	0	0		146,479,934	147,203,743	△ 723,809		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度への繰越	0	15,552,194	△ 15,552,194		1,291,413,000	1,308,155,484	△ 16,742,484		0	4,768,345	△ 4,768,345		0	7,751,967	△ 7,751,967		0	△ 5,139,720	5,139,720		
資金収入	199,432,000	202,572,544	△ 3,140,544		2,298,115,000	2,298,115,000	0		389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	401,354,000	0		280,973,000	282,844,312	△ 1,871,312		
業務活動による収入	199,432,000	202,572,544	△ 3,140,544		2,298,115,000	2,298,115,000	0		389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	401,354,000	0		280,973,000	282,844,312	△ 1,871,312		
運営費交付金による収入	157,618,000	157,618,000	0		2,298,115,000	2,298,115,000	0		389,904,000	389,904,000	0		401,354,000	401,354,000	0		246,837,000	246,837,000	0		
自己収入	41,814,000	44,954,544	△ 3,140,544		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	34,136,000	36,007,312	△ 1,871,312		
投資活動による収入	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度よりの繰越金	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 計画額と実績額の差額が生じた理由

- 1 有形固定資産の取得のため
- 2 定期預金の預入れ
- 3 定期預金の払戻し